

県と市町村の新しい関係づくり協議会
協議結果報告

平成 18 年 2 月 16 日

目 次

1. 報告資料

I. 協議の仕組み

- (1) 協議の仕組みについて 1
- (2) 協議会の構成等 2

II. 個別協議結果

- (1) 個別協議の実績 3
- (2) 個別協議の結果 3
- (3) 個別協議終了項目の事例 3

III. 検討部会協議結果

- (1) 検討部会一覧（協議結果） 5

[連携・協力]

- ① 県管理道路の犬猫等の死体処理に関する事業の一体的実施検討部会 10
- ② 県管理道路及び県管理河川敷における除草作業の一体的実施検討部会 18
- ③ 県管理道路照明の設置管理の一体的実施検討部会 24
- ④ 犬猫の捕獲等に関する一体的実施検討部会 26
- ⑤ 埋蔵文化財発掘調査の一体的実施検討部会 36

[権限移譲]

- ⑥ 権限移譲検討部会 38
- ⑥-1 屋外広告物条例WG 60
- ⑥-2 包括的権限移譲WG 64
- ⑫ 中核市移行準備検討部会 66

[補助金・負担金]

- ⑦ 県単独補助金見直し検討部会 68
- ⑦-1 県単独補助金見直しWG 76
- ⑧ 市町村負担金見直し検討部会 94

[重複調査改善]

⑨市町村行財政関連の重複調査の改善検討部会	100
⑩福祉関連の重複調査の改善検討部会	102
⑪教育関連の重複調査の改善検討部会	104

[地域づくり]

⑬新しい時代の地域づくりのあり方に関する検討部会	108
--------------------------	-----

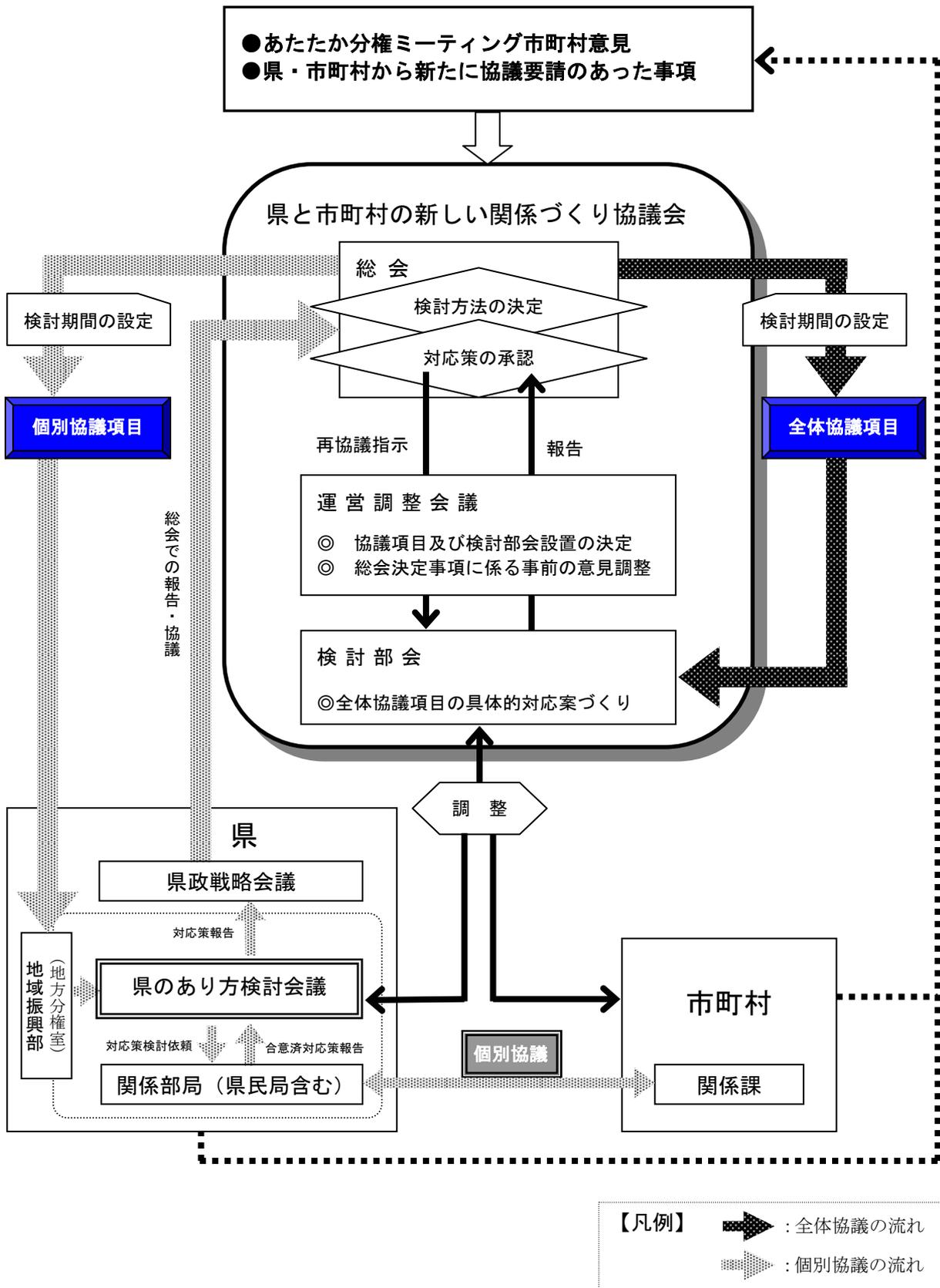
2. 参考資料

(1) 県と市町村の新しい関係づくり協議会規約	117
(2) 検討部会の運営に関する規程	121

報告資料

I. 協議の仕組み

協議の仕組みについて



協議会の構成等

	メンバー
総会	会長：知事
	副会長：市長会会長、町村会会長、副知事
	委員：各市町村長、出納長、各部局長・県民局長
運営調整会議	市町村地方分権担当課、地方分権室、県民局企画調整部
検討部会	①県管理道路の犬猫等の死体処理に関する事業の一体的実施検討部会 ②県管理道路及び県管理河川敷における除草作業の一体的実施検討部会 ③県管理道路照明の設置管理一体的実施検討部会 ④犬猫の捕獲等に関する一体的実施検討部会 ⑤埋蔵文化財発掘調査一体的実施検討部会 ⑥権限移譲検討部会 ⑥-1 屋外広告物条例 WG ⑥-2 包括的権限移譲 WG ⑦県単独補助金見直し検討部会 ⑦-1 県単独補助金見直し WG ⑧市町村負担金見直し検討部会 ⑨市町村行財政関係の重複調査改善検討部会 ⑩福祉関連の重複調査改善検討部会 ⑪教育関連の重複調査改善検討部会 ⑫中核市移行準備検討部会 ⑬新しい時代の地域づくりのあり方に関する検討部会 ※検討部会は必要に応じて設置
	メンバー：市町村担当課長、県関係室長 ※必要に応じ助言者として学識経験者を招聘
(事務局)	市長会、町村会、地方分権室

Ⅱ. 個別協議結果

個別協議の実績

「あたたか分権ミーティング」個別協議項目については、県関係室と市町村担当課を中心に「県と市町村の新しい関係づくり協議会」にも諮りながら協議していくこととし、個別協議を実施した。協議期間等は次のとおりである。

- 第1回：(平成16年) 3/9(火)～3/22(月)
- 第2回： 5/11(火)～5/31(月)
- 第3回： 7/26(月)～8/27(金)
- 第4回：(平成17年) 1/24(月)～3/4(金)
- 第5回： 5/18(水)～随時

個別協議の結果

[平成18年1月30日現在]

個別協議項目数 538	ア. 協議終了項目 538	①事務事業の協力・連携に関する事項 225
		②権限移譲に関する事項 133
		③県単独市町村補助金に関する事項 36
		④事務処理・法制度に関する事項 144

* 個別協議終了した項目の中には、『別途協議の場を設定する』としたものを含む。

個別協議終了項目の事例

《事務事業の協力・連携に関する事項》

県等から市民への情報提供や周知チラシなどの文書の配布方法の改善（県政だより・県議会だより除く）

○県が住民へ情報提供・周知（啓発）する目的で作成した印刷物等を、市町村に配布依頼する事について、市は、市民への情報提供を計画的に行っており、配布については委託料等の負担をしているため、県からの配布物対応に苦慮している。【名張市 四日市市】

《改善提案》県は独自の配布方法を検討すべきである。

《対応策》

- 1 県組織による広報は、基本的に県が有する広報媒体（県政だより、ホームページなど）によることとする。
- 2 やむを得ずチラシ等の広報物を発行する場合は、県政だよりや新聞に折り込むことを基本とする。
- 3 上記1. 2によることができず、市町村の協力を得て広報物を頒布する必要がある場合は、関係市町と十分に協議し、同意を得たうえで実施することとする。

【全部局】 >> 平成17年度実施

消費者行政、消費者相談について

○当該事務については、「消費者基本法」により県、市町村ともに地方公共団体が苦情処理の主体とされ、県は苦情処理が適切、迅速に行われるよう、人材の確保、資質の向上等の施策を講ずる必要があるとされることから、市町村に対してより一層の支援体制を講じる必要がある

【松阪市 類似意見：四日市市 桑名市 鳥羽市 旧三雲町 旧島ヶ原村】

《改善提案》県の相談機能強化をお願いしたい。

《対応策》

- 消費生活相談員の3名増員を行った。(平成16年度 2名 平成17年度 1名)
- 音声自動応答装置による24時間消費生活情報提供サービスを開始した。(16年4月21日サービス開始)
- 市町の相談員育成の支援(鈴鹿亀山広域連合から職員を受入) 【生活部】

《事務処理・法制度に関する事項》

身体障害者補装具交付判定事務に係る添付書類の簡素化

○障害者に対する補装具の交付を行う市町の事務について、県が補装具の処方及び総合判定を行うために補装具見積書、処方箋の写しを求めているが、提出の根拠が明確ではなく、不要である。

【四日市市】

《改善提案》法的根拠を明確にすべきである。

《対応策》

平成18年度、補装具の制度が身体障害者福祉法から障害者自立支援法に移行することから、当該事務に関する要領等の改正にあわせて、補装具の処方や総合判定等にかかる書類判定に必要な書類の提出根拠を定める。 【健康福祉部】 >> 平成18年度予定

Ⅲ. 検討部会協議結果

表 検討部会一覧（協議結果）

部会・WG名称	部会・WGでの検討事項及び検討結果
<p>① 県管理道路の犬猫等死体処理一体的実施検討部会 (P. 10)</p>	<p>(検討事項) 一体的実施の対象路線の選定 一体的実施の手法 一体的実施の内容(現制度の改善、市町村で一体的処理する手法、将来に向けた一体的実施の手法)</p> <p>(検討結果) ・死骸処理を迅速に行うための市町村と県の通報体制や県の処理体制等についての協定書案をとりまとめた。 ・道路の維持管理全般を、市町村が一体的に実施するための将来的な手法を検討した。</p>
<p>② 県管理道路・河川除草一体的実施検討部会 (P. 18)</p>	<p>(検討事項) 一体的実施に関する対象エリア、除草対象範囲、除草幅 一体的実施の手法 一体的実施の内容(現制度の改善、市町村で一体的処理する手法、将来に向けた一体的実施の手法)</p> <p>(検討結果) ・除草作業を地域のニーズに適合させるため、市町村に委託する等の方法でなく、現行の自治会委託制度をさらに進めることとした。 ・道路、河川の維持管理全般を、市町村が一体的に実施するための将来的な手法を検討した。</p>
<p>③ 県管理道路照明の設置管理一体的実施検討部会 (P. 24)</p>	<p>(検討事項) 県管理道路の照明の設置管理について</p> <p>(検討結果) ・道路照明や防犯灯などの管理責任の役割分担を確認した。</p>
<p>④ 犬猫の捕獲等一体的実施検討部会 (P. 26)</p>	<p>(検討事項) 一体的実施の対象地域の選定、開始時期 一体的実施の手法 協定書(案)の作成 検討部会の確認事項</p> <p>(検討結果) ・犬の捕獲等に関する役割分担や事務処理体制を明確化し、市町村の協力と県の対応策についての協定書案をとりまとめた。</p>
<p>⑤ 埋蔵文化財発掘調査の一体的実施検討部会 (P. 36)</p>	<p>(検討事項) 市町村の埋蔵文化財発掘調査における農地転用許可 埋蔵文化財発掘調査における市町村と県の連携協力</p> <p>(検討結果) ・市町村の農地転用許可手続きが不要となるよう、農地法の改正を国に働きかけていくことを確認した。</p>

連携・協力

部会・WG名称	部会・WGでの検討事項及び検討結果
⑥権限移譲検討部会 (P. 38)	(検討事項) 権限移譲にあたってのルール(事務引継のあり方) 権限移譲にあたってのルール(移譲後支援のあり方) 権限移譲に伴う人的支援のあり方 権限移譲の方式の見直し(包括的権限移譲など) 権限移譲に伴う財政措置のあり方(特例処理事務交付金の見直し) (検討結果) ・権限移譲の円滑な進め方を協議し、権限移譲の手順や移譲後の支援のあり方について合意した。 ・権限移譲の際の県職員の派遣や市町村職員の受入研修などの人的支援のあり方について合意した。 ・特例処理事務交付金の現行の算定の基礎数値などについて、実態に合った内容に見直した。
⑥- 1 屋外広告物条例WG (P. 60)	(検討事項) 移譲にあたっての事務引継のあり方 移譲後の県の責務、協力体制のあり方 人的支援のあり方 事務処理の改善 屋外広告物条例に関する権限移譲に係る確認事項(案)、または申し合わせ事項(案)の作成 (検討結果) ・引継ぎの際の書類の整理や懸案事項に係る移譲後支援のあり方について合意した。 ・人的支援のあり方や事務執行等の統一化など事務処理の改善について合意した。
⑥- 2 包括的権限移譲WG (P. 64)	(検討事項) 包括的権限移譲の基本的な考え方 移譲候補事務の洗い出し 移譲可能事務の抽出 包括方式の設定 支援策の検討 (検討結果) ・包括的権限移譲の基本的な考え方やパッケージのワーキング案をとりまとめた。
⑫中核市移行準備検討部会 (P. 66)	(検討事項) 協議計画書に基づく今後の進め方について 所属間の協議の進め方について 所属間の協議結果について (検討結果) ・今後のスケジュール、県と市の協議結果などについて確認した。 ※ただし、中核市移行までの今後の協議は別途行う。

権
限
移
譲

部会・WG名称	部会・WGでの検討事項及び検討結果
⑦県単補助金見直し検討部会 (P. 68)	(検討事項) 補助金の廃止・削減の際の市町村への説明・意見聴取のルール 補助金の新設の際の情報提供・意見聴取のルール 今後の県単補助金のあり方について ・補助金の総合化など基準緩和、使途範囲の拡大、事務手続きの簡素化について (検討結果) ・県単補助金を新設・廃止・削減する際、事前に市町村に情報提供するとともに意見聴取を行い、意見を総合的に勘案して県が予算編成を行うなどのルールについて合意した。 ・補助事業に対する県と市町村の役割を踏まえ、県は補助事業の企画及び執行にあたり、住民のニーズを的確に捉えて実施することができる市町村の主体性に、より配慮し、今後、県各部署において見直すことについて合意した。
⑦-1 県単補助金見直しWG (「子育て環境の整備」関連補助金) (P. 76)	(検討事項) 住民ニーズに応えるための県と市町村の役割のあり方について 補助金の使途範囲の拡大について (検討結果) ・住民ニーズをよりの確に捉えることができるのは市町村であることから、県は施策目標の範囲内で市町村が柔軟かつ主体的に取り組む事業の必要性にこれまで以上に配慮することを合意した。 ・市町村事業に今まで以上に迅速かつ柔軟に対応するため、県の施策目標の範囲内で地域や住民ニーズに柔軟に対応できる補助メニューの創設を検討することについて合意した。
⑦-1 県単補助金見直しWG (「農林水産業を支える生活・経営基盤の充実」関連補助金) (P. 76)	(検討事項) 地域のニーズの高い事業への重点化について 補助採択基準の見直しについて 申請事務の簡素化について(GISによる図面等の活用) (検討結果) ・より地域のニーズの高い事業への重点化を図りやすくよう、現行の県単補助金の統合を検討することについて合意した。 ・「県単土地基盤整備事業補助金」の採択基準について、県は毎年市町村に対し意見を聴取するとともに、その意見を勘案した上で基準を見直すことを合意した。 ・GISの活用に関しては県内市町村の導入状況から、現在活用することは困難であるが、今後の導入状況を見据え、活用の検討を行うことを合意した。
⑧市町村負担金見直し検討部会 (P. 94)	(検討事項) 負担率等を決定する際の市町村との協議の場の設置と情報提供について 負担内容のあり方について 繰越事業の負担金の支払時期について (検討結果) ・県土整備部関係の建設費負担金の負担率決定の際の協議の場の設置や負担金の算定対象などについて合意した。

補助金・負担金

部会・WG名称	部会・WGでの検討事項及び検討結果
重 複 調 査 改 善	<p>⑨市町村行財政関連重複調査改善検討部会 (P. 100)</p> <p>(検討事項) 普通交付税の算定作業の簡素化 福祉・教育関連調査と普通交付税調査の重複項目の改善、基準財政収入額における重複調査の改善 公共施設状況調査の重複項目の改善 公共事業発注計画標準調査表について 公共事業等の事業施行計画及び事業施行状況等にかかる調査について</p> <p>(検討結果) ・事務作業の平準化や簡素化を図るとともに県データの提供や国等への改善要望も引き続き行っていくことを合意した。</p>
	<p>⑩福祉関連重複調査改善検討部会 (P. 102)</p> <p>(検討事項) 「地域保健事業報告」と「母子保健報告」の重複の改善 「老人保健事業報告」と「保健事業費等国庫及び県負担金事業報告」等の重複の改善</p> <p>(検討結果) ・調査の廃止又は調査依頼時期の統一化により、事務負担の軽減を図ることを合意した。</p>
	<p>⑪教育関連重複調査改善検討部会 (P. 104)</p> <p>(検討事項) 「北勢地区市町社会教育委員名簿の作成について」「青少年育成市町村民会議連絡協議会の名簿提出について」及び「市町村社会教育委員の活動等に関する調査について」の重複改善 「図書館運営調査」の調査元の重複の改善 「児童生徒の問題行動等の生徒指導の諸問題に関する調査(翌年度4月報告)」と「児童生徒の問題行動に関する報告書(毎月報告)」の重複改善 「日本語教育が必要な外国人児童・生徒数等調べ」と「日本語指導が必要な外国人園児児童生徒数調査」の重複の改善 「児童・生徒数及び学級数の見込調べ」の定期調査の簡素化 「所属態様報告書及び教職員定数調査票の提出調査」と「学校基本調査」の重複の改善 今後の進め方</p> <p>(検討結果) ・重複調査項目の廃止、資料添付の廃止、調査回数削減により、事務負担の軽減を図ることを合意した。</p>
地 域 づ く り	<p>⑬新しい時代の地域づくりのあり方に関する検討部会 (P. 108)</p> <p>(検討事項) 地域づくりにおける住民と行政、市町と県の役割分担について 地域づくりにおける多様な主体が参画するための仕組みについて 地域づくりにおける市町、県の支援のあり方について</p> <p>(検討結果) ・地域の住民等が主体となった地域づくりの取組の展開に向けて、住民、行政(県・市町)の役割分担について共有した。 ・地域づくりには、地域の多様な主体が参画し、パートナーシップによる戦略的な取組を通じて自立・持続する地域社会の構築に繋げることが重要であることを確認した。 ・地域が主体となった地域づくりを補完・支援するための行政(県・市町)の取組の方向性について合意した。</p>

①県管理道路の犬猫等の死体処理に関する事業の一体的実施検討部会 【協議終了】

検討部会設置の背景・目的

市町村は市町村道の犬猫等の死骸処理を行うが、住民には県道・市町村道の区別はわかりにくいため、県管理道路における処理についても身近な市町村役場へ通報してくる。県は、県建設部の道路パトロールや業者委託などで処理を行っているものの、住民から迅速な対応が求められることから、市町村で対応せざるをえないケースが多数あり、市町村の負担となっている。

このような現状を踏まえ、住民サービスや市町村の自主性を向上させる観点から、県管理道路の犬猫等の死骸処理に関する事業について、市町村での事業の一体的実施を検討し、住民ニーズに応じた迅速な対応ができる体制づくりを目指す。

検討部会メンバー

市町村		県	
鳥羽市／環境課長	二見町／住民課長	県土整備総務室長	久居建設部長
朝日町／民福祉課長	鵜殿村／福祉衛生課長	保全災害室長	志摩建設部長
白山町／環境衛生課長		四日市建設部長	

助言者●四日市大学教授／岩崎 恭典 氏

事務局●市長会事務局、町村会事務局、三重県地域振興部地方分権室

検討事項および開催実績

(平成16年)

第1回 [4/23 10:30～] ⇒ 協議計画書に基づく今後の進めかたの説明

第2回 [5/28 13:00～15:00] ⇒ 【検討事項①】一体的実施の対象路線の選定

第3回 [7/9 10:00～12:00] ⇒ 【検討事項②】一体的実施の手法の選定

第4回 [8/25 10:00～12:00] } ⇒ 【検討事項③】一体的実施の内容（現制度の改善策）

第5回 [11/11 10:00～12:00]

第6回 [12/13 10:00～12:00]

第6回 [12/13 10:00～12:00] } ⇒ 【検討事項④】一体的実施の内容（市町村で一体的に処理する手法）

第7回 [1/18 13:00～15:00]

(平成17年)

第7回 [1/18 13:00～15:00] } ⇒ 【検討事項⑤】将来に向けた一体的実施の手法

第8回 [3/18 13:00～15:00]

検討内容および決定事項

①一体的実施を検討する対象路線の選定【H16.10.18 総会報告済】

論 点 県道だけでなく、県管理国道も含め、市町村の犬猫死体処理の現況、住民サービスの向上、地理的条件等を考慮した上で、市町村の意向を尊重して一体的実施を検討する対象路線を選定するべきではないか。

《検討部会での決定事項》

白山町／町内の県管理道路（国道 165 号線、久居美杉線亀山白山線、松阪青山線佐田停車場線、白山小津線、二本木一志線、藤大三停車場線、二本木御衣田線、垣内御城線、城立青山線、老ヶ野古田青山線）
朝日町／町内の県管理道路（朝日川越線、四日市朝日線、桑名川越線）
二見町／町内の県管理道路（国道 42、県道 102 号）
鳥羽市／市内の県管理道路（国道 42 号、国道 167 号、鳥羽阿児線）
鵜殿村／村内の県管理道路（鵜殿熊野線）

②一体的実施の手法の選定【H16.10.18 総会報告済】

論 点 県管理道路における犬猫死体処理の一体的実施の手法は、権限移譲、指定管理者制度、業務委託など、どのような手法が望ましいか。

《検討部会での決定事項》

県管理道路の犬猫等の死体処理は、道路維持管理の一部の事務であり、犬猫等の死体処理は、県の道路維持管理パトロールでもおこなわれていることから、犬猫等の死体処理の権限移譲が可能としても、そのすべてを移譲することは現実的でない。

このため、①現制度の改善による住民サービスの向上、②県から市町村へ、犬猫等の死体処理に関する事務のみを委託する手法の検討、③除草、清掃、小修繕なども含めた維持管理全般を市町村で一体的実施する手法の 3 点に分けて議論を深めていくこととした。

③一体的実施の内容（現制度の改善策）【H17.5.18 総会報告済】

論 点 県管理道路における犬猫死骸処理について、現制度の改善による一体的実施の手法は、どのようなものか。

《検討部会での決定事項》

県管理道路の犬猫等の死骸処理を迅速に行うための手法としては、現在の制度を前提に、市町村が直接、県の委託業者に通報できるようにするなどの改善策を講じることとし、その実施にあたり市町村と県が協定を結ぶ場合の協定書案をとりまとめた。

➡資料参照（P. 13～14）

④一体的実施の内容（市町村で一体的に処理する手法）【H17.5.18 総会報告済】

論 点 県管理道路における犬猫死骸処理について、現制度とは異なる一体的実施の手法は、どのようなものか。

《検討部会での決定事項》

県管理道路の犬猫の死骸処理を行う手法を検討するにあたり、道路関係法令において、県管理道路の道路管理者に市町村がなりうるか、道路の維持管理全般を市町村が実施する手法はないかという点について確認した。

そのうえで、市町村が外部に委託するのではなく、自ら県管理道路の犬猫の死骸処理を実施することを前提として、一体的な実施の要望が市町村からあった場合には、県は、市町村との間で民法上の委託契約の締結について具体的な検討を行うこととした。

➡資料参照 (P. 15～17)

⑤将来に向けた一体的実施の手法【H17.5.18 総会報告済】

論 点 犬猫死骸処理だけでなく県管理道路の維持管理全般について、将来市町村が一体的行う手法は、どのようなものか。

《検討部会での決定事項》

将来に向かって道路の維持管理全般を、より地域に密着し効率的に実施していくためには、民間セクターを指定管理者に指定する、地方自治法第252条の14により事務を委託するなどの手法について、検討していく必要があることを確認した。

➡資料参照 (P. 17)

県管理道路の犬猫等の死骸処理に関する協定書案

県管理道路における犬猫等の死骸処理を迅速化するため、〇〇市町村長と三重県知事は、次のとおり協定を締結する。

1. 市町村と県の通報連絡体制

(1) 通報連絡先に関する市町村と県の情報共有

(県の対応)

- ・ 時間内の通報連絡先（建設部等）と時間外の通報連絡先（委託業者、庁舎守衛等）を、毎年度市町村に周知する。

(市町村の対応)

- ・ 時間内・時間外の通報連絡先を職員に周知し、情報共有に努めるものとする。

(犬猫死骸処理の広報)

県と市町村は、「県管理道路の犬猫等の死骸処理が、県の業務であること」及び「死骸発見時の通報連絡先」の広報に努めるものとする。

広報は、広報紙などにより少なくとも年1回は実施するものとする。

(2) 死骸発生時の市町村から県への通報と県の処理体制

(時間内の市町村の通報)

- ・ 市町村は犬猫等の死骸を発見し、または、住民からの通報を受けた場合、ただちに通報連絡先へ連絡する。
＜建設部への伝達事項＞①・路線名・死骸の場所・状況等
②・通報者の連絡先（電話番号）

(時間内の県の処理体制)

- ・ 県担当部局は、最も迅速に処理できる方法を調整し、通報後速やかに現場へ到着し、死骸を処理する。

＜死骸処理の方法＞

- ①巡回中の道路維持パトロール班と建設部に在庁している職員のうち、現場に最も早く到着できる者が処理する。
- ②速やかに①による処理ができないと見込まれる場合は、県の委託業者が処理する。

- ・ 県は、処理方法が決定後、通報者がわかっている場合は通報者本人に、わからない場合は市町村に、死骸処理を行う者とその現場到着予定時間を連絡する。

(時間外の市町村の通報)

- ・ 市町村は、犬猫の死骸を発見し、または、住民からの通報を受けた場合、ただちに県（庁舎守衛等）と県の委託業者に下記の事項を連絡する。
(但し、時間外も県建設部で対応する場合は、県の委託業者へは連絡を要しない)
①・路線名・死骸の場所・状況等
②・通報者の連絡先（電話番号）

(時間外の県の処理体制)

- ・県の委託業者は、速やかに現場へ到着し、死骸を処理する。

2. 市町村と県の協議

この協定について、解釈上の疑義や実務上の問題が生じた場合は、市町村と県は誠実に協議を行うものとする。

平成 年 月 日

県管理道路の犬猫の死がい処理に関する確認事項

1 現制度の改善による犬猫の死骸処理の一体的実施

県管理道路の犬猫等の死骸処理を迅速に行うための手法としては、現在の制度を前提に、市町村が直接、県の委託業者に通報できるようにするなどの改善策を講じることとし、その実施にあたり市町村と県が協定を結ぶ場合の素案を資料1のとおりとする。

ただし、市町村が自ら県管理道路の犬猫の死骸処理を実施することを前提として、一体的な実施の要望が市町村からあった場合には、県は、市町村との委託契約の締結について具体的な検討を行うものとする。

2 県管理道路の犬猫の死骸処理に関する一体的実施の手法の協議内容

県管理道路の犬猫の死骸処理を行う手法を検討するにあたり、道路関係法令において、県管理道路の道路管理者に市町村がなりうるか、道路の維持管理全般を市町村が実施する手法はないかという点について確認したうえで、犬猫の死骸処理に限って市町村が一体的に実施する手法について検討した。

(1) 市町村が県管理道路の維持管理を行う手法について

県管理道路の認定基準では、二以上の市町村を一つの生活圈域として密接に結びつける道路を県道とすることとなっているが、合併市町村については合併以前の市町村をひとつの市町村とみなすため、合併してもただちに県道を市町村道に移管しなくてもよいことになっている。

県では、市町村が主体的に移管を望む場合には、市町村道に移管することとしているが、移管に伴い必要な財源は市町村に地方交付税が交付されることとなっている。

また、道路法第17条第2項で、市は都道府県と協議し県の同意を得た場合には、県道の位置づけのまま、市が道路管理者となって建設改良・維持管理全般を所管することができることとなっている。(町村は、県管理道路の道路管理者にはなれない。)

このように、県管理道路の維持管理を市町村が行おうとする場合、市が県道の道路管理者となるか、市町村に県道を市町村道として移管するのが原則である。

しかし、それができない場合には、維持管理事務(道路パトロール、除草、犬猫等の死骸処理、清掃、小修繕など)に限って、市町村が実施するための手法を別途検討する必要がある。

(2) 犬猫等の死骸処理を行う手法について

①道路法による権限の移譲

道路法第17条第2項では、市を道路管理者とすることができることとなっているが、これは道路管理者として建設改良、維持管理の権限をすべて移譲する趣旨であり、維持管理全般や犬猫の死骸処理作業だけを行なう手法とはなり得ない。

②事務処理特例条例による権限移譲(地方自治法第252の17の2)

事務処理特例条例は、できる限り住民に身近な市町村が地域の総合的な行政を行えるよう市町村の規模能力に応じて、知事の権限に属する事務を移譲するものである。

しかし、道路法の規定によって市を道路管理者とする権限移譲が可能なことから、県管理道路にかかる維持管理についての事実行為(清掃、修繕、道路照明灯、除草、道路パトロール等)を市町村が行うための手法としては適切さに欠けると考えられる。

このようなことから、犬猫の死骸処理に限定した事実行為を市町村が行なう手法としても適切さに欠けると考えられる。

③市町村の指定管理者への指定（地方自治法第244の2）

指定管理者の指定は、従来の管理委託制度にかえて、公の施設の管理を民間に解放することにより効率的で効果的な管理を実現しようとする制度である。

しかし、道路法により市は道路管理者となることができることから、県管理道路の維持管理を市町村に委ねるための手法として適切さに欠けると考えられる。

仮に、手法として可能であったとしても、県管理道路の維持管理にかかる事実行為全般（清掃、修繕、照明灯管理、除草、道路パトロール等）を対象とすべきであり、犬猫の死骸処理だけに限定した事実行為を行う手法としては適切さに欠けると考える。

④地方自治法上の事務の委託（地方自治法第252の14）

この制度は、行政の合理化、効率化を目的に同種の事務を行なう地方自治体同士で、事務を委託しあうのが通例であり、道路の維持管理という同種の事務を行なっている市町村に委託する手法として適切な手法と考えられる。

ただし、県管理道路にかかる事実行為全般（清掃、修繕、照明灯管理、除草等）についての手法として捉えるべきであり、犬猫の死骸処理だけに限定した事実行為を市町村が行うための手法としては適切さに欠けると考える。

⑤県から市町村への民法上の委託契約

県管理道路の死骸処理に限った事実行為を、市町村が行う手法として、現実的な方法と考える。

県と市町村が随意契約を行なう場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項に基づく必要がある。三重県会計規則運用方針（通達）では、施行令第2号の「契約の性質または目的は競争入札に適さないこと」の事例として、「国又は公共団体と直接契約（公益を目的にしたものに限る）を締結するとき」をあげている。また、最高裁判所昭和62年3月20日判決では、「普通地方公共団体において、当該契約の目的、内容に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合」は本号に掲げる場合に該当すると判示している。

県から市町村への委託契約は、より低価格で民間業者が受注する可能性があるものの、県担当職員、県の発注業者が迅速に回収できないやむを得ない場合に、現場に近く、同種の業務を行っている市町村がより迅速に死骸処理を行い、住民サービスを向上を図る目的であることから、本号の趣旨に合致し、随意契約はできると考えられる。

ただし、県から市町村への契約そのものが緊急避難的な性格をもつものであり、確実な執行が期待されることから、市町村は、全面的な再委託はできず、部分的な再委託についても県の承認が必要となるものである。

⑥市町村と県が、同じ業者に死骸処理を委託する契約

市町村と県が同じ業者に委託する方法としては、次の2つの方法がありうる。

(ア) 市町村と県が随意契約により、同じシルバー人材センター等に委託する。

(イ) 市町村と県が随意契約により、同じ民間事業者等に委託する。

(ア) シルバー人材センター等は、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により、役務の提供について、地方公共団体と随意契約を行なうことができることとなっており、市町村と県がそれぞれシルバー人材センターと随意契約を締結することはできる。

(イ) 地方自治法施行令第167条の2のいずれかの号に適合しないと、随意契約はできないものであり、市町村が契約していることを理由に県が同じ業者と随意契約を締結することは適切とは考えられない。

(3) 検討結果

以上のことから地域のニーズに応じた犬猫の死骸処理をおこなうための法的に可能な一体的実施の手法案として、次の2つと考える。

(その1) 県から市町村への民法上の委託契約

(その2) 市町村と県が随意契約によりシルバー人材センター等に委託する。

(その1)についても、「市町村への委託契約」は法律的には可能であるが、県（建設部・委託業者）による回収を徹底していくことを原則とし、県は、市町村が自ら県管理道路の犬猫の死がい処理を実施することを前提として一体的な実施の要望が市町村からあった場合には、県は、市町村との委託契約の締結について具体的な検討を行うものとする。

その場合の委託契約の項目案は次のとおりである。

○委託契約の項目案

- ・ 県処理の原則
- ・ 市町村が処理する場合のルール
- ・ 市町村の実績報告
- ・ 県の委託費の支払い 等

また、(その2)案は、作業に伴う事故防止の観点から高齢者による死骸処理が妥当か、死骸回収の方法、死骸の処理方法などの研修が必要であることから、シルバー人材センターに市町村道の死骸処理を委託している市町村から(その1)によりがたいとして申し出があった場合に、具体的な検討することにする。

(4) 将来に向かっての一体的実施

将来に向かって道路の維持管理全般を、より地域に密着し効率的に実施していくためには、民間セクターを指定管理者に指定したり、地方自治法第252条の14の規定により事務を委託するなどの手法について、検討していく必要があると考えられる。

②県管理道路及び県管理河川敷における除草作業の一体的実施検討部会 【協議終了】

検討部会設置の背景・目的

現在、県建設部では、自治会委託、ボランティア制度などにより、県管理道路・河川の除草を行っているが、昨年度実施したあたたか分権ミーティングの中で、地域のニーズに応じた時期、除草幅、回数で除草できないかという趣旨の意見が出された。

このような意見を踏まえ、県管理道路及び県管理河川敷における除草作業について、市町村での事業の一体的実施を検討し、地域のニーズに応じた事業の推進体制づくりを目指す。

検討部会メンバー

市町村		県	
木曾岬町／開発課長		県土整備総務室長	桑名建設部長
安濃町／建設課長		保全災害室長	津建設部長
		河川室長	

助言者●四日市大学教授／岩崎 恭典 氏

事務局●市長会事務局、町村会事務局、三重県地域振興部地方分権室

検討事項および開催実績

(平成16年)

第1回 [4/23 13:00～] ➡ 協議計画書に基づく今後の進めかたの説明

第2回 [5/28 10:00～12:20] ➡ 【検討事項①】一体的実施に関する対象エリア、除草対象範囲、除草幅

第3回 [7/7 9:40～11:40] ➡ 【検討事項②】一体的実施の手法

第4回 [8/23 10:00～11:50] ➡ 【検討事項②】一体的実施の手法

第4回 [8/23 10:00～11:50] } ➡ 【検討事項③】一体的実施の内容 (現制度の改善策)

第5回 [11/4 10:00～12:00] }

(平成17年)

第6回 [1/19 10:00～12:00] ➡ 【検討事項④】一体的実施の内容 (市町村で一体的に処理する手法)

第7回 [3/18 13:00～15:00] } ➡ 【検討事項④】一体的実施の内容 (市町村で一体的に処理する手法)

➡ 【検討事項⑤】将来に向けた一体的実施の手法

検討内容および決定事項

①一体的実施の対象路線の選定【H16.10.18 総会報告済】

論 点 市町村の除草の実績、住民サービスの向上の観点から、市町村の意向を尊重し、一体的実施の対象エリアおよび除草範囲、除草幅を決定するべきではないか。

《検討部会での決定事項》

一体的実施を検討する対象エリアについて

木曾岬町 / 町内の県管理道路(木曾岬弥富停車場線)

安 濃 町 / 町内の県管理道路(津芸濃大山田線、草生曾根線、草生窪田津線、亀山安濃線、亀山白山線、穴倉南神山津線)、町内の県管理河川 (安濃川、美濃屋川)

除草対象範囲について

[道路] / 路肩、法面のうち、管理上必要な範囲に加え、地域の実情に応じて個別協議し、決定した区域。

[河川] / 治水上必要な範囲に加え、河川管理及び活用にかかる地域の実情に応じて個別協議し、決定した区域。

除草幅について

[道路] / 路肩から法面に沿い、盛土部で 1.0m、切土部で 1.5mに加え、それ以上の除草幅が必要と認められる場合は、地域の実情に応じて個別協議し、決定した除草幅。

[河川] / 築堤区間の表法及び裏法(ただし、表法が護岸で被覆されている場合は、護岸より上部の余裕高表法面部)に加え、水防活動及び河川活用に支障があり、それ以上の除草幅が必要と認められる場合は、地域の実情に応じて個別協議し、決定した除草幅。

②一体的実施の手法【H16.10.18 総会報告済】

論 点 除草の一体的実施の手法は、権限移譲、指定管理者制度、現在の自治会委託等の充実など、どのような手法が望ましいか。

《検討部会での決定事項》

県管理道路、県管理河川の除草は、道路維持管理事務の一部であり、かつ、市町村は住民生活と密接な道路・河川の除草を行いたいことから、市町村内のすべての県管理道路・河川の除草について権限移譲を行うことは現段階では現実的でない。

このため、①現制度の改善による住民サービスの向上、②市町村の一部地域の除草のみを委託する手法の検討、③犬猫の死体処理、清掃、小修繕なども含めた維持管理全般を市町村で一体的実施する手法の3点に分けて議論を深めていくこととした。

③一体的実施の内容(現制度の改善策)【H17.5.18 総会報告済】

論 点 県管理道路・河川における除草について、現制度の改善による一体的実施の手法は、どのようなものか。

《検討部会での決定事項》

住民の利便性の向上や安全の確保、景観の形成の観点から、地域の住民が自治会委託制度によって行っている県管理道路、河川の除草において、市町村の立場から改善を希望する内容について具体的に検討し、除草対象面積の緩和等を改善策とした。

④ 一体的実施の内容（市町村で一体的に処理する手法）

論 点 県管理道路・河川における除草について、現制度の改善と異なる一体的実施の手法は、どのようなものか。

《検討部会での決定事項》

一体的実施に代わる手法として、県が『草刈り作業の自治会等への業務委託実施要領』を活用し、自治会への委託とともに、幅広く地域で除草作業を行う市民団体への委託をさらに進め、より地域のニーズに応じた除草作業を実施できるようにすることとする。

➡資料参照（P. 21～22）

⑤ 将来に向けた一体的実施の手法

論 点 除草だけでなく、県管理道路・河川の維持管理全般について、将来市町村が一体的に行う手法は、どのようなものか。

《検討部会での決定事項》

県管理道路と県管理河川の維持管理全般・建設改良を市町村が実施可能な手法は次のとおりである。

- ・ 県道の市町村道への移管
- ・ 河川法による管理権限の移譲
- ・ 道路法による管理権限の移譲

➡資料参照（P. 22）

「県管理道路及び県管理河川における除草作業の一体的実施検討部会」
合意事項

住民サービスの向上と地域のニーズに対応するため、市町村が、県管理道路及び県管理河川における除草作業を、市町村の行う除草作業と一体的に実施するための手法を検討した結果、次の事項について合意した。

1 一体的実施の手法

(経過)

県道等の除草作業については、業者への委託に加え、平成12年度から地域住民が自分たちの住むまちを美しくする草刈り活動を推進するため『草刈り作業の自治会等への業務委託制度』を創設し、自治会等への除草委託を可能にしたところである。

検討部会では、①自治会委託が浸透していること、②市町村に委託した場合において市町村から自治会等に再委託することも考えられることから、この制度のより広い活用を図ることが市町村にとっても有効であると考え、『草刈り作業の自治会等への業務委託制度』の改善策等を検討した。

(結果)

一体的実施に代わる手法として、県が『草刈り作業の自治会等への業務委託実施要領』を活用し、自治会への委託とともに、幅広く地域で除草作業を行う市民団体への委託をさらに進め、より地域のニーズに応じた除草作業を実施できるようにすることとする。

2 『草刈り作業の自治会等への業務委託実施要領』の改善

(1) 除草委託内容の緩和

(実施面積)

1000㎡以上を原則とするが、一つの市町村の対象面積が1000㎡に満たない場合は、県と市町村の協議により委託可能とする。

(実施主体)

原則は、一体とするが、一団体では除草面積の要件を満たさない場合は、複数の団体が共同で行い要件を満たせば、複数の団体の中から代表団体と代表者を定め申請できるものとする。

この場合、複数の路線の連続しない複数の箇所の除草面積の合計が、対象面積に達する場合も基準に達することとする。

(2) 刈り草処分のあり方

(刈り草処分方法)

刈り草処分方法については、市町村の協力による清掃工場での受け入れ、敷き草処分、民間委託などで、契約において県の承諾を得た処分方法とする。

(刈り草処分の主体)

受託団体が行うものとする。

(刈草処分の報告)

受託団体は、刈り草処分の結果も完了報告時に行うものとする。

(処分方法等の情報提供)

県は、受託団体に刈草の処分方法として、堆肥化、リサイクル社会づくりを推進する業者の情報を紹介するものとする。

3 まとめ

この合意事項に基づき、県の『草刈り作業の自治会等への業務委託実施要領』の活用が自治会とともに幅広く市民団体に浸透し、住民サービスの向上と地域のニーズに対応した県管理道路・県管理河川の除草作業が、展開されていくことを期待するものである。

<参考：県管理道路及び県管理河川の維持管理全般を市町が実施可能な手法>

検討部会では、市町村が除草作業を一体的に行う手法も含め、市町村が県管理道路と県管理河川の維持管理全般を行う場合の実施手法について、将来的な課題であることを確認した。

なお、検討の過程であがった県管理道路と県管理河川の維持管理全般・建設改良を市町村が実施可能な手法は次のとおりである。

(1) 県道の市町村道への移管

- ・改築、維持、修繕等の道路管理に関するすべての業務が市町村の権限、責任になる。

(2) 道路法による管理権限の移譲

- ・道路法第17条第2項の規定により、市は都道府県と協議して、県の同意を得た場合には、市が道路管理者となることができる。

(備考 岡山県が、平成18年度に新見市へ移譲予定)

(3) 河川法による管理権限の移譲

- ・河川法第16条の3の規定により、市町村長は、河川管理者と協議のうえ、河川工事や維持管理を行うことができる。

<備考>他府県における事務処理の特例に関する条例による権限移譲

事務処理特例条例は、できる限り住民に身近な市町村が地域の総合的な行政を行えるよう、市町村の規模能力に応じて、知事に属する権限を移譲する制度であり、他府県においては、維持、修繕、改良等の県道の管理権限の一部をこの条例により移譲した例がある。

(岩手県岩泉町など4市町村、広島県三次市)

③県管理道路照明の設置管理一体的実施検討部会 【協議終了】

検討部会設置の背景・目的

県管理道路には、道路照明灯、防犯灯、街路灯などの照明施設があるが、照明の設置・管理の担当部署が異なり、またその区分、管理責任も不明確である。

このような現状を踏まえて、地域のニーズを踏まえた設置と管理を行うことができるよう、市町村での事業の一体的実施を検討し、県の協力による道路照明の設置および管理の新たな仕組みづくりを目指す。

検討部会メンバー

市町村		県	
大王町／建設課長		県土整備総務室長	志摩建設部長
		保全災害室長	

事務局●市長会事務局、町村会事務局、三重県地域振興部地方分権室

検討事項および開催実績

(平成16年)

第1回 [7/26 9:30~10:30] ➡ 【検討事項】 県管理道路の照明の設置管理

検討内容および決定事項

①県管理道路の照明の設置管理【H16.10.18 総会報告済】

論 点 県管理道路の道路照明灯、防犯灯等の照明施設の市町村における一体的実施は可能か。

《検討部会での決定事項》

県管理道路の照明については、道路照明灯は県の管理責任、防犯灯は市町村や地域など、役割分担を確認するとともに、県では、あたたか分権ミーティングの意見を踏まえ、通学路で通行人や自転車の交通量が多い箇所に対しても道路照明灯が設置できるよう、平成16年7月に基準を改正した。

このような動きを受けて、検討部会は終了し、今後は個別協議項目として検討する。

④犬猫の捕獲等に関する一体的実施検討部会 【協議終了】

検討部会設置の背景・目的

犬の捕獲、犬猫の引き取り、傷病犬猫等の収容について、住民は身近な市町村役場に通報してくる。これらは本来県保健所の役割であるが、県保健所の対応も遅れることもあるため、従前からの経緯により市町村で対応している場合がある。

このような現状を踏まえて、犬猫の捕獲等に関する住民ニーズに応えるため、新たな仕組みを形成するなど、市町村での事業の一体的実施を検討し、住民ニーズに応じた迅速な対応ができる体制づくりを目指す。

検討部会メンバー

市町村		県
四日市市／生活環境課長	朝日町／町民福祉課長	薬務食品室長
鳥羽市／健康課長	白山町／環境衛生課長	
長島町／福祉課長		

助言者●四日市大学教授／岩崎 恭典 氏

事務局●市長会事務局、町村会事務局、三重県地域振興部地方分権室

検討事項および開催実績

(平成16年)

第1回 [4/27 10:30～] ⇒ 協議計画書に基づく今後の進めかたの説明

第2回 [5/31 13:00～] ⇒ 【検討事項①】一体的実施の対象地域の選定、開始時期

第3回 [7/14 14:00～16:00] ⇒ 【検討事項②】一体的実施の手法

第4回 [8/18 10:00～12:00] ⇒ 【検討事項②】一体的実施の手法

第5回 [9/14 10:00～12:00] } ⇒ 【検討事項③】協定書案の作成

第6回 [10/13 10:00～12:00]

(平成17年)

第7回 [1/18 10:00～12:00]

第8回 [3/18 10:00～12:00] ⇒ 【検討事項④】検討部会の確認事項

検討内容および決定事項

①一体的実施を検討する対象地域の選定、開始時期【H16.10.18 総会報告済】

論 点

犬の捕獲、犬猫の引き取り、傷病動物の保護に関する市町村の実績、住民サービスの向上、地理的条件等を考慮した上で、市町村の意向を尊重して一体的実施の対象エリアおよび開始時期等を決定するべきではないか。

《検討部会での決定事項》(市町村名／対象区域／実施時期)

四日市市／全域／中核市への移行準備を踏まえて検討
 長 島 町／全域／平成17年度中の見込み
 鳥 羽 市／全域(離島を除く)／平成17年度中の見込み
 白 山 町／全域／平成17年度中の見込み
 朝 日 町／全域／平成17年度中の見込み

②一体的実施の手法【H16.10.18 総会報告済】

論 点 犬の捕獲等に関する一体的実施の手法は、権限移譲、業務委託など、どのような手法が望ましいか。

《検討部会での決定事項》

犬の捕獲については、法令により獣医師資格を要する狂犬病予防員が必置であることから、権限移譲や業務委託は困難との判断に達した。

犬猫の捕獲等は、法的には県の事務であり、市町村は、「狂犬病予防法」、「動物の愛護及び管理に関する法律」の協力規定に基づき、協力しているとの役割分担の考え方に立って、県と市町村がどのように連携協力していくべきかを論点とする。

③協定書の作成【H17.5.18 総会報告済】

論 点 犬の捕獲、犬猫の引き取り、犬猫等の負傷動物等の収容について、どのような連携協力を行うことが、住民サービスの観点から望ましいか。

《検討部会での決定事項》

犬の捕獲、犬猫の引き取り、負傷動物等の収容について、県と市町村の役割と事務処理体制を明確化し、住民サービスを向上する観点から市町村が県に対して行う協力と県の対応策についての協定書案を作成した。 **➡資料参照 (P. 28~30)**

<概要>

- ① 犬の捕獲
 - ・住民からの通報に対する市町村の対応
 - ・捕獲に関して市町村が行う協力（情報収集、檻の設置等）
 - ・県の捕獲についての市町村への情報提供
- ②犬猫の引き取り
 - ・住民からの依頼に対する市町村と県の対応
- ③負傷動物等の収容
 - ・住民からの通報に対する市町村と県の対応
- ④物品の提供
 - ・檻の貸し出し、資材提供等
- ⑤技術研修
 - ・犬の捕獲、動物愛護に関する研修会の実施

④検討部会の確認事項【H17.5.18 総会報告済】

論 点 犬の捕獲、犬猫の引き取り、犬猫等の負傷動物等の収容について、協定書案の作成のほか、検討部会の議論を踏まえて、どのような連携協力をを行うことが、住民サービスの観点から望ましいか。

《検討部会での決定事項》

協定書案の作成のほか、確認すべき事項をとりまとめた。

<概要>

- ① 市町村で権限を行使する方式
 - ・市町村で獣医師資格を有する職員を確保した場合の権限移譲
 - ・市町村職員の狂犬病予防法に定める技術員への任命
- ② マニュアルの作成
 - ・協定書を締結した市町村とのマニュアルの作成

➡資料参照 (P. 31~35)

犬の捕獲等の一体的実施に関する協定書案

動物を愛護する気風を高め、住民への危害防止と狂犬病の予防を徹底するとともに、住民サービスを向上し、行政の効率性を高めるため、犬の捕獲、犬猫の引き取り、犬猫等の負傷動物等の収容（以下「犬の捕獲等」という。）の県事務について、〇〇市町村長と三重県知事は、次のとおり合意する。

1 県と市町村の役割の法的位置づけ

犬の捕獲等については、住民からの依頼や問い合わせが市町村に寄せられることが多く、平日のみならず、休日や夜間もその関連業務に従事せざるを得ない市町村も多い。

地方分権一括法の施行までは、(旧)地方自治法第153条第3項により、「知事は県の事務を市町村職員に補助執行させることができる」との規定があったこともあって、これらの業務は、法的な根拠が意識されずに取り組まれてきたが、対等・協力の考え方からこの規定は削除されている。

このため、地方分権一括法施行後の市町村は、法的に明示されている狂犬病予防法による犬の登録をはじめとする事務を行うとともに、犬の捕獲等の県事務^{*1}に関する協力規定^{*2}に基づき主体的な判断により、住民サービス向上の観点から、県事務への協力を行っている。

なお、市町村は、動物の健康及び安全を保持し、動物が人に迷惑を及ぼすことのないよう、条例を定めて必要な措置を講ずることができるとなっている。^{*3}

*1：登録を受けていない犬の捕獲（狂犬病予防法 第6条）

けい留されていない犬の捕獲（三重県動物の愛護及び管理に関する条例 第20条）

犬または猫の引き取り（動物の愛護及び管理に関する法律 第18条）

犬猫等の負傷動物等の収容（動物の愛護及び管理に関する法律 第19条）

*2：公衆衛生関係職員の予防員への協力義務（狂犬病予防法 第20条）

知事の市町村長への犬猫の引き取りに対する協力依頼（動物の愛護及び管理に関する法律 第18条）

知事の市町村長への、法律及び条例への協力依頼（三重県動物の愛護及び管理に関する条例 第4条）

*3：地方公共団体の措置（動物の愛護及び管理に関する法律 第7条）

2 市町村における一体的実施の推進手法

「狂犬病予防法」では、獣医師資格のある予防員が必置であり、また、「動物の愛護及び管理に関する法律」でも、動物愛護管理員は、獣医師等の専門知識を有する職員を置くことになっている。

このようなことから、捕獲、引き取り、収容に関する事務を市町村に権限移譲又は業務委託することは、獣医師の確保など専門性の観点から現時点では適切とはいえないため、事務に対する法的な責任は県が担いつつ、迅速な対応など住民サービス向上の観点から、市町村と県の連携体制を充実することで一体的実施を推進することとした。

3 市町村の事務協力に対する県の負担

犬の捕獲等の事務は県の事務であるが、市町村は、住民から迅速な対応を求められるため、住民サービスの観点から、主体的な判断により、県の事務に協力を行っている。

そのため、県は、当該事務を円滑に遂行するため、市町村の事務協力に対して、応分の負担を行う必要がある。

4 協定事項

〇〇市町村長は、担当部課長をして、三重県知事は保健所長をして、この協定を確実に実行することとする。

(1) 広報

県は、犬の捕獲、犬猫の引き取り、犬猫等の負傷動物の収容についての窓口と動物の愛護に関する事項を広報しなければならない。

市町村は、それらの広報に努めるものとする。

(2) 住民の通報に対する市町村及び県の対応方法

①犬の捕獲

(住民からの通報に対する市町村の対応)

- ・市町村は、住民から犬の特徴、危険性、場所等の情報を確認する。
- ・市町村は、市町村の有する登録簿に基づき、飼い主の確認に努める。
- ・市町村は、飼い主が特定できた場合は、飼い主にけい留を求める。
- ・市町村は、飼い主によるけい留が困難である場合、飼い主が特定できない場合又は咬傷事故の場合には、直ちに、保健所（時間外においては、県庁舎）へ連絡し、通報者の連絡先（電話番号・氏名）と犬のいた場所、犬の特徴等を県に伝える。

(県に対する市町村の協力)

- ・市町村は、飼い主によるけい留が困難である場合、飼い主が特定できない場合又は咬傷事故が発生した場合には、住民への危害防止のため、県担当者が到着するまでの間、捕獲にかかる情報収集、犬の追跡、檻の設置などの協力を可能な範囲内で行うものとする。

(市町村職員の狂犬病予防法に基づく技術員への任命について、県がしくみを構築した場合には、次のように項目を記入するものとする。)

県から狂犬病予防法に定める技術員に任命された市町村職員は、狂犬病予防員の指示のもと、捕獲を行うことができるものとする。

- ・市町村は、犬の捕獲が出来た場合は、その旨を県へ連絡する。
- ・市町村は、犬の飼い主の存否を確認するために必要な期間、犬を一時的に保護することができるものとし、飼い主が判明しない場合は、県に引き渡すものとする。

(市町村の通報に対する県の対応)

- ・県は、市町村から通報を受けた後時に、通報者の連絡先（電話番号・氏名）、と犬がいた場所等を確認する。
- ・県は、通報者へ連絡し、事案ごとに危険性、緊急性等を勘案のうえ、県が出動する。また必要に応じ、市町村と協議の上、協力を依頼する。ただし、咬傷事故が発生しその犬がけい留されていない場合など、人に危害を加えるおそれがある場合は、ただちに出動する。
- ・県は、対応方針が決り次第、その内容を、市町村にも連絡する。

②犬猫の引き取り

(住民からの依頼に対する市町村の対応)

- ・保健所が業務を行っている時間内に、住民自ら保健所へ搬送するか、保健所へ連絡するよう説明する。

(県の対応)

- ・引取り依頼の電話があった場合は、引取り場所は保健所に指定されていることを説明する。なお、時間外は引取りを行わないので、時間内に保健所まで持ってくるよう説明する。

③負傷動物の収容：

(負傷動物発見の通報に対する市町村の対応)

- ・市町村は、飼い主が判明している場合は、負傷動物のいる場所、負傷内容等を飼い主へ伝える。
- ・市町村は、飼い主が判明していない場合は、保健所に通報者の連絡先（電話番号・氏名）と負傷動物のいた場所、負傷動物の特徴等を伝える。
- ・市町村は、必要に応じ県担当職員（動物愛護管理員）が到着するまでの間、一時的に保護するものとする。
- ・市町村は、負傷動物を保護した場合は、その旨を県へ連絡する。

(県の対応)

- ・県は市町村から通報を受けた後時に、通報者の連絡先（電話番号・氏名）、犬の所在地等を確認する。
- ・県は、通報者へ連絡し対応を判断する。

(3) 物品の提供

- ・県は、犬の捕獲・負傷動物の収容に協力する市町村に対し、必要な期間、各保健所の野犬捕獲用檻等を、貸し出すものとする。
- ・犬の捕獲、負傷動物の一時保護等に協力し、犬猫等を一時保護する市町村は、その飼養のために要するエサ等の必要な資材を要求することができる。

(4) 技術研修

- ・県は、捕獲・収容に協力する市町村職員の事故を防止し、住民サービスの向上を図るため、市町村の職員を対象に、犬の捕獲に関する技術、動物愛護に関する情報について、保健所単位で研修会を行うものとする。

(5) 協議

- ・この協定書に定めがない事項、又は協定書の内容に疑義が生じたときは、その都度両者協議の上解決するものとする。

平成 年 月 日

捕 獲：住民、市町村又は県が、動物を捕まえること。

けい留：住民又は市町村が、飼い犬が逃げたり、人の生命、身体及び財産に対する侵害のおそれのないように、さく、おりその他の囲いの中で飼養若しくは保管し、又は網、鎖等につないでおくこと。(県動愛条例第2条第5号)

抑 留：県が、狂犬病予防法第6条第1項又は動愛条例第20条に基づく抑留を行うこと。

収 容：県が、動愛法第19条に基づき負傷動物を施設に保管すること。

保 護：市町村又は住民が、県が抑留・収容するまで、一時的に預かること。

犬猫の捕獲等に関する事務の一体的実施にかかる検討部会の確認事項

1 犬の捕獲についての県と市町村の役割分担

犬の捕獲についての市町村と県の役割分担の基本的な考え方は、別紙のとおりとする。

2 市町村への権限付与の方式

市町村が、住民への危害防止のため、檻の設置と檻による捕獲、犬の追跡、情報収集、住民が捕獲した犬の引受保管などの県事務への協力にとどまらず、自ら捕獲業務を行おうとする場合には、①または②により法的な位置づけを行う必要がある。

①権限移譲

市町村に権限移譲を行うには、狂犬病予防法の抑留（地域再生法による特区認定が必要）、動物愛護法の抑留とも、獣医師資格を要する狂犬病予防員、動物愛護管理員による職務執行を要件としており、市町村で獣医師資格を有する職員を確保し、責任ある執行体制を整備することも必要となる。

上記の条件を満たした場合に、捕獲に関する事務の権限を移譲することができる。

②市町村職員の技術員への任命

県に権限は残しつつ、市町村職員を狂犬病予防員の指示のもとで抑留にあたる技術員に任命することにより、市町村職員自ら捕獲業務を行うことができる。

技術員への任命方法については、平成17年度内に制度化することを目途に、指揮命令系統、職務専念義務免除の扱い、出張旅費の負担等について、市町村担当者会議などを通じて検討を進め、その結果を「県と市町村の新しい関係づくり協議会」で報告するものとする。

3 協定書の締結

犬の捕獲、犬猫の引き取り、犬猫等の負傷動物等の収容に関する県事務について、住民の危害を防止し住民サービスを向上するとともに行政の効率性を高めるため、市町村が行う協力の内容と県が行う事務の内容について協定を結ぶ場合の素案を別に定める。

4 マニュアルの作成

協定を締結する市町村を対象として、犬の捕獲、犬猫の引き取り、負傷動物の収容について、よりよい行政サービスを提供するため、住民の通報や市町村の発見から、市町村の協力、県の事務に至る作業マニュアル試案を作成する。

試案をもとに、各保健所が管内の市町村担当職員と協議し、地域ごとにマニュアルを作成する。なお、全市町村を対象とする通報マニュアルを作成することとする。

5 市町村への費用負担

県から市町村への費用負担のルールについては、平成18年度予算で制度化することを目途に、県が検討を進めることとし、その結果を「県と市町村の新しい関係づくり協議会」で報告する。

犬の捕獲等対応マニュアル（試案）

通報者の情報：通報者の名前、住所、電話番号など
 犬の情報：犬のいる場所、犬の特徴、犬の数など
 犬の特徴：種類、大きさ、毛の色、首輪の有無、鑑札の有無など

1. 犬がいるという通報があった場合

通報者の情報を聞く

今いるのか、いないのかを確認する

犬の特徴を聞く

▶ 今いる場合

人への危害を加える可能性があるかどうかを通報者から聞く（追いかけられた等）
 （危害を加える可能性が判断出来ない時は危害を加えるものとして対応する）

通報者若しくは代理人の立ち会いが出来るのか確認する

▶ 危害を加える可能性がある場合

市町村は犬の特徴をもとに台帳から飼い主を特定する

▶ 飼い主が特定出来た場合

飼い主へ連絡を行う

▶ 飼い主へ連絡がついた場合

ただちにけい留するよう求める

▶ 飼い主へ連絡がつかない場合

県へ犬の情報・通報者の情報・飼い主の情報を連絡する

→ 県は市町村へ到着時間を伝えると共にただちに出動する

（ただし市町村、通報者と協議し緊急に出動しない事もある）

市町村は可能な範囲で捕獲の協力を行う

▶ 飼い主が特定出来ない

県へ犬の情報・通報者の情報・飼い主の情報を連絡する

市町村は可能な範囲で捕獲の協力を行う

→ 県は市町村へ到着時間を伝えると共にただちに出動する

（ただし市町村、通報者と協議し緊急に出動しない事もある）

市町村は可能な範囲で捕獲の協力を行う

▶ 危害を加える可能性はない場合

市町村は犬の特徴をもとに台帳から飼い主を特定する

▶ 飼い主が特定出来た場合

飼い主へ連絡し、ただちにけい留するよう求める

▶ 飼い主が特定出来ない場合

市町村は捕獲の協力を行う

▶ 捕獲出来た場合

県へ捕獲出来た旨と犬の特徴を連絡をする

（飼い主から県へ問い合わせがある：情報の共有）

▶ 捕獲が出来ない場合

必要に応じて県へ犬の情報・通報者の情報・飼い主の情報を連絡する

→ 県は市町村と協議して緊急出動の要否を判断する

▶ すぐに出動する場合

県は市町村へ到着時間を伝えると共にただちに出動する

▶ すぐに出動しない場合

市町村と通報者へすぐに出動しない旨を連絡する

後で捕獲へ出動する

▶ 今はいない場合

犬の特徴を通報者から聞く

犬の情報を通報者から聞く（いつ見たのか、いつも見るのか）

犬のいそうな時間に、捕獲に出動する又は県へ捕獲に出動するように伝える旨を通報者へ伝える

必要に応じて県へ犬の情報・通報者の情報を連絡する

→ 県は市町村と協議し定期的に捕獲を行う

犬を捕獲した場合

県が捕獲した場合は、捕まえた市町村へ情報提供を行う

市町村は、県からの情報提供により公示を行う。

公示等により飼い主が現れた時は、犬を返還する。県が返還を行う場合は3500円の手数料がかかる事を説明する。

犬の登録・狂犬病予防注射の接種を確認する。していない場合は、行うように指導すること。

2. 犬を捕まえたという通報があった場合

通報者の情報を聞く

犬の特徴を聞く

通報者が一時的に保護出来るかどうか確認する

(予め県へ収容後は、飼い主が現れない場合は殺処分する事、飼い主以外へは返還しない事を伝えておく)

▶ 通報者が預かってくれる場合

市町村は犬の特徴をもとに台帳から飼い主を特定する

▶ 飼い主が特定出来た

飼い主へ連絡し、通報者の情報を伝え、連絡するように求める
通報者へ飼い主が特定出来た旨連絡する

▶ 飼い主が特定出来ない

▶ しばらく預かりたい場合

そのまま飼養してもらう

県へ犬の特徴を連絡する(飼い主から県へ問い合わせがある:情報の共有)

→ 当該犬と思われる問い合わせがあったら、市町村及び通報者へ連絡する
犬の飼い主が特定できたら、通報者へ連絡する旨伝える

▶ 一時的に預かってくれる場合

▶ 市町村が一時的に保護する場合

通報者の都合のいい時間に、犬を引取りに行く旨伝え、都合のいい時間を聞く
県へ犬の特徴を連絡する(飼い主から県へ問い合わせがある:情報の共有)

→ 該当犬があれば、市町村へ連絡する

必要期間経過後県へ収容を依頼する

▶ 市町村が一時的に保護出来ない場合は、県へ収容を依頼する

県へ通報者の情報等を連絡する

→ 県は通報者と連絡をとり、協議して収容へ向かう

▶ 通報者が預かってくれない場合

▶ 市町村が一時的に保護する場合

市町村は犬の特徴をもとに台帳から飼い主を特定する

▶ 飼い主が特定出来た

飼い主へ連絡し引き取るよう求める

▶ 飼い主が特定出来ない

県へ犬の特徴を連絡する(飼い主から県へ問い合わせがある:情報の共有)

→ 該当犬があれば、市町村へ連絡する

必要期間経過後県へ収容を依頼する

▶ 市町村が一時的に保護出来ない場合は、県へ収容を依頼する

市町村は犬の特徴をもとに台帳から飼い主を特定する

▶ 飼い主が特定出来た場合

飼い主へ連絡し、県(保健所)へ連絡するよう伝える

(返還手数料3500円必要)

県へ飼い主が特定出来た旨と飼い主の情報を伝える(犬を処分しない為)

▶ 飼い主が特定出来ない場合

県は公示期間抑留し、処分を行う

県へ収容した場合は、県、市町村は公示を行う

公示等により飼い主が現れた時は、犬を返還する。県が返還を行う場合は3500円の手数料がかかる事を説明する。

犬の登録・狂犬病予防注射の接種を確認する。していない場合は、行うように指導すること。

3. 犬による咬傷事故の通報があった場合

▶ 被害者（咬まれた人）からの通報である場合

犬の情報を聞く

通報者に咬傷犬の飼い主が分かるか確認する

▶ 飼い主が分かる場合

咬傷を起こしたことを保健所へ連絡するよう伝える（保健所へ事故届出書、狂犬病検診結果の提出が必要）

犬がけい留できているか確認する

▶ けい留できている場合

県へただちに、通報者の情報、犬の情報を連絡する

▶ けい留出来ていない場合

飼い主へ直ちにけい留するよう指示する

県へただちに、通報者の情報、犬の情報を連絡する

→ 県は市町村へ到着時間を伝えると共にただちに出勤する

市町村は可能な範囲で捕獲の協力を行う

▶ 飼い主が分からない場合

市町村は犬の特徴をもとに台帳から飼い主を特定する

▶ 飼い主が特定出来た場合

飼い主によるけい留が出来るか

▶ 出来る場合

ただちに犬をけい留するよう指示する

県へただちに、通報者の情報、飼い主の情報を連絡する

▶ 飼い主が特定出来ない又は飼い主によるけい留が出来ない場合

県へただちに、通報者の情報、犬の情報を連絡する

→ 県は市町村へ到着時間を伝えると共にただちに出勤する

市町村は可能な範囲で捕獲の協力を行う

▶ 加害者（犬の飼い主）からの通報である場合

通報者（加害者）の情報を聞く

犬がけい留できているか確認する

▶ けい留出来ている場合

県へただちに、通報者の情報、犬の情報を連絡する

▶ けい留出来ていない場合

加害者へただちに犬をけい留するよう指示をする

飼い主によるけい留が出来ない場合は、県へただちに、通報者の情報、犬の情報を連絡する

→ 県は市町村へ到着時間を伝えると共にただちに出勤する

市町村は可能な範囲で捕獲の協力を行う

4. 負傷動物等の通報があった場合

通報者の情報を聞く

動物の特徴といる場所を聞く

生きていますかどうかを確認する

▶ 生きています場合

▶ 野生動物かペットであるか確認する

▶ 野生動物（鹿など）である場合

▶ 県生活環境部へ連絡する

▶ ペットである場合

▶ 飼い主の特定が出来るもの（首輪、連絡先）がないか聞く

▶ 飼い主が特定出来る場合

▶ 電話番号等あれば、通報者から飼い主へ連絡するようお願いする

▶ （但し通報者から連絡出来ない場合は市町村から飼い主へ連絡する）

▶ 飼い主が特定出来ない場合

▶ 犬である場合

▶ 市町村は犬の特徴をもとに台帳から飼い主を特定する

▶ 飼い主が特定出来た場合

▶ 飼い主に連絡がついた

▶ ただちに負傷動物等の情報を伝える

▶ 飼い主が特定出来ない又は飼い主に連絡が付かない場合

▶ 県へ負傷動物等の情報を伝える

▶ → 県は速やかに収容する

▶ 市町村は可能であるなら県が到着するまで一時的に保護する

▶ （感染症や動物由来感染症などの必要な情報を求める）

▶ その他の動物である場合

▶ 県へ負傷動物等の情報を伝える

▶ → 県は速やかに収容する

▶ 市町村は可能であるなら県が到着するまで一時的に保護する

▶ （感染症や動物由来感染症などの必要な情報を求める）

▶ 死んでいる場合

▶ 死体として処理を行う

⑤埋蔵文化財発掘調査の一体的実施検討部会 【協議終了】

検討部会設置の背景・目的

国や県が埋蔵文化財発掘調査を行う場合、農地法の転用許可は不要であるが、市町村が当該調査を行う場合は転用許可が必要となるため、市町村による発掘調査事業の推進を阻害している。

このような現状を踏まえて、市町村が当該調査を実施する場合においても転用許可が不要となるよう、埋蔵文化財発掘調査の市町村での事業の一体的実施を検討し、県と市町村の連携・協力によるスムーズな調査が実施できる仕組みづくりを目指す。

検討部会メンバー

市町村		県	
上野市／生涯学習課長	熊野市／社会教育課長	文化財保護室長	
名張市／文化振興室長	久居市／生涯学習課長	農地調整室長	
鳥羽市／生涯学習課長	多度町／教育課長		

事務局●市長会事務局、町村会事務局、三重県地域振興部地方分権室

検討事項および開催実績

(平成16年)

第1回 [4/27] ➡ 【検討事項①】市町村の埋蔵文化財発掘調査における農地転用許可

第2回 [6/24 14:55～15:10] ➡ 【検討事項①】市町村の埋蔵文化財発掘調査における農地転用許可
➡ 【検討事項②】埋蔵文化財発掘調査における市町村と県の連携協力

検討内容および決定事項

①市町村の埋蔵文化財発掘調査における農地転用許可【H16.10.18 総会報告済】

論 点 市町村が行う埋蔵文化財発掘調査事業においては農地転用許可手続きが必要なため、主体的な発掘調査を阻害しているが、その解消を図るための手法は、どのようなものか。

《検討部会での決定事項》

埋蔵文化財の発掘調査の権限は、もともと市町村にあり、県から権限移譲する性質のものではないため、農地法を改正しないと、市町村の農地転用許可手続きが不要にはならないことを確認した。

このため、市町村による埋蔵文化財発掘調査事業において、国・県が実施する埋蔵文化財発掘調査事業と同様に農地転用許可が不要となるよう、市町村・県が連携し国に対して積極的に農地法改正を働きかけていく。

②埋蔵文化財発掘調査における市町村と県の連携協力【H16.10.18 総会報告済】

論 点 埋蔵文化財発掘調査における県と市町村の連携協力を強化すべきではないか。

《検討部会での決定事項》

埋蔵文化財について積極的に意見交換する場として、既存の「埋蔵文化財専門担当者会議」「ブロック別埋蔵文化財保護連絡調整会議」等を活用して、連携協力を強化する。連携のあり方については、市町村合併も踏まえて協議する。

⑥権限移譲検討部会【協議終了】

検討部会設置の背景・目的

地方分権・市町村合併が進展する中で、今後行政は「補完性の原理」に基づき、「基礎自治体優先の原則」をこれまで以上に実現するとともに、県と市町村の適正かつ明確な役割分担のもと、権限移譲を進めていく必要があるが、あたたか分権ミーティングでは、既存の移譲事務に対して「移譲にあたっての協議が不十分」「交付金措置が不十分」「事務処理に関するノウハウや知識が蓄積できない」「移譲時の事務引き継ぎが不十分」などの問題点が指摘された。

このような意見を基に、基礎自治体である市町村がより自立的な行政を展開できるよう、権限移譲にあたってのルールや権限移譲に伴う人的支援・財政措置などについて検討し、県から市町村へのさらなる権限移譲の推進を目指す。

検討部会メンバー

市町村		県	
津市／政策課長	鈴鹿市／総務課長	組織経営室長	県土整備総務室長
四日市市／中核市推進室長	名張市／行政改革評価室長	健康福祉総務室長	建築開発室長
伊勢市／総務課長	尾鷲市／総務課長	環境森林総務室長	教育総務室長
松阪市／総務課長	熊野市／総務課長	農水商工総務室長	
桑名市／政策課長	小俣町／総務課長	農地調整室長	
伊賀市／企画調整課長	紀伊長島町／総務課長	地方分権室長	

助言者●四日市大学講師／原田 晃樹 氏

事務局●市長会事務局、町村会事務局、三重県地域振興部地方分権室

検討事項および開催実績

(平成16年)

第1回 [4/26] ⇒ 協議計画書に基づく今後の進めかたの説明

第2回 [6/1 10:00～12:00] ⇒ 【検討事項①】権限移譲にあたってのルール《事務引継のあり方》

第3回 [6/29 10:00～12:00] ⇒ 【検討事項②】権限移譲にあたってのルール《移譲後支援のあり方》

第6回 [10/28 13:30～15:30]

第7回 [12/20 14:00～16:10]

第4回 [7/28 13:30～16:40] ⇒ 【検討事項③】権限移譲に伴う人的支援のあり方

第5回 [9/13 13:30～16:40]

第6回 [10/28 13:30～15:30]

第10回 [H17.4/22 14:30～16:30]

第4回 [7/28 13:30~16:40]

第5回 [9/13 13:30~16:40]

第7回 [12/20 14:00~16:10]

第8回 [H17.1/31 13:30~15:30]

(平成17年)

第9回 [3/23 13:00~15:10]

第10回 [4/22 14:30~16:30]

第11回 [9/26 10:00~11:30]

⇒【**検討事項④**】権限移譲方式の見直し（包括的権限移譲など）

⇒【**検討事項⑤**】権限移譲に伴う財政措置のあり方《**特例処理事務
交付金の見直し**》

検討内容および決定事項

①事務引継のあり方【H16.10.18 総会報告済み】

論点 権限移譲に関する協議の進め方について一定のルールを定めるべきではないか。

《**検討部会での決定事項**》 ⇒資料参照 (P. 43~48)

- ・協議の開始に先立ち、移譲事務内容、事務処理上の課題等を記載した「移譲内容整理票」を作成し、県（地方分権担当部局、事務担当部局）・市町村（地方分権担当課、事務担当課）双方で確認のうえ、協議開始の可否を判断する。
- ・県・市町村双方が「移譲内容整理票」の内容について概ね合意した段階で、事務担当部課を中心に移譲スケジュール及び移譲に伴う支援等に係る具体的内容の協議を実施し、移譲の可否を判断する。
- ・協議の結果移譲が合意された場合、県は県議会へ事務処理特例条例改正案を上程するまでに、市町村に対して書面による協議（地方自治法第252条の17の2第2項）を行う。

論点 引継期間（権限移譲に向けた協議の開始時期を含む）を設定すべきではないか。

《**検討部会での決定事項**》

- ・原則、移譲開始2ヵ月前までに終了することを目途に、移譲対象事務ごとに双方で協議のうえ決定する。

論点 引継書の基本的な様式を定め、その作成を義務づけるべきではないか。

《**検討部会での決定事項**》

- ・県が引継書を作成し、双方が確認のうえ保管するとともに、処理に必要な帳簿、図面等の関係資料も全て引き継ぐよう留意する。

論点 事務引継の一環として事前説明会の開催や事務処理マニュアルの作成・配布が必要ではないか。

《**検討部会での決定事項**》

- ・事前説明会の開催、事務処理マニュアルの作成については、移譲対象事務の内容に応じ、双方で協議のうえ決定する。
- ・事前説明会は、移譲前のなるべく早い時期に、少なくとも1回は開催することを原則とし、具体的な事例を用いるなどできる限り分かりやすいものとなるよう配慮する。

論 点

移譲対象事務に懸案事項がある場合には、移譲前に県において解決するよう努めるとともに、万が一未解決の事項が残った場合には、移譲後の支援のあり方も協議したうえで引き継ぐべきではないか。（屋外広告物条例WGと共通）

《検討部会での決定事項》

- ・移譲対象事務に係る懸案事項は、移譲前に県において解決するよう努める。
- ・移譲までに解決できなかった事項は、引継書にその概要、県における措置状況、解決の方向性、移譲後の支援内容等を記載するとともに、県は、移譲後市町村が対処するにあたって必要な協力を行う。

②移譲後支援のあり方【H17.5.18 総会報告済み】

論 点

研修会の開催、事務処理マニュアルの更新についてどう考えるか。

《検討部会での決定事項》 ➡資料参照 (P.49)

- ・県は、市町村の意向をふまえ、次の研修会を開催する。(具体的な研修会の開催方法等については、適宜、移譲事務ごとに関係市町村と協議のうえ決定。)定期的に開催する研修会（原則として4月中に開催する）
随時開催する研修会
- ・事務処理マニュアルを作成している場合は、法令の改正等に合わせて改訂を行い市町村に提供する。

論 点

移譲事務に関し、移譲前に想定されなかった問題が発生した場合の対応等のため、県と市町村の情報交換の場を設置することについてどう考えるか。

《検討部会での決定事項》

市町村における円滑かつ効率的な事務執行を確保するため、移譲事務ごとに関係市町村と協議のうえ、必要に応じて、連絡協議の場を設置する。

論 点

経由事務に関し、市町村からの申請書等の提出後の処理状況に係る情報提供についてどう考えるか。

《検討部会での決定事項》

経由事務については、移譲事務ごとに必要に応じて双方で協議のうえ、提出後の処理状況に関する情報を提供する。

論 点

移譲後市町村の事務処理に対する支援策としてどのようなものが必要だと考えられるか。

《検討部会での決定事項》

県は、移譲後の相談窓口を明確にするとともに、移譲事務に関し法令の解釈等に関する相談があった場合や、市町村が懸案事項を処理する場合には、その解決に向けて情報提供や助言など必要な支援を行う。

③権限移譲に伴う人的支援のあり方

論 点

- 今後の権限移譲に伴う人的支援はどうあるべきか。
- ・ 人的支援の形態（県職員の派遣、市町村職員の受入研修など）
 - ・ 人的支援の時期及び期間
 - ・ 人的支援に係る費用負担 など

《検討部会での決定事項》 → 資料参照 (P. 50)

- ・ 県職員の派遣
県と市町村は、次に掲げる理由で、市町村が求める場合には、県職員の派遣について協議する。
移譲事務の処理にあたって特定の資格を有する職員が必要である。
事務の性質上、相当程度高度な専門知識やノウハウが必要である。
- ・ 市町村職員の受入研修
県と市町村は、次に掲げる理由で、市町村が求める場合には、市町村職員の受入研修の実施について協議する。
移譲事務の処理にあたって特定の資格を有する職員が必要であり、当該資格の取得にあたって現場での実務経験が要件となっている。
事務の性質上、県の現場における実務経験を通じて必要な知識やノウハウを修得することが効果的である。
- ・ 県職員の派遣、市町村職員の受入研修を行う際の形態及び費用負担については、地方自治法第252条の17や「県・市町村職員人事交流実施要綱」の規定を適用することを基本に、移譲事務の内容に応じて双方が協議のうえ定める。
- ・ 県と市町村は、市町村が県職員の派遣や市町村職員の受入研修以外の方法による支援を求める場合は、その形態、時期、期間及び費用負担等について協議する。
- ・ 県から市町村への権限移譲に伴い人的支援を行う場合には、対象事務ごとに協定書を締結する。

④権限移譲方式の見直し（包括的権限移譲など）【H17.5.18 総会報告済み】

論 点

なぜ、県から市町村へ権限移譲を推進しなければならないか。

論 点

市町村への移譲対象事務の要件はどのようなものか。

論 点

現在の権限移譲方式（個別権限移譲）のメリット・デメリットはどのようなものか。

論 点

今後の権限移譲の方式として、従来の個別権限移譲に加え、包括的権限移譲の制度設計を検討することについてどう考えるか。

《検討部会での決定事項》

- ・ 包括的権限移譲ワーキンググループの設置（H16.10.12 設置）

⑤権限移譲に伴う財政措置のあり方《特例処理事務交付金の見直し》

論 点

事務処理件数の増減を今以上に反映するよう算定方法を見直すべきではないか。

《検討部会での決定事項》

- ・ 市町村の実際処理した件数の増減が反映できるよう、件数割を中心とした算定方法に見直すとともに、常に市町村に窓口などの体制を整えておく必要性を考慮し、件数割8：均等割2による交付金の配分方法に見直す。

論 点 事務処理の実態に見合う交付金が交付されるよう算定方法を見直すべきではないか。

《検討部会での決定事項》

- ・算定の基礎である「処理件数」は、県が事務処理していた当時の件数を使用していた現行の算定方法を見直し、市町村の処理実績件数を使用する。
- ・算定の基礎である「1件あたり処理時間数」は、実態に合わないものについて県、市町村の意見調整を行った時間数に見直す。

論 点 算定方法を簡素で明確なものに見直すべきではないか。

《検討部会での決定事項》

- ・自団体の「処理件数」から容易に交付金額が算定できるよう、件数割・均等割・人口割・面積割を使用して配分していたものを、件数割及び均等割を使用した算定方法に見直す。
- ・権限移譲時及び移譲後の基礎データや予算計上額の県から市町村への情報提供や市町村意見の提出など、交付等の手続きをルール化する。 ➡資料参照 (P. 51～58)

権限移譲の手順

県から市町村への権限移譲が円滑に行われ、移譲後市町村における事務執行に支障を生じないようにする観点から、今後権限移譲に際しては次の点に留意して、十分に協議するとともに、適切な事務引継を行うものとする。

1 権限移譲（法に基づくもの¹⁾を除く）に関する協議

(1) 移譲内容整理票の作成、協議開始の可否の判断

協議の開始に先立ち、移譲対象事務の内容、事務処理上の課題、移譲の必要性とその効果等を記載した「三重県・市町村権限移譲内容整理票」（以下「移譲内容整理票」）を作成し、県（地方分権担当部局、事務担当部局）・市町村（地方分権担当課、事務担当課）双方で確認のうえ、下記（2）の協議を開始するか否かを判断する。

なお、複数の市町村に移譲する場合において必要があれば、県事務担当部局と複数の市町村事務担当課からなる意見交換の場を設け、移譲内容を整理する。

以上については、下記（2）の協議開始予定月前の概ね3ヵ月の間に実施する。

(2) 移譲スケジュール及び移譲に伴う支援等の協議の実施、移譲の可否の判断

県・市町村双方が「移譲内容整理票」の内容について概ね合意した段階で、事務担当部課を中心に移譲スケジュール及び移譲に伴う支援等に係る具体的内容の協議を実施し、移譲するか否かを判断する。

なお、この協議の開始時期は、次に掲げる時期を目安に行う。

- ・ 県職員の派遣や市町村職員の受入研修が必要な場合：県議会への事務処理特例条例改正案上程の概ね12ヵ月以上前
- ・ 上記以外の場合：県議会への事務処理特例条例改正案上程の概ね6ヵ月以上前

(3) 地方自治法に基づく書面による協議（法定協議）

県は、上記（2）の協議により移譲することが合意された場合には、県議会へ事務処理特例条例改正案を上程するまでの間に、市町村に対して書面により地方自治法第252条の17の2第2項に基づく協議を行う。

2 引継期間

事務引継の時期は、原則として、移譲開始2ヵ月前までに終了することを目途に、移譲対象事務ごとに双方で協議のうえ決定する。

3 引継書の作成

- (1) 事務引継にあたっては、県が引継書を作成し、双方が確認のうえ保管する。（様式は別添参照）
- (2) 特に事務処理に必要な帳簿、図面等の関係資料も全て引き継ぐよう留意する。

4 事前説明会の開催、事務処理マニュアルの作成・配布

事前説明会の開催（時期及び回数）、事務処理マニュアルの作成（既存のものがある場合はそれによることも可）については、移譲対象事務の内容に応じ、双方で協議のうえ決定する。

なお、事前説明会は、移譲前のなるべく早い時期に、少なくとも1回は開催することを原則とし、県における具体的な事務処理の事例を用いて説明するなどできる限り分かりやすいものとなるよう配慮する。

¹⁾ 法に基づく権限移譲（中核市や特例市への移行等に伴うもの）については、その都度県と当該市町村で協議の場を設け、対応するものとする。なお、その場合も引継期間の設定、引継書の作成、事前説明会の開催、事務処理マニュアルの作成・配布及び懸案事項の処理については、当調整案の内容に準じて行うものとする。

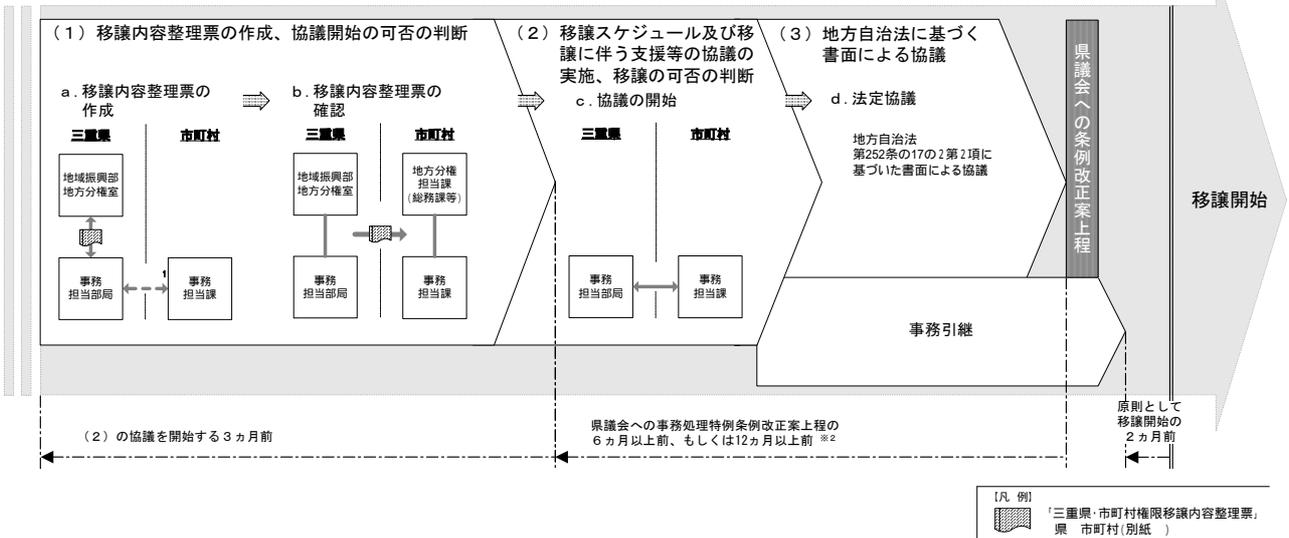
5 懸案事項の処理

- (1) 移譲対象事務に係る懸案事項²⁾は、移譲前に県において解決するよう努める。
- (2) 移譲までに解決できなかった事項については、引継書にその概要、県における措置状況、解決の方向性、移譲後の支援内容等を記載するとともに、県は、移譲後市町村が対処するにあたって必要な協力を行う。

²⁾ 移譲前の事務処理に起因し、移譲後市町村における円滑な事務執行を妨げることが想定される事項

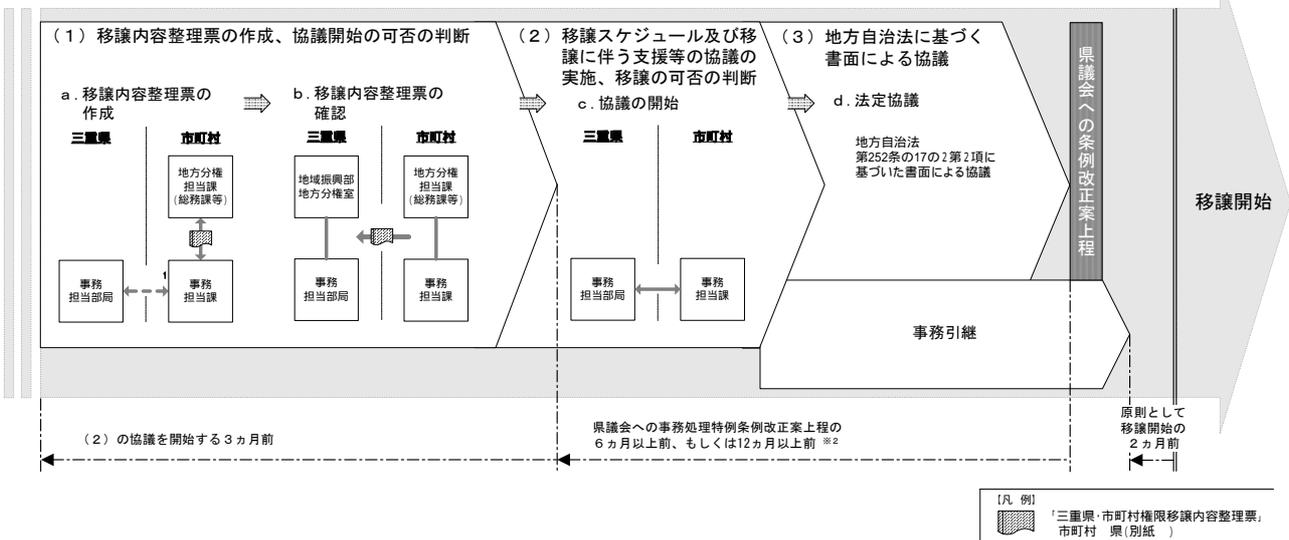
■権限移譲実施までの流れ

I. 県から市町村へ働きかける場合



- ※1 県事務担当部局は、市町村事務担当課の意向を踏まえて移譲内容整理票を作成すること。なお、複数の市町村に移譲する場合において必要があれば、県事務担当部局と複数の市町村事務担当課からなる意見交換の場を設け、移譲内容を整理する。
- ※2 県職員の派遣や市町村職員の受入研修が必要な場合は概ね12ヵ月以上前、それ以外の場合は概ね6ヵ月以上前。

II. 市町村から県へ働きかける場合



- ※1 市町村事務担当課は、県事務担当部局の意向を踏まえて移譲内容整理票を作成すること。なお、複数の市町村に移譲する場合において必要があれば、県事務担当部局と複数の市町村事務担当課からなる意見交換の場を設け、移譲内容を整理する。
- ※2 県職員の派遣や市町村職員の受入研修が必要な場合は概ね12ヵ月以上前、それ以外の場合は概ね6ヵ月以上前。

三重県・市町村権限移譲内容整理票

協議開始区分

(12ヶ月以上前・6ヶ月以上前)

※どちらかを選択。

1. 移譲事務

- ・事務名、根拠法令 など

2. 担当部局、担当者等

- ・事務担当（県、市町村）、分権担当（県、市町村）、連絡先 など

3. 事業概要

(1) 事業の背景（全体の概要）

- ・現在の事業概要、事業の必要性、国・県・市町村の役割分担 など

(2) 三重県における事業の概要

- ・現在の事業概要、事業の必要性、県・市町村の役割分担 など

(3) 事業のビジョン

- ・県（市町村）としての今後の方向性 など

4. 事務概要

(1) 事務の現状と課題

- ・制度、事務処理（処理件数）、役割分担等の現状と課題 事務処理マニュアル作成の有無など

(2) 権限移譲の目的

- ※ 住民（事業者）のニーズ、移譲により想定される効果（メリット・デメリット）をふまえて記載すること。

(3) 事務処理上の課題（懸案事項を含む）と解決方法

5. 移譲スケジュール等

(1) 移譲スケジュール

- ・移譲期日、県議会上程期日、事前説明会の開催時期及び回数、事務引継の時期 など

(2) 事務量及び必要とされる専門性等

- ・現状の人員、経費、時間数 など
- ・事務処理にあたって必要な専門性の内容、県からの人的支援（県職員の派遣、市町村職員の受入研修）を予定している場合はその内容 など

(3) 財政措置

- ・特例処理事務交付金の概要（算定根拠、交付金額など）

三重県・市町村権限移譲内容整理票

協議開始区分

(12ヶ月以上前・6ヶ月以上前)

※どちらかを選択。

1. 移譲事務

- ・事務名、根拠法令 など

2. 担当課、担当者等

- ・事務担当（県、市町村）、分権担当（県、市町村）、連絡先 など

3. 移譲を希望する背景等

(1) 現行市町村における事務事業の概要

- ・現在の事務事業の概要、県・市町村の役割分担 など

(2) 住民のニーズ

- ・ニーズの整理（住民、事業者など）

(3) 移譲により想定される効果（メリット・デメリット）

4. 移譲スケジュール等

(1) 移譲スケジュール

- ・移譲期日、事前説明会の開催時期、事務引継の時期 など

(2) 人的支援、財政措置

- ・県職員の派遣を希望する場合はその理由、職種、人数、期間 など
- ・市町村職員の受入研修の実施を希望する場合はその理由、人数、期間 など
- ・財政措置（特例処理事務交付金算定にあたってのルールなど）に対する意見（※交付金額の要望に関する意見は含まない。）

〇〇〇〇事務の権限移譲に関する事務引継書

平成 年 月 日

次のとおり引継をします。

三重県知事 野 呂 昭 彦¹⁾

次のとおり引継を受けました。

〇〇市町村長 ○ ○ ○ ○

1 事務内容

- ・ 事務名
- ・ 事務内容
- ・ 法令上の根拠 など

2 事務手続き

- ・ 事務処理スケジュール
- ・ 様式記入例
- ・ 引継後の県の窓口
- ・ 取組状況および処理実績データ等 など

3 懸案事項およびその対応策（一件ごとに記載）

- ・ 懸案事項の概要
- ・ 県における措置状況
- ・ 解決の方向性（対応策案）
- ・ 移譲後の支援内容 など

4 引継書類一覧

- ・ 簿冊及び目録
- ・ 各関係書類 など

5 移譲に伴う人的支援及び財政措置

- ・ 人的支援の内容（県職員を派遣する場合、職種・人数・派遣期間等）
- ・ 特例処理事務交付金の額及び算定資料 など

¹⁾ 教育委員会の権限に属する事務の一部を移譲する場合には県教育委員会教育長名で、また、知事から県の吏員に委任されている事務や法律上知事以外に権限が付与されている場合においては当然事務を処理する権限を有する職員名で引継ぎ書を作成する。

移譲後支援のあり方

移譲後市町村における円滑な事務執行の確保に資する観点から、県は、次のような点に留意して市町村支援に努める。

1 研修会の開催

県は、市町村の意向をふまえ、次の研修会を開催する。

なお、具体的な研修会の開催方法等については、適宜、移譲事務ごとに関係市町村と協議のうえ決定する。

(1) 定期的で開催する研修会（原則として4月中に開催する）

主に新規担当者を対象に事務処理の概要や根拠法令等の基礎的な知識の修得のために行うもの

(2) 随時開催する研修会

① 法令の改正や処理基準の変更など市町村の事務執行に影響を及ぼす事由の発生が見込まれる場合に行うもの

② 事務処理上、何らかの疑義等が生じ、その内容が多くの市町村に関係する場合などに、具体的な個別案件を取り上げ、その処理にあたって必要な知識の修得のために行うもの

2 事務処理マニュアルの更新

事務処理マニュアルを作成している場合は、法令の改正等に合わせて改訂を行い市町村に提供する。

3 移譲事務に関する県と市町村の連絡協議の場の設置

市町村における円滑かつ効率的な事務執行を確保するため、移譲事務ごとに関係市町村と協議のうえ、必要に応じて、連絡協議の場を設置する。

(所掌事項の例)

- ・ 移譲事務に関する情報交換
- ・ 事例研究や研修（懸案事項や移譲前に想定されなかった問題に対処するにあたって必要な知識の修得のため行うもの）の実施
- ・ 訴訟等移譲前に想定されなかった問題が生じた場合の対処方法や県からの支援のあり方に関する協議

など

4 市町村からの申請書等の提出後の処理状況に関する情報提供

三重県の事務処理の特例に関する条例により県から市町村へ移譲しているいわゆる経由事務（申請書類の受理及び知事への送付又は名あて人への交付）については、移譲事務ごとに必要に応じて双方で協議のうえ、提出後の処理状況に関する情報を提供する。

5 その他移譲後市町村の事務処理に対する支援

県は、移譲後の相談窓口を明確にするとともに、移譲事務に関し法令の解釈等に関する相談があった場合や、市町村が懸案事項を処理する場合には、その解決に向けて情報提供や助言など必要な支援を行う。

県から市町村への権限移譲に伴う人的支援のあり方

県は、市町村への権限移譲にあたり、市町村における円滑かつ適切な事務処理を可能とするため人的支援を行う場合は、以下によるものとする。

1 県職員の派遣

(1) 派遣に関する協議

県と市町村は、次に掲げる理由で、市町村が求める場合には、県職員の派遣について協議する。

- ① 移譲事務の処理にあたって特定の資格を有する職員が必要であるが、市町村において当該資格を有する職員を採用あるいは育成するまでに相当の期間を要するため、当面の間、当該事務の処理に関して資格を有する県職員を必要とすること。
- ② 移譲事務の処理にあたって特定の資格を有する職員は必要ないが、事務の性質上、相当程度高度な専門知識やノウハウが必要であるため、市町村職員が当該知識等を獲得し、事務の処理が可能となるまでに一定の期間を要することから、当面の間、当該事務の処理に関して専門知識等を有する県職員を必要とすること。

(2) 派遣の時期及び期間

派遣することとなった場合、その時期及び期間は、市町村における円滑かつ適切な事務処理が可能となるように、双方が協議のうえ設定する。

2 市町村職員の受入研修

(1) 受入研修の実施に関する協議

県と市町村は、次に掲げる理由で、市町村が求める場合には、市町村職員の受入研修の実施について協議する。

- ① 移譲事務の処理にあたって特定の資格を有する職員が必要であり、当該資格の取得に現場での実務経験が要件となっていること。
- ② 事務の性質上、県の現場における実務経験を通じて必要な知識やノウハウを修得することが効果的であること。

(2) 受入研修の時期及び期間

受入研修を実施することとなった場合、その時期及び期間は、市町村職員が十分な経験を積み、必要な知識やノウハウの修得が可能となるように、双方が協議のうえ設定する。

3 県職員の派遣、市町村職員の受入研修を行う際の形態及び費用負担

県職員の派遣、市町村職員の受入研修を行う際の形態及び費用負担については、地方自治法第252条の17や「県・市町村職員人事交流実施要綱」の規定を適用することを基本に、移譲事務の内容に応じて双方が協議のうえ定める。

4 県職員の派遣や市町村職員の受入研修以外の方法による支援

県と市町村は、市町村が上記1の県職員の派遣や上記2の市町村職員の受入研修以外の方法による支援を求める場合は、その形態、時期、期間及び費用負担等について協議する。

5 人的支援に係る協定書の締結

県から市町村への権限移譲に伴い人的支援を行う場合には、当該市町村と対象事務ごとに協定書を締結する。

ただし、上記4にあつては、必要に応じて行うものとする。

特例処理事務交付金の交付等の手続のルールについて

1 移譲までの手続き

算定根拠の数値設定

- 県事務担当室（以下「県関係室」という。）は、新たに移譲する事務に係る交付金の算定内容について、別紙様式1「特例処理事務交付金の算定根拠となる数値設定について」（以下「別紙様式1」という。）により地方分権室に報告する。
- 県関係室は、市町村関係課に対し、「三重県・市町村権限移譲内容整理票」に別紙様式1などの必要資料を添付し、交付金の概要（算定根拠、交付金額）について情報提供及び説明するとともに意見を聴取する。（「権限移譲の手順」のルールによる）
- 県関係室は、市町村の意見内容を勘案して算定内容を決定するとともに、必要に応じて別紙様式1を修正し、地方分権室に報告する。
- 地方分権室と県関係室は、算定内容に係る予算調整を総務局と行い、その調整結果について、県関係室が市町村事務担当課に情報提供及び説明を行い、必要に応じて市町村と調整を行う。

2 移譲後の手続き

①市町村からの処理件数の報告

- 市町村地方分権担当課は、市町村関係課から取りまとめた前年度の処理件数を毎年5月末までに地方分権室に報告する。（交付金交付要綱による）

②報告件数の確認及び修正

- 地方分権室は、市町村からの報告件数を県関係室に情報提供する。
- 県関係室は、市町村からの報告件数について、前年度報告数値や県関係室が保有する関連データと著しく乖離があるときは、必要に応じて市町村関係課に乖離の理由及び台帳等の証拠書類の提出などを求め報告内容の確認をする。
- 市町村関係課への確認の結果、報告件数に誤りがあったときは、県関係室は、別紙様式2「特例処理事務交付金の市町村からの報告件数の修正報告」により、地方分権室に報告する。また、市町村関係課は既に提出した報告件数を修正し、市町村地方分権担当課を通じて地方分権室に再報告する。

③交付金の決定及び交付

○地方分権室は、①及び②の手続きを経て、市町村から報告件数により、当該年度の交付金の算定を行い、7月末までに交付決定を、9月末までに関係市町村に交付する。但し、追加交付はこの限りでない。(交付金交付要綱による)

なお、地方分権室は交付決定の際、積算内容が分かる資料を添付する。

また、地方分権室は、当該交付内容について、県関係室にも情報提供する。

④法改正等による事務内容の変更・廃止

○地方分権室は、次年度当初予算編成までに、県関係室に対して既に移譲された事務について、法改正等による事務内容の変更・廃止の有無を確認する。

○県関係室は、事務内容の変更・廃止があるときは地方分権室に対し、別紙様式3「特例処理事務交付金の算定根拠となる数値の変更について」(以下「別紙様式3」という。)により報告する。

○県関係室は市町村関係課に対し、事務内容の変更・廃止の内容と交付金額について別紙様式3により情報提供及び説明するとともに、必要に応じて意見を聴取する。

○県関係室は、市町村の意見内容を勘案して算定内容を決定するとともに、必要に応じて別紙様式3を修正し、地方分権室に報告する。

○地方分権室と県関係室は、算定内容に係る予算調整を総務局と行い、その調整結果について、県関係室が市町村事務担当課に情報提供及び説明を行い、必要に応じて市町村と調整を行う。

○なお、上記の手順に関わらず、年度を通じて当該変更・廃止が明らかになったときは、同様の手続きにより対応する。

⑤市町村意見の提出及び協議の場の設置

○市町村は、交付金の算定内容の見直しなどの意見を提出することができる。この際、市町村地方分権担当課が地方分権室に対し文書により提出する。

○意見の内容が全体の制度の見直しに係るものは地方分権室が、個別事項の見直しに係るものは県関係室がそれぞれ対応し、地方分権室を通じて市町村地方分権担当課に対し、文書により回答する。

○必要に応じて、移譲事務ごとに関係市町村と協議のうえ、連絡協議の場を設置する。(「移譲後支援のあり方について」のルールによる)

⑥交付金の予算計上

○地方分権室は交付金の所要額を次年度当初予算又は補正予算に計上するとともに、市町村の予算編成時期までに、別紙様式4「特例処理事務交付金の予算計上の考え方等について」により、関係市町村地方分権担当課に情報提供する。

また、地方分権室は、当該予算計上内容について、県関係室にも情報提供する。

(別紙様式 1 (県関係室⇒地方分権室・市町村))

特例処理事務交付金の算定根拠となる数値設定について

1 移譲事務名、根拠法令

2 担当部局・室名、担当者名、連絡先(電話番号、メールアドレス)

3 算定根拠となる数値

(1) 1件あたり処理時間数

※設定根拠が分かる資料を添付すること

(2) 過去3カ年の県の処理件数

※移譲対象市町村毎の処理件数が分かる資料を添付すること

(3) 人件費単価(交付税上の1時間あたり人件費)

(4) 事務費(1件あたり単価)及び初年度経費

※設定根拠が分かる資料を添付すること

(5) 手数料収入(該当事務のみ記入)

※移譲対象市町村毎の手数料収入が分かる資料を添付すること

(6) その他

※標準的な算定によりがたい経費があれば列挙すること。

4 交付金額

(1) 交付金総額及び市町村毎の交付金額(見込み)

※移譲対象市町村毎の交付金額が分かる資料を添付すること

(注) 情報提供及び報告は、当該内容を満たす既存資料等でも可とし、その際、当該様式の各項目に「別添資料のとおり」と記載し、資料を添付することとします。

(別紙様式 2 (県関係室⇒地方分権室))

特例処理事務交付金の市町村からの報告件数の修正報告

- 1 修正が必要な市町村名
- 2 修正が必要な移譲事務名
- 3 市町村からの報告件数及び修正値
- 4 修正が必要な理由
- 5 担当室名、担当者名、連絡先

(注) 報告は、当該内容を満たす既存資料等でも可とし、その際、当該様式の各項目に「別添資料のとおり」と記載し、資料を添付することとします。

(別紙様式3 (県関係室⇒地方分権室・市町村))

特例処理事務交付金の算定根拠となる数値の変更について

- 1 移譲事務名、根拠法令
- 2 担当部局・室名、担当者名、連絡先（電話番号、メールアドレス）
- 3 変更（又は廃止）内容及び影響額等
 - (1) 変更（又は廃止）の時期
 - (2) 変更（又は廃止）理由
 - (3) 変更（又は廃止）により影響する設定数値及び交付金額
※影響する設定数値の変更内容と、移譲対象市町村毎の交付金額の影響額が分かる資料を添付すること。
 - (4) 交付金への反映時期（交付時期）

(注) 情報提供及び報告は、当該内容を満たす既存資料等でも可とし、その際、当該様式の各項目に「別添資料のとおり」と記載し、資料を添付することとします。

(別紙様式 4 (当初予算用) (地方分権室⇒市町村、県関係室))

特例処理事務交付金の予算計上の考え方等について

1 算定根拠となる数値

(1) 1 件あたり処理時間数

※事務毎の処理時間数が分かる資料を添付すること

(2) 人件費単価 (1 時間あたり人件費)

※事務毎の単価が分かる資料を添付すること

(3) 補正係数

※市町村毎の補正係数が分かる資料を添付すること

2 担当室名、担当者名、連絡先

(注 1) 情報提供は、当該内容を満たす既存資料等でも可とし、その際、当該様式の各項目に「別添資料のとおり」と記載し、資料を添付することとします。

(注 2) 市町村毎の交付金額は

「1 件あたり処理時間数」×「人件費単価」×「市町村の処理件数」×「補正係数」により概算金額が算定されます。
(なお「市町村の処理件数」は貴市町村の処理実績件数です。)

(別紙様式 4 (補正予算用) (地方分権室⇒市町村、県関係室))

特例処理事務交付金の予算計上の考え方等について

- 1 補正予算計上の理由

- 2 県の予算計上時期
平成 年 月議会上程予定

- 3 交付時期
平成 年 月頃交付予定

- 4 補正により影響する算定上の設定数値及び交付金額
※影響する設定数値の変更内容と、移譲対象市町村毎の交付金額の影響額が分かる資料を添付すること。

- 5 担当室名、担当者名、連絡先

(注) 情報提供は、当該内容を満たす既存資料等でも可とし、その際、当該様式の各項目に「別添資料のとおり」と記載し、資料を添付することとします。

⑥－ 1 屋外広告物条例WG【協議終了】

WG設置の背景・目的

あたたか分権ミーティングにおいて、三重県屋外広告物条例及び同条例施行規則に基づく事務について、「県の屋外広告物の実態把握が不十分であること」「未許可物件等によって事務負担となっていること」、また「処理件数に応じた事務処理特例交付金になっていない」等の問題点が指摘された。

このような意見を基に、屋外広告物条例及び同条例施行規則に基づく事務について、移譲にあたっての事務引継のあり方や移譲後の県の責務・協力体制のあり方、人的支援のあり方について検討し、移譲前に県が懸案事項を解決し、移譲後の支援のあり方を協議した上での事務引継できる体制づくりを目指す。

WGメンバー

市町村		県	
津市／都市計画課長		県土整備総務室長	津建設部長
松阪市／都市計画課長		建築開発室長	久居建設部長
鈴鹿市／都市計画課長		地方分権室長	松阪建設部長
		鈴鹿建設部長	

事務局 ● 市長会事務局、町村会事務局、三重県地域振興部地方分権室

検討事項および開催実績

(平成16年)

第1回 [4/26 10:30～11:50] ⇒ 協議計画書に基づく今後の進めかたの説明

第2回 [5/26 9:00～11:20] } ⇒ **【検討事項①】移譲にあたっての事務引継のあり方**

第3回 [6/25 10:00～11:45]

第4回 [7/30 10:00～12:00]

第5回 [9/7 13:00～15:40] } ⇒ **【検討事項②】移譲後の県の責務、協力体制のあり方**

第6回 [10/28 10:00～12:00]

(平成17年)

第7回 [5/31 13:30～15:00]

第8回 [9/20 10:00～11:30] ⇒ **【検討事項③】人的支援のあり方**

【検討事項④】事務処理の改善

【検討事項⑤】屋外広告物条例に関する権限移譲に係る確認事項（案）、または申し合わせ事項（案）の作成

検討内容および決定事項

①移譲にあたっての事務引継のあり方【H16.10.18 総会報告済】

論 点 引継にあたってどのような書類を整理すべきか。

《WGでの決定事項》

引継書類の整理について

- ・移譲後の事務執行に支障が生ずることがないように、対象物件に関する必要なデータ・図面等を整理し、事務引継を行う。

論 点 移譲対象事務に懸案事項がある場合には、移譲前に県において解決するよう努めるとともに、万が一未解決の事項が残った場合には、移譲後の支援のあり方も協議したうえで引き継ぐべきではないか。

《WGでの決定事項》

懸案事項の処理について

- ・県は移譲前に主に次に掲げる事項を調査・確認し、違法状態を解消するために業者指導を行う等必要な措置を講ずる。特に、合併を目前に控えている津市及び松阪市に関しては、合併関係市町村内の物件について速やかに調査・確認し、合併期日までに違法状態を解消するために業者指導を行う等必要な措置を講ずる。
- ・移譲までに解決できなかった事項は、引継書にその概要、県における指導内容、県としての解決に向けた考え方や取り組み、移譲後の支援内容等を記載するとともに、県は移譲后市町村が対処するにあたって必要な協力を行う。

②移譲後の県の責務、協力体制のあり方

論 点 移譲後、県はどのような支援、協力を行うべきか。

《WGでの決定事項》

- ・懸案事項の処理にあたっての県の支援
県は、市町村に移譲するまでに解決できなかった案件や移譲前に想定されなかった問題等のうち県の責任に帰するものについて、市町村が対処する場合においては必要な協力を行う。
〈具体例〉
未許可物件の調査が残った場合
→ 市町村が実施する調査、申請指導に対して、法的、制度的に可能な支援を行う。
既許可物件で誤許可や手数料の算定誤りがあった場合
→ 業者説明への協力
- ・事務処理に関する県と市町村の意見交換の場の設置
三重県屋外広告物条例（以下、条例という。）や規則等の課題、問題点を議論し、現場の意見を反映させた制度改善を行っていくため、定期的に意見交換する場を設ける。
- ・普及啓発等条例の目的を達成するための取り組み
県は、条例における屋外広告物の表示の場所及び方法並びに屋外広告物を掲出する物件の位置及び維持について普及啓発するとともに、条例の目的を達するため、全県的な啓発期間を設け、市町村、警察、業者などの協力を得て必要な取り組みを行う。

③人的支援のあり方

論 点 移譲にあたってどのような人的支援を行うべきか。

《WGでの決定事項》

権限移譲検討部会における決定事項に準じる。

④事務処理の改善

論 点 現行事務処理の問題点をどのように改善すべきか。

《WGでの決定事項》

- ・指導事務に関する罰則の強化
移譲済の市及び建設部の意見を反映しながら、条例、規則及び事務取扱要領等の整備を行っていく。
- ・県内における事務執行等の統一化
県建築開発室、各県民局建設部及び移譲済の市をメンバーとする意見交換会を定期的に開催するとともに、意見交換の結果を事務取扱要領に反映させる等により、統一的な取扱いを図る。

⑤屋外広告物条例に関する権限移譲に係る確認事項（案）、または申し合わせ事項（案）の作成

⇒ 特に作成しないが、合意事項は必要に応じて関係部署に通知する。

⑥-2 包括的権限移譲WG【協議終了】

WG設置の背景・目的

地方分権一括法が成立した平成12年4月以降、進めてきた権限移譲は、一連の事務処理の中の1つの事務を移譲するものがほとんどであったが、「申請窓口と審査・処分機関が異なるケースが多く、申請者に対して十分応答ができない」「申請書の受理と知事への送付など単なる事務移管となっているケースが多く、市町村の自治能力の向上につながっていない」「個別移譲では、総合的な観点から行政運営ができない」などの問題点が指摘されてきた。

このため、三重県地方分権推進方針のなかで、包括的権限移譲の推進を位置づけており、WGでは、関連する複数の事務権限を包括化し移譲する方式を検討することで、住民に身近な基礎自治体である市町村が住民サービスの向上の観点から、自主的・主体的、そして総合的に行政に取り組めるようにすることを目指す。

WGメンバー

市町村		県	
四日市市／政策課	木曾岬町／総務課	企画総務室	農水商工総務室
伊勢市／総務課	明和町／企画課	総務室	地域振興総務室
松阪市／総務課		危機管理総務室	地方分権室
上野市／企画調整課		生活総務室	県土整備総務室
名張市／行政改革評価室		健康福祉総務室	(教委) 人材政策室
亀山市／総務課		環境森林総務室	

助言者 ● —

事務局 ● 市長会事務局、町村会事務局、三重県地域振興部地方分権室

検討事項

(平成16年)

第1回 [10/12 13:30～15:00] ⇒ 【検討事項①】 包括的権限移譲の基本的な考え方

【検討事項②】 移譲候補事務の洗い出し

第2回 [11/12 13:30～15:00] ⇒ 【検討事項①】 包括的権限移譲の基本的な考え方

【検討事項③】 移譲可能事務の抽出

第3回 [12/22 9:30～11:30] ⇒ 【検討事項④】 包括方式の設定

(平成17年)

- 1/11～13 第1回パッケージ別ワーキング
 - ・パッケージのねらい、考え方の整理
 - ・小パッケージの検討（法令単位でのグループ化）
- 1/18～21 第2回パッケージ別ワーキング
 - 同上
- 1/24～31 第3回パッケージ別ワーキング
 - ・パッケージへの事務権限の追加、削除

第4回 [2/10 13:30～15:55] ➡ 【**検討事項④**】 包括方式の設定

【**検討事項⑤**】 支援策の検討

第5回 [3/23 13:30～15:55] ➡ ワーキング案の最終とりまとめ

検討内容および決定事項

ワーキング案（検討事項①～⑤に係る協議結果のまとめ）【**H17.5.18 総会報告済**】

《検討部会での決定事項》

- ・ 分権型社会を実現するためには、「補完性の原理」に基づいた役割分担に改めていく必要がある。
また、権限移譲は、市町村の主体性向上や住民の利便性向上を目的とし、県と市町村双方の行政の質の向上に寄与するものでなければならない。
こうした考え方にに基づき、次の4原則により権限移譲を推進してはどうか。
 - ① 市町村においてより自主的・主体的な取り組みやより効果的・効率的な事務執行が行えるよう、可能なかぎり包括的に移譲する（市町村優先の原則）。
 - ② 権限移譲によって、市町村の事務処理に過度な財政負担を及ぼすことがないように、必要な財源を権限と一体で移譲する（権限・財源の一体移譲の原則）。
 - ③ 権限移譲を受ける市町村の事務処理体制上必要があるときには、人的支援を行うとともに、県、市町村の双方にとって効果的・効率的かつ適正な組織体制を構築する（事務処理体制適正化の原則）。
 - ④ 移譲の協議は、必要な書面や標準的な協議期間などを定めた手続きに則り、公正で透明な手順で行う（公正・透明性の原則）。
 - ・ 権限移譲は、次の方法によって行うこととしてはどうか。
 - 包括的権限移譲
 - ・ 事務処理迅速型（Ⅰ型）パッケージ
事務処理の迅速化が見込まれる同一目的の法令等内の複数の条項をパッケージとして一括して移譲する。
 - ・ 地域課題解決型（Ⅱ型）パッケージ
市町村の自主的・主体的な地域課題解決を目的として、関連する複数の法令をパッケージ化し、当該パッケージ単位で移譲する。
 - 個別権限移譲
原則法令等の1条項単位で移譲する。
ただし、業務効率や住民の利便性などの面から1条項単位で移譲することが適当でない条項にあっては、複数の条項を権限移譲の最小単位とする。
 - ・ 支援策については、上記原則②、③を尊重しつつ、当ワーキング及び権限移譲検討部会における様々な意見をふまえ、引き続き、県において検討することとしてはどうか。
 - ・ 移譲にあたっての協議、決定、事務引継などの手続きは、「権限移譲の手順」に基づいて行うこととしてはどうか。
- ※ 別に「移譲対象事務一覧」として別表1及び別表2を整理。
別表1：事務処理迅速型パッケージとして146法令3、153項目を掲載。
別表2：地域課題解決型パッケージとして8分野16パッケージを掲載。

⑫中核市移行準備検討部会【協議終了】

検討部会設置の背景・目的

平成17年2月に四日市市と楠町が合併すると、中核市の要件（人口30万人以上、面積100k㎡）を満たすこととなるが、中核市には県から約2000前後の事務権限が法定移譲されることとなる。

このため、具体的な移譲事務の抽出や、移譲に伴い必要となる支援の内容等を検討し、円滑な権限移譲を進めることを目指す。

検討部会メンバー

市町村		県	
四日市市／経営企画部参事	中核市推進室長	総務室長	健康福祉総務室長
総務部政策推進監	保健福祉部政策推進監	環境森林総務室長	農水商工総務室長
商工農水部政策推進監	環境部政策推進監	市町村行政室長	地方分権室長
都市整備部政策推進監	教育委員会政策推進監	県土整備総務室長	教育総務室長
経営企画部政策推進監	市立病院政策推進監	市町村財政室長	四日市保健福祉部総務企画室長
人事課長補佐		北勢県民局企画調整部 総合調整室長	

事務局●市長会事務局、町村会事務局、三重県地域振興部地方分権室

検討事項および開催実績

（平成16年）

第1回 [10/29 13:30～15:15] ➡ ①協議計画書に基づく今後の進め方について

（平成17年）

第2回 [4/27 13:30～15:00] ➡ ②所属間での協議の進め方について

第3回 [11/10 10:00～11:30] ➡ ③所属間での協議結果について

検討内容および決定事項

①協議計画書に基づく今後の進めかたについて【H17.5.18 総会報告済】

論 点 移譲事務の把握について

《検討部会での決定事項》

- ①19年4月の中核市移行を目指して協議を進める。
- ②移譲事務の概要を調査する。(11月中旬を目途)
- ③移譲事務の内容調査を行う。(12月中旬を目途)

②所属間での協議の進め方について【H17.5.18 総会報告済】

論 点 協議の進め方について

《検討部会での決定事項》

- ①次のスケジュールで県と市の協議を進める。
 - 4月28日～5月13日 各担当所属への説明、資料準備、質疑要望事項の整理
 - 5月16日～6月30日 各所属間での協議の実施
 - 7月1日～7月15日 協議結果の集約、課題等の抽出
- ②協議の進め方
 - 市担当課より県担当室に連絡し、日程等を調整する。
 - 市の要望は文書で整理し、市、県双方が集約する。
 - 協議結果については、市担当課で協議経過報告書を作成し、市政策推進監、県担当室双方に送付。
 - 協議計画書を元に、総務省提出資料を市担当課で作成し、中核市推進室へ提出する。
 - 検討課題、懸案事項については県地方分権室、市中核市推進室で整理し、別途協議の場を設置する。

③所属間での協議結果について

論 点 協議結果について

《検討部会での決定事項》

- ①今後のスケジュールを確認
 - 12月 総務省意向調査
 - 2月 総務省ヒアリング
 - 3月 市予算の計上
 - 7月 国への申請
 - 9月 条例制定
 - 10月 政令公布
- ②県と市の所属間の協議結果を確認
- ③今後の課題について協議
 - ・施設貸与
 - ・市職員の研修、県職員の派遣
 - ・システムの構築、データ移行

⑦県単独補助金見直し検討部会【協議終了】

検討部会設置の背景・目的

あたたか分権ミーティングにおいて、市町村に対する県単独補助金について、「補助金の新設、廃止及び削減」の際に住民ニーズを把握している市町村との十分な調整が必要であることや「補助基準の緩和」、「補助申請等事務手続きの簡素化」の必要性とその具体策の一つとして「補助金の総合化」の導入が提案された。

このような意見を基に、県単独補助金の新設・廃止・削減をする上での市町村との調整のあり方や「補助金の総合化」などについて検討し、県と市町村が連携・協力しながら事業を進めるとともに市町村に対する県の関与を縮減することを目指す。

検討部会メンバー

市町村		県	
四日市市／財政経営課長	久居市／財務課長	予算調整室長	地域振興総務室長
松阪市／財務課長	東員町／総務課長	危機管理総務室長	地方分権室長
伊賀市／財務課長	南伊勢町／総務課長	生活総務室長	県土整備総務室長
鈴鹿市／財政課長	大紀町／総務財政課長	政策企画室長（健福）	財務調整室長（県土）
尾鷲市／市町公室長	紀北町／総務課長	環境森林総務室長	予算経理室長（教育）
亀山市／財務課長	御浜町／総務課長	財務経理室長（農水）	

助言者●三重中京大学教授／高橋 保幸 氏

事務局●市長会事務局、町村会事務局、三重県地域振興部地方分権室

検討事項および開催実績

（平成16年）

第1回 [4/28 10:30～12:00] ⇒ 協議計画書に基づく今後の進めかたの説明

第2回 [7/1 13:00～15:30] ⇒ 【検討事項①】補助金の廃止・削減の際の市町村への説明・意見聴取のルール

第3回 [7/29 13:00～15:20] } ⇒ 【検討事項②】補助金の新設の際の情報提供・意見聴取のルール

第4回 [9/9 13:15～15:30]

第5回 [10/21 13:30～15:50]

第5回 [10/21 13:30～15:50]

第6回 [12/16 13:15～15:30]

⇒ 【検討事項③】今後の県単独補助金のあり方について

（平成17年）

第7回 [2/3 13:00～15:20]

第8回 [3/22 13:00～15:00]

第9回 [7/7 13:30～15:30]

第10回 [12/13 13:30～15:00]

検討内容および決定事項

①補助金の廃止・削減の際の市町村への説明・意見聴取のルール【H16.10.18 総会報告済】

論 点 市町村からの意見聴取と情報提供について、住民への説明や予算編成が十分可能な時期に行うべきではないか。(市町村と十分調整を図るには、どの時期に情報提供し、意見を聴き取るべきか)

《検討部会での決定事項》

- ①県は、補助金の廃止・削減の検討に入る際（前年度の8月末）に、その内容や市町村財政への影響などを市町村に情報提供するとともに意見を聴き取る。
- ②県は、市町村の意見等を総合的に勘案し、予算編成を行い、その結果を市町村に12月（予算要求状況）と2月（予算案確定状況）に情報提供する。

➡資料参照 (P. 70)

②補助金の新設の際の情報提供・意見聴取のルールについて【H17.5.18 総会報告済】

論 点 新設の際にどのような点を市町村に明確にしておくべきか。また、市町村からの意見聴取と情報提供をすべきではないか。

《検討部会での決定事項》

- ①補助金の廃止時期（サンセット）を明確にする。
- ②県は、補助金を創設するときは、予めその内容や市町村財政への影響などを市町村に情報提供するとともに意見を聴き取る。
- ③県は、市町村の意見等を総合的に勘案し、予算編成を行い、その結果を市町村に12月（予算要求状況）と2月（予算案確定状況）に情報提供する。

➡資料参照 (P. 71～72)

③今後の県単独補助金のあり方について

論 点 平成15年度の「県単独補助金の見直し方針」に基づき、高率補助金や国庫補助事業の上乗せ補助金などについて、16年度～19年度に見直しが実施されるが、地方分権や三位一体改革の流れを踏まえ、県から市町村への関与を縮減し市町村の自由度を拡大するため、さらなる見直しを行うべきではないか。また、そのためにはどのような手法で現行の県単独補助金を見直すべきか。

《検討部会での決定事項》

補助事業に対する県と市町村の役割を考えると、県は補助事業の企画及び執行にあたり、地域や住民のニーズを的確に捉えて実施することができる市町村の主体性に、より配慮し、今後、県各部局において見直す。

➡資料参照 (P. 74)

県単独補助金の廃止・削減の際の情報提供・意見聴取のルール

1 「県単独補助金見直し方針に基づく見直し結果」にかかる情報提供のルール

平成 16～19 年度の「県単独補助金見直し方針に基づく見直し結果」に示された内容について、制度見直しの具体化がなされたときには、個々の補助金を所管する県の関係室（以下「県関係室」という。）は、市町村事業担当課に対し、速やかにメールにて情報提供する。

2 次年度予算において県単独補助金廃止等を検討しなければならない場合の市町村への情報提供・意見聴取のルール

県関係室は、年度当初に実施する事業の成果の確認と検証により遅くとも 8 月末に廃止または制度見直しによる減額（以下「廃止等」という。）の検討が必要かどうかを決定し、速やかに市町村事業担当課に対し、事業の検証結果、廃止等を検討する理由及び市町村負担への影響について情報提供し、意見を聴取する。情報提供と意見聴取の方法については、メールによることを原則とする。但し、県が必要と認めたときは、説明会を開催する。

また、成果の確認と検証によらず廃止等の検討が必要と判断したときは、速やかに市町村への情報提供と意見聴取をするとともに、県が必要と認めたときは、説明会を開催する。

県関係室は、市町村意見等を総合的に勘案し、次年度当初予算の要求をし、その内容を 12 月に、また、決定した当初予算案の内容を 2 月に、市町村事業担当課に対しメールにて情報提供する。ただし、予算案確定前に廃止等が決定したときは、速やかに市町村に対して情報提供する。

なお、市町村事業担当課は情報提供を受けた内容について、財政担当課と情報共有を行う。また、住民への説明が必要な場合は、県の情報提供を受けた市町村が行う。

3 県単独補助金全体の情報提供

県総務局は、事業の見直しに関する資料について、12 月に次年度当初予算要求状況を、2 月に次年度当初予算案の状況を、県民局を通じて、市町村財政担当課に対して情報提供する。

県単独補助金の新設の際の情報提供・意見聴取のルール

1 新設補助金の廃止時期（サンセット）の明確化

県関係室は、県単独補助金を創設したときは、廃止時期を明確にするとともに市町村事業担当課に対し、メールにて補助金要綱等資料を送付する。

2 県単独補助金新設までの手順

(1) 県関係室と市町村事業担当課との意見調整

県関係室は、補助金を創設するときは、予め市町村事業担当課に対し、補助金新設を検討する理由及び市町村負担への影響について情報提供し、意見を聴取する。情報提供と意見聴取の方法については、メールによることを原則とする。但し、県が必要と認めたときは、説明会を開催する。

県関係室は、市町村意見等を総合的に勘案して次年度当初予算の要求をし、その内容を12月に、また、決定した当初予算案の内容を議会・報道機関への公表用資料提供と同時期に、市町村事業担当課に対しメールにて情報提供する。また、県関係室は、補正予算において補助金を創設する場合も、同様に市町村への情報提供を行う。

市町村事業担当課は情報提供を受けた内容について、財政担当課と情報共有を行い、住民への説明が必要な場合は、県予算確定後、県の情報提供を受けた市町村が行う。

なお、市町村への情報提供は「別紙様式」により行う。

(2) 県全体の補助金新設の内容の情報提供

県総務局は、県単独補助金の新規事業に関する資料について、12月に次年度当初予算要求状況を、2月に次年度当初予算案の状況を、県民局を通じて、市町村財政担当課に対して情報提供する。

県単独市町村補助金新設に関する情報

- 1 補助金名 (資料添付の場合チェック)

- 2 補助事業の目的 (資料添付の場合チェック)

- 3 補助対象経費 (資料添付の場合チェック)

- 4 補助率 (資料添付の場合チェック)

- 5 補助基準額 (資料添付の場合チェック)

- 6 補助金の終期 (資料添付の場合チェック)

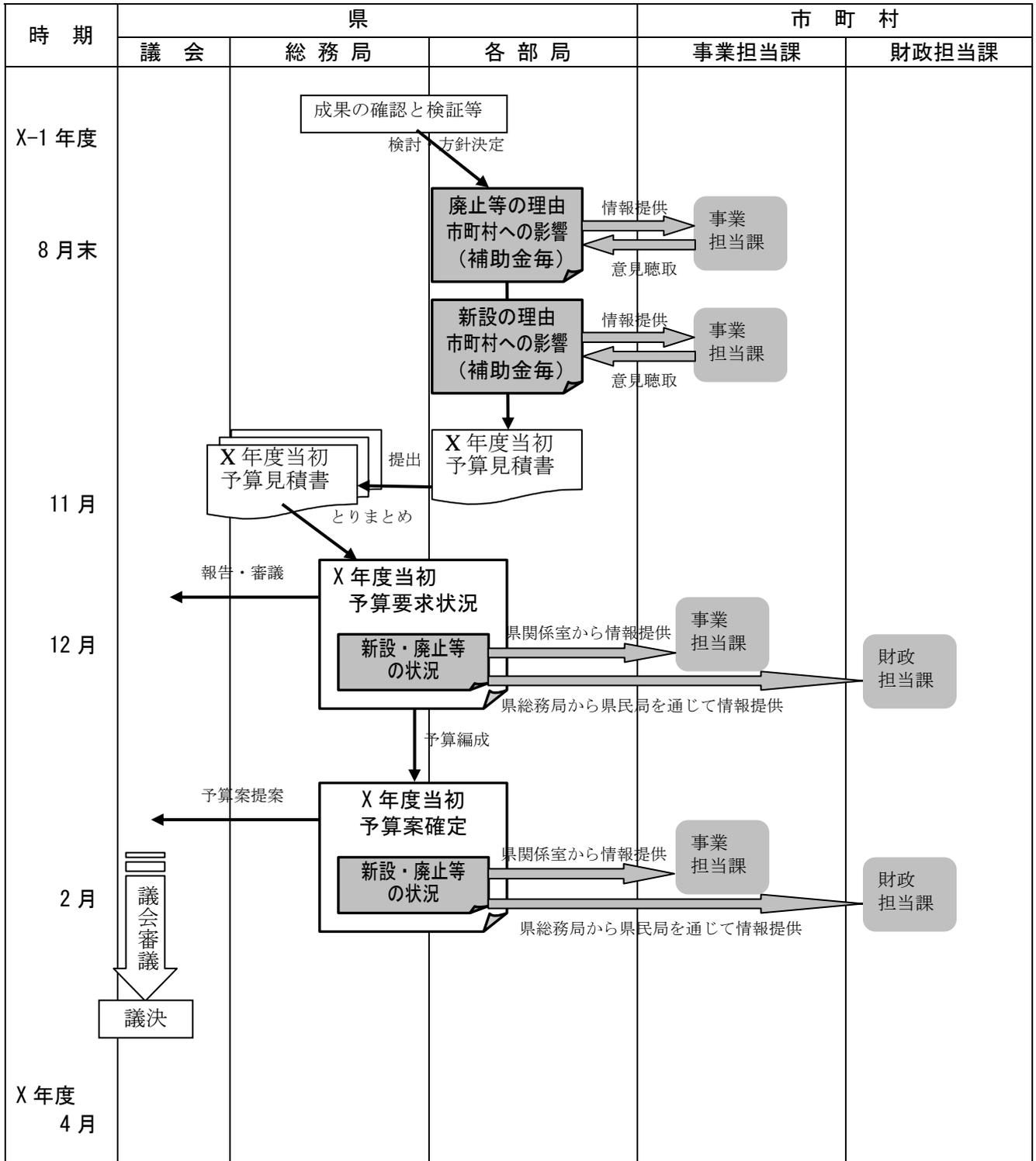
- 7 県予算額 (資料添付の場合チェック)

- 8 担当部局名・室名・担当者名・電話番号・メールアドレス
(資料添付の場合チェック)

※ 予算要求及び予算案の情報提供は、議会及び報道機関への公表用資料によることとし、該当項目の「 資料添付の場合チェック」にチェックし添付すること。
また、公表用資料以外の既存資料を送付する場合についても同様とする。
なお、内容が未確定の場合は「未定」と明記すること。

県の予算編成と市町村への情報提供・意見聴取の流れ

参考



(注) 平成 16 年度～19 年度の「県単独補助金見直し方針に基づく見直し結果」に示された内容について、制度見直しの具体化がなされたときは、県関係室は市町村事業担当課に対し、速やかに情報提供すること。

今後の県単独補助金の見直しについて

地方分権の流れを踏まえ、市町村に対する県の関与を縮減することで市町村の自主性・自立性を高めるとともに、県と市町村の対等協力の関係を構築するため、今後の市町村に対する県単独補助金の見直しについては次のとおりとする。

《今後の県単独補助金の見直し》

平成 16 年度県当初予算時の「県単独補助金の見直し方針」の内容に加え、地域や住民のニーズに的確に対応するための見直しといった視点で、県単独補助金見直しワーキンググループを開催し、使途範囲の拡大の必要性などについて検討した結果、補助事業に対する県と市町村の役割を考えると、県は補助事業の企画及び執行にあたり、地域や住民のニーズを的確に捉えて実施することができる市町村の主体性に、より配慮する必要があるとの結論を得た。

このことから、今後、県各部局においては、次の点（「見直しの視点」）に配慮して自ら県単独補助金の見直しを行うとともに、検討にあたっては、「県単独補助金見直しワーキンググループの検討結果（[▶資料参照（P. 80～92）](#)）」を参考にすることとする。

（見直しの視点）

- 1 県は、市町村の意見を聴き取りながら検討を進めること。
- 2 見直しにあたっては、補助事業に対する県と市町村の役割を明確にし、県はどのような点で市町村の主体性に配慮すべきか決定すること。
- 3 ワーキンググループの結論である「市町村で地域や住民のニーズに柔軟に対応できる補助メニューの創設」や「地域のニーズの高い事業への重点化が図れる補助事業の統合」などについて有効かどうか検討すること。
- 4 「県単独補助金見直しワーキンググループの検討結果」中、《参考 [▶資料参照（P. 81）](#) 及び「参考資料 [▶資料参照（P. 91～92）](#)」で紹介した「住民のニーズに柔軟に対応できる補助金の見直し案（メンバー提案事例）」はモデル的に示したものであり、検討の参考とすること。

なお、「県単独補助金の見直し方針」による、高率補助金・零細補助金・市町村に対する交付税措置と重複している補助金・国庫補助事業に対する県単上乗せ補助金の廃止及び見直しについては、引き続き進めることとしている。

また、廃止・削減や新設の場合の対応については、協議会において別途定めた「県単独補助金の廃止・削減の際の情報提供・意見聴取のルール」及び「県単独補助金の新設の際の情報提供・意見聴取のルール」により行うこととしている。

⑦-1 県単独補助金見直しWG【協議終了】

WG設置の背景・目的

「県単独補助金見直し検討部会」の検討事項である「今後の県単独補助金のあり方」に関し、地方分権や三位一体改革の流れを踏まえ、県から市町村への関与を縮減するため、平成16年度の当初予算編成時の「県単独補助金見直し方針」に基づく見直しに加え、地域や住民のニーズに迅速かつ柔軟に応えるためのさらなる見直しを行うにはどのような手法で現行の県単独補助金を見直すべきかについて、ワーキンググループを設置して具体的な補助金を例にとって見直し内容を検討する。

設置WG 「子育て環境の整備」関連補助金見直しWG

「農林水産業を支える生活・経営基盤の充実」関連補助金見直しWG

WGメンバー

「子育て環境の整備」関連WG		「農林水産業を支える生活・経営基盤の充実」関連WG	
市町村	県	市町村	県
四日市市／財政経営課	健康福祉部政策企画室	松阪市／財務課	農水商工部財務経理室
四日市市／児童福祉課長	健康福祉部こども家庭室	松阪市／農山村整備課	農水商工部農業基盤室
亀山市／財務課		伊賀市／財政課	
亀山市／保健福祉課		東員町／総務課	
紀北町／総務課		東員町／産業課	
紀北町／福祉保健課			

事務局 ● 市長会事務局、町村会事務局、三重県地域振興部地方分権室

検討事項および開催実績

【「子育て環境の整備」関連補助金見直しWG】

(平成17年)

第1回 [8/5 14:00～16:00] ⇒ WGにおける検討の進めかたの説明

第2回 [8/25 10:00～12:00]

⇒ 【検討事項①】住民のニーズに応えるための県と市町村の役割のあり方について

第3回 [10/14 14:00～16:00]

⇒ 【検討事項②】補助金の使途範囲の拡大について

【「農林水産業を支える生活・経営基盤の充実」関連補助金見直しWG】

(平成17年)

第1回 [8/9 13:30~15:30] ⇒ WGにおける検討の進めかたの説明

第2回 [8/26 13:30~15:30]

第3回 [10/19 10:00~12:00]

⇒ 【検討事項①】地域のニーズの高い事業への重点化について

⇒ 【検討事項②】補助採択基準の見直しについて

⇒ 【検討事項③】申請事務の簡素化について

検討内容および決定事項

【「子育て環境の整備」関連補助金見直しWG】

①住民ニーズに応えるための県と市町村の役割のあり方について

論点

子育て環境の整備に関する県と市町村の役割分担についてどのように考えるか。(市町村が担う分野、県が担う分野をどのように考えるか)

《WGでの決定事項》

子育てに関する住民ニーズをよりの確に捉えることができるのは住民に最も身近な市町村であることから、県は、施策目標の範囲内で市町村が柔軟かつ主体的に取り組む事業の必要性にこれまで以上に配慮すること。

⇒資料参照 (P. 83~84)

②補助金の使途範囲の拡大について

論点

県が示した目的や優先的に取り組むべき方向性を実現するためには、県が予め使途を特定しておくべきか。または、各市町村から地域の実情に応じて申請された事業を、補助金の交付の際に目的や取組の方向性に沿ったものかを判断し使途を特定すべきか。

《WGでの決定事項》

市町村事業に今まで以上に迅速かつ柔軟に対応するためには、県の施策目標の範囲内で地域や住民のニーズに柔軟に対応できる補助メニューの創設が考えられる。なお、県の政策評価システムへの影響については、補助金の使途範囲を拡大しても、同じ施策目標の範囲内であれば問題は生じない。

⇒資料参照 (P. 83~84)

【「農林水産業を支える生活・経営基盤の充実」関連補助金見直しWG】

①地域のニーズの高い事業への重点化について

論 点 地域のニーズの高い事業への重点化を図るために、現行の補助金をどのように見直すべきか。

《WGでの決定事項》

現行の県単土地基盤整備事業補助金と麦・大豆スケールアップ事業補助金を統合することで、より地域のニーズの高い事業への重点化を図りやすくする。

また、県の政策評価システムへの影響については、補助金のメニューを統合しても、同じ施策目標の範囲内での統合であれば問題は生じない

➡資料参照 (P. 85～86)

②補助採択基準の見直しについて

論 点 補助採択の判断基準となっている配点表について、地域のニーズに対応するためにはどのように見直すべきか。

《WGでの決定事項》

「県単土地基盤整備事業費補助金」に関し配点表による採択基準が厳しいことから、配点表の項目と点数の見直しについて、県は毎年市町村に対し意見を聴取することとする。県は市町村の意見内容に対する県の対応方針を示すとともに、市町村意見を勘案した上で見直すこととする。

➡資料参照 (P. 85～86)

③申請事務の簡素化について (GISによる図面等の活用について)

論 点 事務の簡素化を図るために添付資料をどのように見直すべきか。

《WGでの決定事項》

工事箇所を特定する図面やデータなどをGISを活用した資料により対応することで、事務の簡素化が期待できるが、県や市町村におけるGISの導入状況が十分でないことを踏まえると現時点での活用は困難であり、今後の導入状況を見据え活用の検討を行うこととする。

➡資料参照 (P. 85～86)

県単独補助金見直しワーキンググループの検討結果

I 県単独補助金の見直しの検討結果

《検討の経緯》

現行の補助金に関し、使途範囲の拡大、補助基準の緩和、申請事務等の簡素化などの必要性和その手法について検討するため、「子育て環境の整備」及び「農林水産業を支える生活・経営基盤の充実」の施策に含まれる個別補助金を例にとって検討を行った。

《検討にあたっての論点整理》

論点① 地域や住民のニーズに迅速かつ柔軟に応えるためには、現行の県単独補助金をどのように見直すべきか。

論点② 申請事務等を簡素化し、県・市町村双方の事務負担を軽減するには、現行の県単独補助金をどのように見直すべきか。

論点③ 論点①及び②の課題を解決するための改善方策として、「補助金の総合化」は有効か。

《結論》

論点①②の課題への対応については、個々の補助金の見直しに関する市町村からの提案が出されたが、ワーキンググループで結論を出すことには限界があることから、論点③について施策又は基本事業単位で見直しの検討を行った。

なお、今回の2つの施策に関連する補助金の見直し結果は次のとおりであった。

※ 別紙2「ワーキンググループの結論イメージ」参照

1 市町村で地域や住民のニーズに柔軟に対応できる補助メニューの創設 (子育て環境の整備関連)

(説明)

「子育て環境の整備」の施策に関連する現行の県単独補助金には4つのメニューがあるが、「子育て環境の充実」を図るためには、多様な住民ニーズを的確に捉えることができる市町村において、今まで以上に迅速かつ柔軟に対応していくことが必要であり、現行のメニューだけでは十分対応できない場合が考えられる。

このことに対応するため、県の施策目標の範囲内で柔軟に対応できるメニューを新たに創設することも考えられるとの結論に至った。

2—① 地域のニーズの高い事業への重点化が図れる補助事業の統合化 ② 補助採択基準の見直しにあたっての市町村からの意見聴取 (農林水産業を支える生活・経営基盤の充実関連)

(説明)

「農林水産業を支える生活・経営基盤の充実」の施策に関連する現行の県単独補助金に関しては、採択基準が厳しく採択枠が小さいことが課題となっており、このことに対応するため、限られた財源の中で地域のニーズの高い事業への重点化が図れる仕組みとして補助事業の統合化が考えられるとの結論に至った。

また、現在、配点表を使用した点数制により事業採択の判断基準としているものがあるが、配点表の項目及び点数について、毎年、市町村の意見を聴取しながら見直すこととなった。

《参考》

今回のワーキンググループでは結論には至らなかったが、使途範囲の拡大、補助基準の緩和、申請等事務の簡素化など住民のニーズに柔軟に対応できる補助金の見直しの具体案として市町村から提案された内容を下記に紹介する。

(住民のニーズに柔軟に対応できる補助金の見直し案（メンバーの提案事例）)

※ 参考資料「住民のニーズに柔軟に対応できる補助金のイメージ（例）」参照

具体的方策

- 事例① 現行の個別メニューを廃止し、施策単位で一本の補助金に組み替える。県は施策の大きな方向性を示し、県が示す方向性に沿って実施する市町村事業を柔軟に採択できるようにする。
- 事例② 現行の個別メニューに、例えば「地域特性への対応事業」といったそれぞれの地域のニーズを捉えて実施する市町村事業に柔軟に対応できるメニューを追加するとともに、これらのメニューで構成する施策単位で一本化した補助金に組み替えるとともに、一本化された補助金総額のみを示す。

考えられるメリット

- 事例① 現行の個別メニューを廃止することで、補助対象事業、補助基準、申請書類などの見直しがされるため、使途範囲の拡大、補助基準の緩和、申請事務の簡素化が期待できる。また、施策単位で一本の補助金に組み替えることで、県の施策目標や補助金の位置づけがより明確になる。
- 事例② 現行の個別メニューを継続しつつ、地域の特性に応じた事業に柔軟に対応できるメニューを追加することで使途範囲が一部拡大されるとともに、個別メニューで構成する一本化した補助金に組み替え、その総額のみを示すことで、市町村にとって重点化したい個別メニューを選択しやすくなるとともに、県の施策目標や補助金の位置づけがより明確になる。

※ワーキンググループの検討結果の詳細は「別紙1」参照。

Ⅱ 今後の県単独補助金の見直しの方向性

ワーキンググループの検討において、補助事業に対する県と市町村の役割を考えると、県は補助事業の企画及び執行にあたり、地域や住民のニーズを的確に捉えて実施することができる市町村の主体性により配慮する必要があると結論を得た。

このことから、今後、県各部局においては、次の点（「見直しの視点」）に配慮して自ら県単独補助金の見直しを行うとともに、検討にあたっては、今回のワーキンググループの検討結果を参考にすることとする。

《見直しの視点》

- 1 県は、市町村の意見を聴き取りながら検討を進めること。
- 2 見直しにあたっては、補助事業に対する県と市町村の役割を明確にし、県はどのような点で市町村の主体性に配慮すべきか決定すること。
- 3 ワーキンググループの結論である「市町村で地域や住民のニーズに柔軟に対応できる補助メニューの創設」や「地域のニーズの高い事業への重点化が図れる補助事業の統合」などについて有効かどうか検討すること。
- 4 《参考》及び「参考資料」で紹介した「住民のニーズに柔軟に対応できる補助金の見直し案（メンバー提案事例）」はモデル的に示したものであり、検討の参考とすること。

I 「子育て環境の整備」関連補助金見直しワーキンググループでの検討結果

1 ワーキンググループでの検討対象施策及び補助金

検討施策名：子育て環境の整備

検討補助金：①特別保育事業費補助金（障害児保育事業費補助金）
 ②放課後児童対策事業費補助金（放課後児童クラブ活動事業費補助金）
 ③認可外保育施設支援事業費補助金
 ④次世代育成支援特別保育推進事業費補助金

※ 別紙3「子育て環境整備」関連補助金概要一覧参照

2 検討内容

当該施策の補助金に関しては、現在4つのメニューがあるが、多様な住民ニーズを的確に捉えた市町村事業に今まで以上に迅速かつ柔軟に対応していくには、現行のメニューだけでは十分対応できないといった市町村からの意見が出されたことから、使途範囲の拡大を中心に次の点について協議を行った。

- 子育て環境の整備に関する県と市町村の役割分担についてどのように考えるか。（市町村が担う分野、県が担う分野をどのように考えるか）
- 県が示した目的や優先的に取り組むべき方向性を実現するためには、県が予め使途を特定しておくべきか。または、各市町村から地域の実情に応じて申請された事業を、補助金の交付の際に目的や取組の方向性に沿ったものかを判断し使途を特定すべきか。
- 使途範囲の拡大などを実現するために、現行の補助金を総合化することは有効か。

3 メンバーの主な意見

①県と市町村の役割のあり方について

○子育て分野における県と市町村の役割分担から、住民のニーズを迅速かつ柔軟に捉え具体的な事業を展開するのは市町村である。県は施策の大きな方向性を示すに止めるべきである。（市町村意見）

②補助金の使途範囲の拡大について

○県が考える当該補助金の目的は、施策目標である「子育て環境の充実度」を高めることであり、これを実現するためには「子育てサービスの多様化」を図ることである。また、優先的に取り組む方向性は、「事業実施率の全国平均に満たないものの底上げ」「社会的に県の関与が望まれている保育サービス」「ニーズの変化に的確に対応する保育サービス」「市町村と県の役割分担の明確化、県の目標の明確化」である。（県意見）

○県が提示する個別メニューは、必ずしも全ての地域のニーズを捉えたものとは言えない。同じメニューでも市町村によってニーズの強弱がある。また、県が示すメニュー以外にも「子育て環境の充実度」を高める有効な市町村事業もあるのではないかと。そういったことに柔軟に対応できるようにすべきである。（市町村意見）

- 外国児童の保育対策として**通訳配置事業**が必要と考えるが現行メニューにない。(市町村意見)
- 県は現場のニーズを把握する面に関しては弱い**。(県意見)
- 現行のメニューは確保しつつ、「**地域の特性に応じた保育需要への対応事業**」を追加してはどうか。その際、市町村事業の重点化を図るために補助金を一本化してはどうか。(市町村意見)
- 現行のメニューの中で**保育士の加配について、柔軟に対応できるものを細メニューとして追加できないか検討**している。(県意見)
- 県の目標を満たすような事業であれば、現行の使途範囲を拡大**することも考えられる。ただし、**現行の予算の枠内で**考えるべき。(県意見)
- 使途範囲の拡大**は、県が考える一定の目的や事業展開の方向性に沿ったものであれば、現行の**政策評価システムへの影響はない**。(県意見)

③補助金の総合化について

- メニューを一本化し、県は「**子育て環境の充実**」といった大きな方向性と事業例を示すに止め、市町村が独自に取り組む事業を採択できるようにしてはどうか。このことによって、市町村の自主性が強化されるとともに、申請事務等の簡素化が図れる。(市町村意見)

4 決定事項

①県と市町村の役割のあり方について

子育てに関する住民ニーズをよりの確に捉えることができるのは住民に最も身近な市町村であることから、県は、施策目標の範囲内で市町村が柔軟かつ主体的に取り組む事業の必要性にこれまで以上に配慮すること。

②補助金の使途範囲の拡大について

市町村事業に今まで以上に迅速かつ柔軟に対応するためには、県の施策目標の範囲内で地域や住民のニーズに柔軟に対応できる補助メニューの創設が考えられる。

なお、県の政策評価システムへの影響については、補助金の使途範囲を拡大しても、同じ施策目標の範囲内であれば問題は生じない。

③今後の県の対応について

限られた財源の中で市町村意見にある補助金の使途範囲の拡大等をどのように図るかが課題であるが、この課題に関しては、その実現に向け県内市町村の意見調整を図りながら、予算編成過程において順次必要な見直しの検討をすることとする。

Ⅱ 「農林水産業を支える生活・経営基盤の充実」 関連補助金見直しワーキンググループでの検討結果

1 ワーキンググループでの検討対象施策及び補助金

検討施策名：農林水産業を支える生活・経営基盤の充実

検討補助金：①県単土地基盤整備事業費補助金
②団体営ため池等整備事業費補助金
③麦・大豆づくりスケールアップ事業費補助金
④団体営かんがい排水事業費補助金
⑤基盤整備促進事業費補助金

※ 別紙4「農林水産業を支える生活・経営基盤の充実」関連補助金概要一覧参照

2 検討内容

当該施策の補助金に関しては、市町村から採択基準が厳しく採択枠が小さいことから、地域のニーズの高い事業への重点化が図りにくいといった意見が出されたことから、このことを中心にワーキンググループで協議を行った。

- 地域のニーズの高い事業への重点化を図るために、現行の補助金をどのように見直すべきか。
- 補助採択の判断基準となっている配点表について、地域のニーズに対応するためにはどのように見直すべきか。
- 事務の簡素化を図るために添付資料をどのように見直すべきか。

3 メンバーの主な意見

①事業の重点化を図るための補助事業の統合について

- ニーズの高い市町村事業の重点化を図るため、**県単土地基盤整備事業費補助金と麦・大豆づくりスケールアップ事業費補助金の統合**を行い、あわせて**配点表の見直し**など基準緩和をすべき。(市町村意見)
- 県単土地基盤整備事業費補助金と麦・大豆づくりスケールアップ事業費補助金の統合する方向で検討**し、市町村事業の重点化が図りやすいようにする。(県意見)
- 市町村事業の重点化を図るため、**団体営ため池等整備事業費補助金、団体営かんがい排水事業費補助金、団体営基盤整備促進事業費補助金の国庫補助金の上乗せ県単補助金と他の純粋な県単補助金の統合**すべきではないか。(市町村意見)
- 国庫補助金の上乗せ県単補助金は、国庫補助金の手続き面での国との連携の必要性から柔軟な対応が困難であり、他の県単補助金との統合は有効でない。**(県意見)
- 補助金統合につながるようになるが、**単年度ではわずかしつかつかない非常に使いにくい補助金**のために申請事務等の時間を費やすよりも、**市町村への枠配分的な補助制度**に替えていくべきではないか。(市町村意見)
- 補助金の統合については、施策単位での統合は可能であり、県の政策評価システムへの影響は考えられない。**(県意見)

②補助採択基準の見直しについて

- 県単土地基盤整備補助金について、**配点表**により米の生産調整の達成が必須条件となっているが、それだけにとられることなく、本当に**地域の農業者が必要としているかどうかを見極めた上で補助の採択を行うべき**である。(市町村意見)
- 県単土地基盤整備補助金について、**採択基準**となっている配点表の配点項目や点数を、市町村の意見を聴いて見直すべき。(市町村意見)
- 県単土地基盤整備事業の**配点表**については、今後、予算編成時に市町村の意見を聴きながら見直す。(県意見)

③申請事務の簡素化について（GISによる図面等を活用することについて）

- 補助申請時に添付する図面についてGISを活用して簡素化してはどうか。(市町村意見)
- GISの活用は県・市町村の導入状況を見据えながら**今後活用の検討を行う**。(県意見)

4 決定事項

①事業の重点化を図るための補助事業の統合について

現行の県単土地基盤整備事業補助金と麦・大豆スケールアップ事業補助金を統合することで、より地域のニーズの高い事業への重点化を図りやすくする。

なお、当該2つの県単補助金と国庫補助金に対し県が任意に上乘せしている県単補助金の統合に関しては、県の施策目標が同じことから統合可能であるが、国庫補助金の執行面など手続き面で国との連携の必要性から柔軟に対応しにくいいため統合はしないこととする。

また、県の政策評価システムへの影響については、補助金のメニューを統合しても、同じ施策目標の範囲内での統合であれば問題は生じない。

②補助採択基準の見直しについて

特に「県単土地基盤整備事業費補助金」に関し配点表による採択基準が厳しいことから、配点表の項目と点数の見直しについて、県は毎年市町村に対し意見を聴取することとする。県は市町村の意見内容に対する県の対応方針を示すとともに、市町村意見を勘案した上で見直すこととする。

③申請事務の簡素化について（GISによる図面等を活用することについて）

工事箇所を特定する図面やデータなどをGISを活用した資料により対応することで、事務の簡素化が期待できるが、県や市町村におけるGISの導入状況が十分でないことを踏まえると現時点での活用は困難であり、今後の導入状況を見据え活用の検討を行うこととする。

(参考) ワーキンググループメンバー及び開催実績

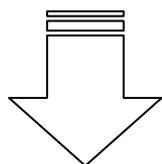
		「子育て環境の整備」関連	「農林水産業を支える生活・経営基盤の充実」関連
メンバー	市町村	四日市市財政経営課・児童福祉課 亀山市財務課・保健福祉課 紀北町総務課・福祉保健課	松阪市財務課・農山村整備課 伊賀市財政課 東員町総務課・産業課
	県	健康福祉部政策企画室・こども家庭室	農水商工部財務経理室・農業基盤室
	事務局	地方分権室	地方分権室
開催実績		第1回WG：平成17年8月5日 第2回WG：平成17年8月25日 第3回WG：平成17年10月14日	第1回WG：平成17年8月9日 第2回WG：平成17年8月26日 第3回WG：平成17年10月19日

ワーキンググループの結論（見直しのイメージ）

「子育て環境の整備」関連補助金の見直しイメージ

現行の補助金

- ・特別保育事業費補助金 (H17 予算額：60 百万円)
- ・放課後児童対策事業費補助金 (H17 予算額：24 百万円)
- ・認可外保育施設支援事業費補助金 (H17 予算額：6 百万円)
- ・次世代育成支援特別保育推進補助金 (H17 予算：140 百万円)



見直し後

- ・特別保育事業費補助金 (H17 予算額：60 百万円)
- ・放課後児童対策事業費補助金 (H17 予算額：24 百万円)
- ・認可外保育施設支援事業費補助金 (H17 予算額：6 百万円)
- ・次世代育成支援特別保育推進補助金 (H17 予算：140 百万円)



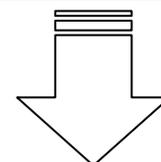
市町村で地域や住民のニーズに柔軟に対応できる補助メニュー

(※但し、予算の総額は増やさない。)

「農林水産業を支える生活・経営基盤の充実」
関連補助金の見直しイメージ

現行の補助金

- ・県単土地基盤整備事業費補助金 (H17 予算額：145 百万円)
- ・麦大豆づくりスケールアップ事業費補助金 (H17 予算額：5 百万円)
- ・団体営ため池整備事業費補助金 (H17 予算額：2 百万円)
- ・団体営かんがい排水事業費補助金 (H17 予算額：8 百万円)
- ・基盤整備促進事業費補助金 (H17 予算額：26 百万円)



見直し後

採択基準の設定について、市町村意見を聴取

・県単土地基盤整備事業と麦大豆づくりスケールアップ事業費補助金の
統合（事業の重点化が可能） (H17 予算額：150 百万円)

- ・団体営ため池整備事業費補助金 (H17 予算額：2 百万円)
- ・団体営かんがい排水事業費補助金 (H17 予算額：8 百万円)
- ・基盤整備促進事業費補助金 (H17 予算額：26 百万円)

「子育て環境整備」関連補助金概要一覧

補助金名	a 特別保育事業費補助金(障害児保育事業費補助金)	b.c 放課後児童対策事業費補助金(放課後児童クラブ活動事業費補助金)	d 認可外保育施設支援事業費(子育て支援推進保育事業費補助金)	e 次世代育成支援特別保育推進事業費補助金
補助目的	障害児の保育を担当する保育士の配置又は障害児を受け入れるために必要となる障害児用の便所等の設備整備、軽微な改修や障害児用の遊具、器具等の設置又は更新等の環境改善を図ることを目的とする。	放課後児童の健全育成を図ることを目的とする。	保育所での保育の実施が困難であるために入所を待機する児童を保育所以外の保育施設において、保育を実施した場合に必要な経費の一部を助成することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	仕事と家庭の両立や地域の子育てを支援するため、保育所の多機能化を促進することを目的とする。
補助対象事業	障害児保育事業 障害児4人に対し1人の保育士(非常勤職員)を加配するための人件費補助。 障害児保育環境改善事業 障害児用の便所等の設備整備、軽微な改修 障害児放課後児童環境改善事業 障害児を受け入れる放課後児童クラブの便所等の設備整備、軽微な改修	運営事業費 放課後児童クラブの運営に関する経費(飲食物を除く) 初度設備加算 放課後児童クラブに必要な備品購入費	認可外保育所において、乳児3人、1・2歳児6人に対し1人の保育士の配置のための人件費(常勤職員)補助。	特別保育(延長保育、一時保育、休日保育)支援特別保育事業に係る経費に保護者負担金を充当してもなお不足する額に対し補助。 低年齢児保育担当保育士加配事業 低年齢児保育を実施する場合に、保育士を加配する費用に対し補助。 保育所多機能推進事業費補助金 一時保育の事業実施に必要な一時保育専用室を整備するため、増改築等の施設整備に対する補助。
採択基準	障害児保育事業 ・障害児の定義:特別児童扶養手当の支給対象児童以外で、障害の程度が中度の児童。 ・補助単価:児童1人月額32千円(非常勤単価) ・その他の基準:障害児2名以上在籍すること 障害児保育環境改善事業 ・障害児の定義:特別児童扶養手当支給対象児童。 ・補助単価:1ヵ所あたり1000千円 障害児放課後児童環境改善事業 ・障害児の定義:療育手帳又は身体障害者手帳(特別児童扶養手当証書でも可)を所持する児童。 ・補助単価:1ヵ所あたり1000千円	・補助単価: 運営事業費 1クラブあたり月額1118千円 初度設備加算 1クラブあたり250千円 ・年間開設日数200日以上、1日平均3時間以上運営。 ・放課後児童指導員を配置し、放課後児童等5人以上20人未満で構成すること。 ・活動に要する遊具、図書等及び児童の所持品を収納するロッカーの設備等を備えること。 ・放課後児童指導員の計画的な研修を実施すること。 ・放課後児童クラブ加入申し込み等に係る書類について、所定の様式を定め整備すること。	・補助単価:乳児1人月額37千円(非常勤単価) 1・2歳児1人月額21千円(非常勤単価) ・保育所入所待機児童の解消に向け、具体策が検討されていること。 ・補助対象児童の保育に欠ける状態を把握した書類及び保育所での保育が困難であることを明らかにした書類を整備すること。 ・別途定める保育施設基準を満たすこと。 ・補助対象とする児童数は、当該市町村の保育所入所定員の1%の人数を限度とする。 ・1日8時間以上かつ1月20日以上保育を受ける児童であること。 ただし、午後7時を超えて保育を受ける児童にかかる1日の保育時間は7時間以上とする。	特別保育(延長保育、一時保育、休日保育)支援特別補助率 特別補助率:(国庫補助基準額 - 保護者負担金) × 補助率 低年齢児保育担当保育士加配事業 ・0歳児3:1、1歳児6:1の最低基準の配置から、0~1歳児全体で7:2に保育士配置を増やす経費に補助。 保育所多機能推進事業費補助金 ・補助単価:1ヵ所あたり9700千円
補助限度額	予算の範囲内	予算の範囲内	予算の範囲内	予算の範囲内
補助率	障害児保育事業 公立保育所:1/3 私立保育所:1/2 障害児保育環境改善事業 2/3 障害児放課後児童環境改善事業 2/3	1/2	1/2	特別保育支援及び 低年齢児保育担当保育士加配事業 1/2 保育所多機能推進事業費補助金 1/3
補助期間	単年度補助	運営事業費:3年間補助 初度設備加算:単年度補助	単年度補助	3年間補助
申請等書類の種類	・障害児保育補助対象児童認定申請名簿 ・補助対象児童判定依頼書及び判定書 ・施設別年齢別入所児童数及び保育士の配置状況 ・その他通常の補助事業にかかる申請等の書類	・クラブ別運営状況(クラブ別の1日あたり児童数及び開設時間、職員配置状況、開設場所の専用面積等) ・その他通常の補助事業に係る申請等の書類	・施設状況調査(施設の室数、面積、施設基準の適合、開所時間、保育時間、年齢別児童数及び配置職員数、職員の氏名・年齢・経験年数・給与、給食の状況、健康管理の状況、その他保育の状況) ・保育施設の近隣保育所の状況(開所時間、保育施設からの距離、保育の充足率、その他保育の状況) ・月別年齢別入所児童数及び補助対象児童数の明細書 ・その他通常の補助事業に係る申請等の書類	・補助金要領策定中のため未定
17年度予算額	60,687千円	23,632千円	5,638千円	140,584千円
施策	施策名	子育て環境の整備	子育て環境の整備	子育て環境の整備
	目標項目	子育て環境の充実度	子育て環境の充実度	子育て環境の充実度
基本事業	06年度目標数値	59%	59%	59%
	基本事業名	保育サービス等の充実	保育サービス等の充実	保育サービス等の充実
基本事業	目標項目	放課後児童クラブ数	放課後児童クラブ数	放課後児童クラブ数
	06年度目標数値	166ヵ所	166ヵ所	166ヵ所
国庫補助事業との関連	「障害児保育事業」については、重度障害の児童を対象とする国庫補助事業が、平成16年度から廃止され税源移譲された。	関連する国庫補助事業あり。国庫補助事業の採択基準は10人以上の児童で構成するクラブに補助。	関連する国庫補助事業はない。	関連する国庫補助事業あり。特別保育は、従来の国庫補助金が17年度から交付金化 低年齢児加配事業は、保育士の最低基準配置に対し国庫補助。 関連する国庫補助事業なし

「農林水産業を支える生活・経営基盤の充実」関連補助金概要一覧

補助金名	a 県単土地基盤整備事業費補助金	b 団体営ため池等整備事業費補助金	c 麦・大豆づくりスケールアップ事業費補助金	d 団体営かんがい排水事業費補助金	e 基盤整備促進事業費補助金 (元氣な地域づくり交付金)
補助目的	農業生産基盤の整備若しくは農業集落を単位とした農業生産基盤及び農村生活環境基盤の総合的整備又は快適な生活環境を實現するため、既存の農業用施設を活用した景観の保全及び親水機能の整備を図る。	農業用施設の災害を防止して、農業経営の安定を図る。 (国庫補助事業に上乗せする県単補助)	集団転作を行う区域において、排水改良を行い、麦・大豆等の本作物化を図る。	農業生産基盤の整備を図る (国庫補助事業に上乗せする県単補助)	農業生産基盤の整備を図る (国庫補助事業に上乗せする県単補助)
補助対象事業	1 土地改良事業 かんがい排水事業(排水路)、機械排水事業、かんがい排水事業(水路)、機械排水事業、区画整理事業、暗渠排水事業、畑地かんがい事業、農道整備事業、農道橋新設改良事業、ため池保全事業 2 農村基盤総合整備事業 ほ場整備事業、農道整備事業、農業用排水施設整備事業、農業集落排水事業、農業集落道整備事業、営農飲雑用水施設整備事業、農村公園緑地整備事業、農業近代化施設用地などの整備、集落防災安全施設整備事業 3 ふるさと環境整備事業 景観保全としての遊歩道・緑化・ベンチ等、公共施設美化及び補充としての休憩所、便所、案内板等の整備 4 農林産物獣害対策事業 防護柵等	国庫補助事業「農地防災事業等補助金」の対象事業のうち、団体営の事業について対象とする。 1 ため池等整備事業 2 農業用河川工作物応急対策事業	水田の排水改良等に関する経費	1 土地改良施設修繕保全事業に要する事業 2 農業水利保全支援事業(現在未実施)	・農業用排水施設整備 ・農道 ・暗渠排水 ・客土 ・区画整理 ・農用地保全 ・農地造成 ・土壌改良 ・交換分合 ・営農用水施設 ・農業集落道 ・防災安全施設
採択基準	・事業対象地域は、農業振興地域を原則とする。 ・受益面積の下限の設定 ・関係農家戸数は5戸以上 上記のほか、採択のための判断基準として ・コスト削減工法の採用などの効率性 ・第2次5ヵ年計画に位置づけられているかどうかの計画性 ・市町村が生産調整を達成しているかどうか ・営農に支障をきたしており緊急性があるかどうか ・整備により施設の能力が向上するかどうかの事業効果などの項目を設定。	国庫補助事業の補助基準による	・事業対象区域は農業振興区域農用地を原則 ・受益面積は5ha未満 ・麦・大豆等の土地利用計画が策定されている ・1ha以上の集団的作付けが確保であること	国庫補助事業の補助基準による	国庫補助事業の補助基準による
補助限度額	予算の範囲内	予算の範囲内	予算の範囲内	予算の範囲内	予算の範囲内
補助率	1 土地改良事業 35%又は45%以内 2 農村基盤総合整備事業 50%以内 3 ふるさと環境整備事業 50%以内 4 農林産物獣害対策事業 50%以内	国費50% 県単上乗せ分15% 市町村35% 県単独自上乗せ分は県が任意に決定	1/2	国費1/3 県単上乗せ分1/6 市町村1/2 県単独自上乗せ分は県が任意に決定	国費50% 県単上乗せ分10% 市町村40% 県単独自上乗せ分は県が任意に決定
補助期間	単年度補助	単年度補助	単年度補助	単年度補助	単年度補助
申請等書類の種類	・通常の補助事業にかかる申請等の書類	・通常の補助事業にかかる申請等の書類	・通常の補助事業にかかる申請等の書類	・通常の補助事業にかかる申請等の書類	・通常の補助事業にかかる申請等の書類
17年度予算額	145,404千円	2,438千円	4,530千円	8,334千円	25,865千円
施策	施策名	農林水産業を支える生活・経営基盤の充実	農林水産業を支える生活・経営基盤の充実	農林水産業を支える生活・経営基盤の充実	農林水産業を支える生活・経営基盤の充実
	目標項目	農林水産業の新規就業定着数	農林水産業の新規就業定着数	農林水産業の新規就業定着数	農林水産業の新規就業定着数
基本目標	06年度目標数値	905人	905人	905人	905人
	基本事業名	農業生産基盤の整備	農業生産基盤の整備	農業生産基盤の整備	農業生産基盤の整備
	目標項目	ほ場整備率	ほ場整備率	ほ場整備率	ほ場整備率
	06年度目標数値	84%	84%	84%	84%
国庫補助事業との関連	国庫補助事業の対象事業と重複するメニューがある(右記の国庫補助事業など)が、事業規模が一定以上のものは国庫補助事業、一定規模未満のものは当補助金で対象としている。	国庫補助事業「農地防災事業等補助金」の県単独自上乗せ補助金。	国庫補助事業「土地改良施設修繕保全事業補助金」の県単独自上乗せ補助金。	国庫補助事業「基盤整備促進事業補助金」の県単独自上乗せ補助金、本年度から、「基盤整備促進事業補助金、ほか26本の補助事業を統合し「元氣な地域づくり交付金」を創設。	

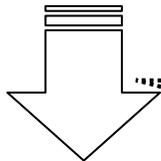
住民のニーズに柔軟に対応できる補助金のイメージ（提案事例）

事例① 現行の個別メニューを廃止し、施策単位で一本の補助金に組み替え

現行の個別メニューの補助金

・〇〇事業費補助金	(H17 予算額：50 百万円)
・△△事業費補助金	(H17 予算額：25 百万円)
・□□事業費補助金	(H17 予算額：5 百万円)
・××事業費補助金	(H17 予算額：120 百万円)

予算額計 200 百万円



県の施策目標「◎◎環境の充実」

「◎◎環境の充実補助金（例）」 (予算額：200 百万円)

◎◎環境を充実するための補助金

(制度内容のイメージ例)

- ・補助対象事業や補助基準は、県の施策目標を実現する事業であれば採択できるように緩和
- ・補助申請書類は様式の統一などを図り簡素化

使途範囲の拡大

補助基準の緩和

事務の簡素化

★ 考えられるメリット

使途範囲の拡大・補助基準の緩和

- ・県の目標に沿って自由度の高い補助メニューに見直すことで、地域の特性に応じた事業に柔軟に対応できる

事務の簡素化

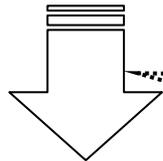
- ・様式の統一などが図られるため、申請事務等が簡素化できる。

事例② 現行の個別メニューに「地域特性への対応事業」を追加するとともに補助金を一本化

現行の個別メニューの補助金

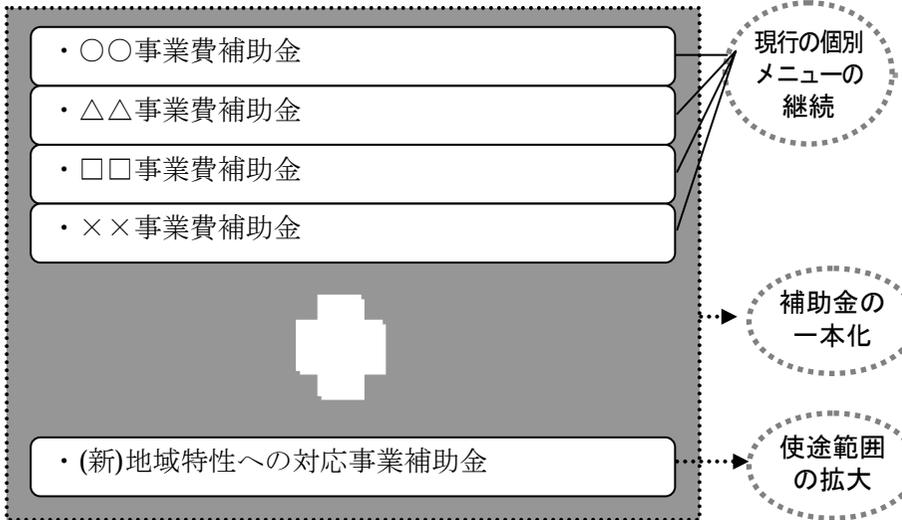
・〇〇事業費補助金	(H17 予算額：50 百万円)
・△△事業費補助金	(H17 予算額：25 百万円)
・□□事業費補助金	(H17 予算額：5 百万円)
・××事業費補助金	(H17 予算：120 百万円)

予算額計 200 百万円



県の施策目標「◎◎環境の充実」

「◎◎環境の充実補助金（例）」
(予算額：200 百万円)



★ 考えられるメリット

現行の個別メニューの継続

- ・県が考える優先事業を明確に示すことができる

補助金の一本化

- ・個別メニューで構成する一本化した補助金に組み替え、その総額のみを示すことで、市町村にとって重点化したい個別メニューを選択しやすくなる

用途範囲の拡大

- ・自由度の高い補助メニューを追加することで、地域の特性に応じた事業に柔軟に対応できる

⑧市町村負担金見直し検討部会【協議終了】

検討部会設置の背景・目的

あたたか分権ミーティングにおいて、県道整備など建設事業に対する市町村負担金について「負担率決定の際の市町村との協議が不十分」「負担内容が適正でない（維持管理的な経費が含まれている）」などの意見が出された。

このような意見を基に、「負担率決定の際の協議の場づくり」や「負担内容のあり方」などについて検討し、県と市町村が対等・協力の関係で負担率や負担内容等を決定できる仕組みづくりを目指す。

検討部会メンバー

市町村		県	
津市／財政課長	鈴鹿市／財政課長	予算調整室長	農産漁村室長
四日市市／財政経営課長	名張市／建設政策室長	環境森林総務室長	水産基盤室長
伊勢市／監理課長	鳥羽市／まちづくり課長	財務経理室長（農水）	県土整備総務室長
上野市／公共事業推進室長		農業基盤室長	財務調整室長（県土）

助言者●松阪大学教授／高橋 保幸 氏

事務局●市長会事務局、町村会事務局、三重県地域振興部地方分権室

検討事項および開催実績

（平成16年）

第1回 [4/28 13:00～14:30] ⇒ 協議計画書に基づく今後の進めかたの説明

第2回 [7/1 10:00～12:00] ⇒ 【検討事項①】負担率等を決定する際の市町村との協議の場の設置と情報提供について

第3回 [7/29 10:00～12:00]

第4回 [9/9 10:00～12:00] ⇒ 【検討事項②】負担内容のあり方について

第5回 [10/21 10:00～12:00] } ⇒ 【検討事項③】繰越事業の負担金の支払時期について

第6回 [12/16 10:00～11:00]

検討内容および決定事項

①負担率等を決定する際の市町村との協議の場の設置と情報提供について【H16.10.18 総会報告済】

論 点

地方財政法の規定により、負担率や負担金額などの負担内容は、市町村の意見を聴いて決定すべきではないか。（負担率を決定する際に、どのような時期に、どのような方法で市町村との協議の場を持つか）

《検討部会での決定事項》

- ①県は、負担率に関し、本県の現行の負担率の状況や他の都道府県の状況などの情報を、市町村に提供する。
- ②この情報を基に、県と市町村は次年度の負担率に関する協議を実施する。協議の方法は、県と市長会・町村会とで行う要望活動及び意見交換の場で行う。但し、市町村から要請があったときは、個別に市町村との協議を行う。

⇒資料参照（P. 96～98）

論 点

工事計画の変更がある場合は、その都度、市町村に情報提供し、県民局建設部と市町村の連絡を密にしておくべきではないか。

《検討部会での決定事項》

大きな工事の計画変更があるとき、または、市町村から要請があるときは、県民局建設部が市町村へ情報提供する。 **資料参照 (P. 96～98)**

②負担内容のあり方について（県土整備部関係）【H17.5.18 総会報告済】

論 点

建設事業の負担金に維持管理費が含まれているが、負担金の算定をどのようにすべきか。（建設改良時の道路台帳修正経費や除草経費は建設と一体的なものとして、建設負担金に含めて徴収しているが、今後どのように取り扱うべきか。）

《検討部会での決定事項》

建設・改良工事に伴う道路台帳整備に関する経費は、建設経費として取扱い、市町村負担金の算定対象とする。但し、当該経費以外の道路台帳整備経費は維持管理経費として、市町村負担金の算定対象外とする。

③繰越事業の負担金の支払い時期について【H17.5.18 総会報告済】

論 点

繰越事業の負担金の支払時期についてどのように取り扱うべきか。（現在、工事完了の前年度に全額徴収しているが、工事進捗度に合わせて、前年度に徴収する分と工事完了年度に徴収する分に分割して徴収すべきではないか。）

《検討部会での決定事項》

繰越事業にかかる負担金の徴収については、地方自治法施行令第 146 条第 1 項の規定に基づき、工事完成前年度に市町村等から全額徴収することとする。但し、県単急傾斜地崩壊対策事業費負担金や県営かんがい排水事業負担金など住民や土地改良区などから地元負担金を徴収するものについては、直接徴収する県（市町村が住民等から負担金を徴収する場合は市町村）が制度の説明などを十分行い、理解を得られるよう努める。

負担率等（県土整備部関係）を決定する際の協議（情報提供含む）の場の設置について**1 負担率決定（次年度当初予算案策定の事前）の協議**

事業毎の負担率の設定について、毎年12月に次年度の当初予算要求の状況を、翌年4月に当初予算確定の状況を、県土整備部が各市町村へ情報提供する。情報提供の方法は、別紙①の様式によりメールにて行うことを原則とする。但し、県が必要と認めたときは説明会を開催する。

この情報提供を受けて行う県と市町村の次年度の負担率決定の協議については、正式には毎年7月末に市長会、町村会と県との間で実施している要望や意見交換の場を用いることとするが、市町村から要請があったときは、事前に県関係室と市町村担当課の協議を行う。

2 工事の計画変更や負担金額確定（当該年度最終予算案策定の事前）の協議

工事開始後、大きな計画変更（既に市町村に情報提供した事業費の増減が3割又は3千万円以上の変更）があるとき、または市町村から要請があるときは、工事の変更内容等を、県民局建設部が、関係市町村事業担当課に情報提供する。なお、大きな変更以外の軽微な変更内容については、必要に応じて情報提供する。

工事の計画変更等に関する情報提供の方法は、別紙②の様式によりメールにて行うことを原則とする。但し、県が必要と認めたときは説明会を開催する。

この情報提供を受けて行う県と市町村の負担額確定の協議については、毎年2月に、県土整備部から各市町村事業担当課へ、市町村ごとに文書協議する。協議内容に合意する場合は、その旨、各市町村事業担当課から県土整備部に対し回答を行う。

平成 年度 市町村負担金を徴する土木建設事業一覧

県土整備部

事業名	事業名	区分	負担率	担当室
道路事業	県単道路改築事業	一般	事業費の10分の1	道路整備室
		第二名神・紀勢線・川上ダム関連事業	事業費の20分の1	
急傾斜地事業	国補急傾斜地崩壊対策事業	一般 大規模斜面	事業費の10分の1	砂防室
		一般 緊急改築	事業費の10分の1	
		一般 その他	事業費の5分の1	
		公共関連 大規模斜面	事業費の20分の1	
		公共関連 緊急改築	事業費の20分の1	
		公共関連 その他	事業費の10分の1	
	県単急傾斜地崩壊対策事業	事業費の5分の1		
	県単急傾斜地災害緊急対策事業	事業費の10分の1		
海岸事業	離島振興対策事業	局部改良	事業費の10分の1	港湾・海岸室
	国補海岸環境整備事業		事業費の30分の3	
港湾事業	国補港湾改修事業	重要港湾 小型係留施設関連	事業費の10分の1.5	港湾・海岸室
		重要港湾 上記以外	事業費の10分の1	
		地方港湾	事業費の10分の1.5	
		統合補助	事業費の30分の6	
	国補港湾環境整備事業	施設	事業費の30分の6	
		用地	事業費の30分の6	
	離島振興対策事業	地方港湾 水域・外かく施設	事業費の10分の0.25	
		地方港湾 けい留施設	事業費の10分の1.25	
	県単港湾改修事業		事業費の5分の1	
港湾海岸局部改良事業		事業費の30分の3		
港湾緑地一体整備促進事業		事業費の5分の1		
都市計画事業	組合土地区画整理事業	1種	事業費の90分の20	都市基盤室
	国補街路事業	道路改築1種	事業費の6分の1	
		道路改築2種	事業費の4分の1	
		踏切除却・改良	事業費の6分の1	
	緊急地方道路整備事業	土地区画整理	事業費の90分の20	
		街路	事業費の60分の10	
	県単街路事業		事業費の2分の1	
	地方特定道路整備事業	街路	事業費の6分の1	
	ウォークギャラリー整備事業	改良	事業費の6分の1	
	交通結節点周辺バリアフリー改善事業	改良	事業費の6分の1	
国補公園事業	施設	事業費の10分の1		
	用地	事業費の30分の3		
都市公園等一体整備促進事業		事業費の10分の1		
下水道事業	過疎地域下水道建設代行事業		地方負担額に、2分の1を乗じて得た額に、県の起債充当額(ただし、起債の充当ができない場合は、起債充当相当額)の残額を加えた額	下水道室
	国補流域下水道事業		地方負担額に、2分の1を乗じて得た額	
	県単流域下水道事業		事業費の2分の1	
	下水道対策事業		事業費の2分の1	

参考資料(別添)

- (1)負担率決定手続の流れ等
- (2)他の都道府県の負担率の状況(三重県の負担率が変更する都度、情報提供する)

(県営〇〇〇〇事業にかかる工事の計画変更に関する情報提供資料)

- 1 事業名
- 2 施工路線名等
- 3 施工場所
 - ・位置図
 - ・現況写真 など
- 4 工事の概要
- 5 対象事業のメニュー
- 6 事業費及び概算積算書（変更内容がわかるもの）
 - ・県財政当局への予算要求資料程度のもの
- 7 市町村負担額の確定見込額
- 8 担当部局・室名、担当者名、電話番号、メールアドレス

*上記項目のうち、メールによる送付が困難なものについては、建設部が市町村に郵送又は説明することとする。

⑨市町村行財政関連の重複調査の改善検討部会【協議終了】

検討部会設置の背景・目的

あたたか分権ミーティングにおいて、普通交付税算定事務、母子保健報告と地域保健事業報告など福祉関連調査、各種学校教育関係調査で調査項目及び資料提出などで重複事項があり、非効率かつ事務負担となっているとの問題点が指摘された。

このような現状を踏まえ、この検討部会では、市町村行財政の関連する重複調査について重複改善の方策を検討し、事務の簡素化・効率化を目指す。

検討部会メンバー

市町村		県	
津市／財政課長	尾鷲市／財務課長	市町村財政室長	
伊勢市／財政課長	鳥羽市／財政課長		
桑名市／財務課長	鵜殿村／総務課長		
伊賀市／財政課長			

事務局●市長会事務局、町村会事務局、三重県地域振興部地方分権室

検討事項および開催実績

(平成16年)

第1回 [4/28 13:00～14:30] ⇒ 協議計画書に基づく今後の進めかたの説明

第2回 [6/1 13:00～15:00] ⇒ 【検討事項①】普通交付税の算定作業の簡素化

第3回 [9/16 13:30～15:30] ⇒ 【検討事項②】福祉・教育関連調査と普通交付税調査の重複項目の改善、基準財政収入額における重複調査の改善

第4回 [12/22 13:30～15:00] ⇒ 【検討事項③】「公共施設状況調査」の改善

【検討事項④】「公共事業発注計画標準調査表」について

【検討事項⑤】「公共事業等の事業施行計画及び事業施行状況等にかかる調査」について

検討内容および決定事項

①普通交付税の算定作業の簡素化【H16.10.18 総会報告済】

論 点 短期間での作業を要求される普通交付税算定事務においては、算定資料の電算化により、手書きの資料の廃止等、事務を簡素化するべきではないか。

《検討部会での決定事項》

- ・書類作成や照合、確認作業の平準化について、16年度の算定業務（7月実施）から試行する。
- ・試行結果の意見を整理し、来年に向けての課題とともに部会に提出する。
- ・手書きの算定資料を電算化するなどの抜本的な解決については、各市町村からの国への制度改善要望を集約後、メンバーに原案を提示し、新しい材料をつけて16年度要望としたい。

②福祉・教育関連調査と普通交付税調査の重複項目の改善、基準財政収入額における重複調査の改善
【H17.5.18 総会報告済】

論 点 基礎数値を提出後、県民局から他の調査を元にしたデータと合わない指摘されることが多いが、原因が不明の場合、最終的に他の調査データと合わせるのであれば、市町村に不整合データのチェックを行わせる必要はないのではないか。

《検討部会での決定事項》

- ・ それぞれの調査が同時平行で進められているため、他の調査の完成を待って、データを入力することはできない。
- ・ 国に対しては他省庁報告数値をシフトさせるなどの調整を要望しており、その回答を受けて、再度国への改善要望策を検討する。

③「公共施設状況調査」の改善

論 点 今年度より調査項目が削減されたが、3年に一度は従来の調査項目での調査が必要となる。完全な簡素化とは言えないのではないか。

《検討部会での決定事項》

- ・ 簡素化についてはさらに国へ要望していくとともに、今年度より調査に対する意見要望について市町村へも照会する。
- ・ 事前に県で把握しているデータについては、数値が確定しているものなど可能なものについては、今年度より、調査表提出期限時まで提供する。

④「公共事業発注計画標準調査表」について

論 点 調査の活用方法が不明である。単なる統計調査であれば事務の簡素化のために廃止できないか。また廃止できないのであれば、四半期ごとの提出ではなく、年度最終の提出にならないか。

《検討部会での決定事項》

- ・ 公共事業の執行と、建設資材の安定調達、建設労働者の安定確保に必要な調査であり、引き続きご協力をお願いします。
- ・ 市町村の負担軽減や調査回数の削減についてこれまでも要望してきているが、今後も調査主体の公共事業施行対策中部地方協議会の場で、改善すべき点を事務局（中部地方建設局）に要望していく。
- ・ 今年度より調査結果については、各市町村で活用できるよう、県から独自に送付することとする。

⑤「公共事業等の事業施行計画及び事業施行状況等にかかる調査」について【H17.5.18 総会報告済】

論 点 調査の活用方法が不明である。単なる統計調査であれば事務の簡素化のために廃止できないか。また廃止できないのであれば、四半期ごとの提出ではなく、年度最終の提出にならないか。

《検討部会での決定事項》

- ・ 地方自治法に規定された総務省の調査であるので、改善要望については17年度から総務省に要望していきたい。国からの回答については、調査照会時に報告する。

⑩福祉関連の重複調査の改善検討部会【協議終了】

検討部会設置の背景・目的

あたたか分権ミーティングにおいて、普通交付税算定事務、母子保健報告と地域保健事業報告など福祉関連調査、各種学校教育関係調査で調査項目及び資料提出などで重複事項があり、非効率かつ事務負担となっているとの問題点が指摘された。

このような現状を踏まえ、この検討部会では、福祉関連の重複調査について重複改善の方策を検討し、事務の簡素化・効率化を目指す。

検討部会メンバー

市町村		県	
桑名市／福祉総務課長 健康推進室長	東員町／健康福祉課長	医療政策室長	健康福祉総務室長
尾鷲市／福祉保健課長	芸濃町／住民課長	こども家庭室長	
【オブザーバー】		健康づくり室長	
大山田村／保健センター		生活保障室長	

事務局●市長会事務局、町村会事務局、三重県地域振興部地方分権室

検討事項および開催実績

(平成16年)

第1回 [4/26 15:00～] ➡ 協議計画書に基づく今後の進めかたの説明

第2回 [5/28 10:00～11:20] ➡ 【検討事項①】「地域保健事業報告」と「母子保健報告」の重複の
第3回 [8/9 13:30～14:30] 改善

第4回 [10/26 10:30～11:20] ➡ 【検討事項②】「老人保健事業報告」と「保健事業費等国庫及び県
負担金事業報告」等の重複の改善

検討内容および決定事項

①「地域保健事業報告」と「母子保健報告」の重複の改善【H16.10.18 総会報告済】

論 点 「母子保健報告」の方が若干詳しい数値を報告するものの、基本的には「地域保健事業報告」と同じ数値を報告するため事務負担となっており、改善を図るべきではないか。

《検討部会での決定事項》

- ① 17年度の調査より、事務負担を軽減するため、両調査のデータ収集、集計を一度に行えるよう、調査依頼時期を2月発送で統一し、取りまとめについては「地域保健事業報告」は5月、「母子保健報告」は6月中旬とする。
- ② また、調査票のわかりやすい記入要領を作成することで、一度に両調査票が記入できるようにし、業務負担の軽減を図る。
- ③ 17年度より「母子保健報告」の調査様式を紙媒体から電子媒体へ変更する。

論 点 県が詳細データを市町村に求める場合、その調査の必要性や使用目的等を十分説明するべきではないか。

《検討部会での決定事項》

④ 17年度より、調査結果については、単なる集計だけではなく、グラフ等分析結果を表示するとともに、冊子だけでなく、HP等で電子媒体による情報提供を行い、必要に応じて市町村で活用・加工できるものとする。

論 点 「母子保健報告」の調査項目を見直して減らすことができないか。

《検討部会での決定事項》

⑤ 16年度に素案を作成し、17年度の医療審議会すこやか親子推進部会で協議を開始する予定。検討結果のまとめは2～3年後の見込み。

論 点 「高齢者のインフルエンザワクチン予防接種状況調査」（健康危機管理室所管）と「地域保健事業報告」の重複の調査項目をなくすことができないか。

《検討部会での決定事項》

⑥ 16年度より地域保健事業報告のデータを使用して保健所担当者が作成することとし、市町村への調査は行わない。（但し調査内容等に変更があれば調査依頼を行う場合もある。）

②「老人保健事業報告」と「保健事業費等国庫負担金事業実績報告」の重複の改善

【H17.5.18 総会報告済】

論 点 同じ数値を報告する項目が多いため事務負担となっている。改善を図るべきではないか。

《検討部会での決定事項》

① 調査項目については、必ずしもその内容が重複しているものではないため、そのままデータを使うことができない。また、調査項目が国の調査や補助金に連動しているため、項目の削減は困難である。

② 17年度の実績報告より、「老人保健事業報告」から転記できる調査項目の一覧表等を添付することにより、記入時における業務負担の軽減とチェック体制の充実を図る。

⑪教育関連の重複調査の改善検討部会【協議終了】

検討部会設置の背景・目的

あたたか分権ミーティングにおいて、普通交付税算定事務、母子保健報告と地域保健事業報告など福祉関連調査、各種学校教育関係調査で調査項目及び資料提出などで重複事項があり、非効率かつ事務負担となっているとの問題点が指摘された。

このような現状を踏まえ、この検討部会では、教育関連の重複調査について重複改善の方策を検討し、事務の簡素化・効率化を目指す。

検討部会メンバー

市町村		県	
津市／学校教育推進課長	鳥羽市／学校教育課長	教育総務室長	小中学校教育室長
桑名市／教育総務課長	いなべ市／教育総務課長	人材政策室長	生涯学習室長
尾鷲市／学校教育課長		生徒指導・健康教育室長	統計調査室長

事務局●市長会事務局、町村会事務局、三重県地域振興部地方分権室

検討事項および開催実績

(平成16年)

第1回 [4/27 15:00～] ⇒ 協議計画書に基づく今後の進めかたの説明

第2回 [5/26 13:00～15:00] ⇒ 【検討事項①】「北勢地区市町社会教育委員名簿の作成について」「青少年育成市町村民会議連絡協議会の名簿提出について」及び「市町村社会教育委員の活動等に関する調査について」の重複改善

【検討事項②】「図書館運営調査」の調査元の重複の改善

【検討事項③】「児童生徒の問題行動等の生徒指導の諸問題に関する調査(翌年度4月報告)」と「児童生徒の問題行動に関する報告書(毎月報告)」の重複改善

第3回 [7/26 10:00～12:00] ⇒ 【検討事項④】「日本語教育が必要な外国人児童・生徒数等調べ」と「日本語指導が必要な外国人園児児童生徒数調査」の重複の改善

【検討事項⑤】「児童・生徒数及び学級数の見込調べ」の定期調査の簡素化

第4回 [10/13 13:30～15:30] ⇒ 【検討事項⑥】「所属態様報告書及び教職員定数調査」と「学校基本調査」の重複の改善

【検討事項⑦】今後の進め方

検討内容および決定事項

①「北勢地区市町社会教育委員名簿の作成について」「青少年育成市町村民会議連絡協議会の名簿提出について」及び「市町村社会教育委員の活動等に関する調査について」の重複改善【H16.10.18 総会報告済】

論 点 「北勢地区市町社会教育委員名簿の作成について」と「青少年育成市町村民会議連絡協議会の名簿提出について」及び「市町村社会教育委員の活動等に関する調査について」で重複している社会教育委員名の調査を改善すべきではないか。

《検討部会での決定事項》

「北勢地区市町社会教育委員名簿の作成について」と「市町村社会教育委員の活動等に関する調査について」は、委員名の調査部分が重複し、調査様式も酷似しているため、後者の委員名調査部分は各教育事務所に対して行い、市町村に対しては教育事務所を通じた委員交代の有無を確認する。

「市町村社会教育委員の活動等に関する調査について」の調査項目や時期については、今後、三重県社会教育委員連絡協議会総会で提案し解決を図る。

《検討部会での決定事項》

「青少年育成市町村民会議連絡協議会の名簿提出について」は、必ずしも社会教育委員が会長に就任していないため、独自に毎年調査を行い、各市町村民会議会長の連絡先を確実に把握することとする。

②「図書館運営調査」の調査元の重複の改善【H16.10.18 総会報告済】

論 点 図書館の運営に関する調査（「便覧の作成に関する調査」、「県総合計画に関連するデータ集にかかる調査」、「(財)日本図書館協会による全国調査」、「市町村間での調査」）においては、なるべく調査様式や調査項目を統一すべきではないか。

《検討部会での決定事項》

- ・ 17年度以降、「便覧の作成に関する調査」に「県総合計画に関連するデータ集にかかる調査」の調査項目を含めることで、重複しないように配慮する。
- ・ 「(財)日本図書館協会による全国調査」について、多数の市町村から改善要望があれば、県立図書館を通じて日本図書館協会にその旨を伝える。
- ・ 「市町村間での調査」は、最も詳細な調査である「(財)日本図書館協会による全国調査」を参照する。

③「児童生徒の問題行動等の生徒指導の諸問題に関する調査（翌年度4月報告）」と「児童生徒の問題行動に関する報告書（毎月報告）」の重複改善【H16.10.18 総会報告済】

論 点

「児童生徒の問題行動に関する報告書」の1年間の集計を「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」とする等、調査様式や調査項目を簡素化すべきではないか。

《検討部会での決定事項》

- ・「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」は、16年度から調査様式の電子化による業務軽減は見込まれるが、調査項目の簡素化は、引き続き担当者会議等で国に要望する。
- ・「児童生徒の問題行動に関する報告書」は、簡素化できる調査項目を検討し、市町村と協議の上で17年度分より実施する。

④「日本語教育が必要な外国人児童・生徒数等調べ」と「日本語指導が必要な外国人園児児童生徒数調査」の重複の改善【H16.10.18 総会報告済】

論 点

「日本語教育が必要な外国人児童・生徒数等調べ」と「日本語指導が必要な外国人園児児童生徒数調査」の児童別の調査表が重複しているため改善すべきではないか。

《検討部会での決定事項》

- ・16年度より「日本語教育が必要な外国人児童・生徒数等調べ」の児童別一覧の様式は提出不要とする。生徒数の調査のみ行うこととする。
- ・16年度より「日本語指導が必要な外国人園児児童生徒数調査」の回数を3回から1回に減らし、負担を軽減する。

⑤「児童・生徒数及び学級数の見込み調べ」の定期調査の簡素化【H16.10.18 総会報告済】

論 点

「児童・生徒数及び学級数の見込み調べ」の定期調査の簡素化ができないか。

《検討部会での決定事項》

- ・「児童・生徒数及び学級数の見込み調べ」の定期調査は、これ以上の簡略化は困難であるが、17年度の新しい電算システムにこの調査を組み込み、業務負担の軽減を図る。

論 点

「児童・生徒数及び学級数の見込み調べ」の副次的調査の簡素化はできないか。**【H17.5.18 総会報告済】**

《検討部会での決定事項》

「児童・生徒数及び学級数の見込み調べ」に附随する障害児学級に関する調査については、学級編制上重要な調査であり、内容の割愛は困難である。なお様式の改善には努力したい。

⑥「所属態様報告書及び教職員定数調査」と「学校基本調査」の重複の改善【H17.5.18 総会報告済】

論 点 「所属態様報告書及び教職員定数調査」と「学校基本調査」の重複は改善できないか。

《検討部会での決定事項》

- ・ 「所属態様報告書」については、17年度からの新電算システムに組み込み、業務負担の軽減を図りたい。
- ・ 「教職員定数調査」については、調査様式の改善を図り「学校基本調査」とのチェックや転記等が容易になるようにしたい。
- ・ 「学校基本調査」については、統計法に基づくため、廃止や簡略化はできないが、市町村内部で事務の委任ができる方法を紹介し、調査ルートの本化による業務負担の軽減を進めたい。また学校対象の説明会は17年度より廃止する。

⑦今後の進め方

論 点 議題以外の重複調査の検討はどうするか。

《検討部会での決定事項》

- ・ 県教育委員会が行っている対市町村への定期調査（91本）についてそれぞれ検討を行い、うち21本について廃止、簡素化を行うこととした。
- ・ 市町村への調査依頼に際しての教育委員会事務局内での統一ルールを策定し、引き続き調査業務の改善を進めていくこととした。

⑬「新しい時代の地域づくりのあり方」に関する検討部会【協議終了】

検討部会設置の背景・目的

三重県総合計画「県民しあわせプラン」の基本理念である「みえけん愛を育む“しあわせ創造県”」を実現していくためには、県民が暮らしの土台である自分たちの住む地域のあり方を、自分たちで責任をもって決めることができる「地域主権の社会」の実現が不可欠である。

このため、暮らしの土台を支えている公のあり方を、行政が主に担うというこれまでの枠組みから、地域が担う形に変えていくことが必要との認識の下、これからの地域づくり*に向けて、地域の多様な主体が自ら考え、参画するための仕組みや、行政（市町、県）の支援のあり方、さらにその具体的な方法等について、調査検討する。

*地域づくり = 市町区域内や複数の市町の区域で、多様な主体が、目指すべき「地域主権の社会」に向けて、主体的に考え、協議し、より良い地域の実現に取り組むこと。

検討部会メンバー

市町村		県	
津市／政策課長	鳥羽市／企画課長	企画開発室長	
四日市市／政策課長	熊野市／市長公室長	新しい時代の公総括特命監	
伊勢市／政策課長	いなべ市／企画課長	地方分権室長	
松阪市／政策課長 まちづくり推進課長	志摩市／企画政策課長		
桑名市／政策課長	伊賀市／企画調整課長		
鈴鹿市／企画課長 地域課長	大紀町／企画振興課長		
名張市／総合企画室長	紀北町／企画課長		
尾鷲市／市長公室長	御浜町／総務課長		
亀山市／企画課長	紀宝町／企画調整課長		

助言者 ● 龍谷大学教授／白石 克孝 氏、同志社大学教授／新川 達郎 氏
東京農工大学客員教授／福井 隆 氏
事務局 ● 市長会事務局、町村会事務局、三重県地域振興部地方分権室

検討事項および開催実績

(平成17年)

第1回 [6/ 6 13:30～16:15] → 検討事項及び今後の進め方

第2回 [7/ 8 13:00～16:30] → 【検討事項①】地域づくりにおける住民と行政、市町と県の役割分担について

第3回 [8/ 1 13:00～16:00] → 【検討事項②】地域づくりにおける多様な主体が参画するための仕組みについて

第4回 [9/ 1 13:00～16:00]

研修会 [9/29 10:15～12:30]

第5回 [10/12 13:00～16:00] → 【検討事項③】地域づくりにおける市町、県の支援のあり方について

(平成18年)

第6回 [1/13 13:30～16:30] → 【検討事項③】地域づくりにおける市町、県の支援のあり方について

検討内容および決定事項

【検討事項①】地域づくりにおける住民と行政、市町と県の役割分担について

論 点

「地域主権の社会」の実現に向けて、これからの地域づくりは、行政主導ではなく、地域の住民等が主体となった取組へと移行していくことが重要である。これからの取組に向けて、住民と行政、市町と県の役割分担を明確にすべきではないか。

《検討部会での決定事項》 ➡資料参照 (P. 111~114)

- ①「地域主権の社会」の実現に向けて、県が提唱する「新しい時代の公」の考え方に基づき、行政主導でなく、行政と地域の住民等が密接な関係を築きながら、補完性の原理に基づく役割分担を基本にしつつ、地域が主体となって取組を展開すべきである。
- ②市町域より狭い地域の地域づくりでは、住民等の主体的な活動を踏まえ、「近接性」、「応答性」の観点から市町が対応することを基本とする。
- ③市町域あるいは、複数市町に跨る広域の地域づくりでは、基本的には市町（広域においては連携した複数市町）が対応するが、「専門性」、「広域性」の観点から、必要に応じて県が補完・支援する。

【検討事項②】地域づくりにおける多様な主体が参画するための仕組みについて（これからの地域づくりの考え方）

論 点

これからの地域づくりには、地域の多様な主体（住民、NPO、企業等）が参画した主体的な取組を促進するための仕組みが必要ではないか。

《検討部会での決定事項》 ➡資料参照 (P. 111~114)

- ①地域が持つ力を最大限に引き出し、課題解決や目標達成に向けて、大きな効果を挙げるため、地域の多様な主体が参画し、課題・目標を共有し、役割と責任を担いながら、戦略的に取り組むパートナーシップを形成し、多様な主体の力や特性を活かしていくべきである。
- ②パートナーシップによる戦略的な取組を通じ、自立・持続する地域社会の構築に繋げることが大切である。

【検討事項③】地域づくりにおける市町、県の支援のあり方について（取り組むべき方向）

論 点

パートナーシップによる取組が、地域が主体となった地域づくりを進める上で重要であるという考え方及び上記【検討事項①】で整理した県・市町の基本的な役割分担を踏まえ、今後、地域が主体となった地域づくりを進める上で、市町はどのように取り組んでいくべきか。

《検討部会での決定事項》⇒資料参照（P.111～114）

（１）市町域より狭い地域での取組

- ①地域が主体となった取組が促進されるよう、住民自治の拡充支援、住民参画の仕組みづくり等の環境整備や情報提供などの支援を行う。
- ②パートナーシップの一員として、地域の課題解決や目標達成に向けて、取り組む。

（２）複数の市町に跨る広域での取組

関係する市町同士が連携し、主体的に取り組む。

論 点

今後、地域が主体となった地域づくりを補完・促進する上で、県はどのように取り組んでいくべきか。

《検討部会での決定事項》⇒資料参照（P.111～114）

（１）「県土づくり」の取組

取組の対象や事業の効果が、全県域あるいは県境を越えて広範囲に及ぶような施策の方向性を示し、重点的に取り組むとともに、こうした施策を支える環境整備も進める。このような取組を進めるにあたっては、市町等が行う地域づくりへの効果も勘案することとし、関連する県事業・補助金等の活用を含め、総合的な取組に配慮する。

（２）市町域、あるいはより狭い地域における取組に対する支援のあり方

- ①市町の要請があった場合、住民自治の拡充支援のための市町の取組に対し、必要な助言やサポートを行う。
- ②市町の要請があった場合、多様な主体が参画した枠組み（パートナーシップ）づくりに向けた市町の取組に対し、必要な助言やサポートを行う。
- ③パートナーシップによる取組が、県の施策目的にも合致する場合には、その取組を支援したり、補完的役割を担うとともに、パートナーシップの一員として主体的な役割を担う。

（３）複数の市町に跨る広域での取組に対する支援のあり方

市町同士の連携を制約しないことに留意しつつ、市町では解決が困難な取組の補完や地域間連携支援のための社会資本整備などを通じて、連携を促進する。

県と市町村の新しい関係づくり協議会「新しい時代の地域づくりのあり方」に関する検討部会 (最終まとめ)

検討の経過＝「地域主権の社会」の実現に向けて、地域の多様な主体が自ら考え、参画するこれからの地域づくりの考え方、行政の補完・支援のあり方について調査検討する。

地域づくり＝市町区域内や複数の市町の区域で、多様な主体が、目指すべき地域主権の社会に向けて、主体的に考え、協議し、より良い地域の実現に取り組むこと。

県土づくり＝県が、取組の対象や事業の効果が、全県域あるいは県境を越えて広範囲に及ぶような施策及びこうした施策を支える環境整備に取り組むこと。

1 地域を取り巻く情勢の変化

- ・人口減少社会の到来により、地域の衰退・崩壊が危惧される。
- ・地方分権・市町村合併の進展に伴い、市町の行政能力の更なる向上が求められる。
- ・多様な住民ニーズの発生に対し、画一的な行政対応の限界が生じている。
- ・行政以外の「公」の担い手である住民等の主体的活動が活発化してきている。

2 地域づくりにおける行政（県・市町）の取組の現状と課題

(1) 市町の取組の現状と課題

- ・従来、住民が担ってきた領域も含めて、行政が役割を拡大してきたことにより、住民の自治意識や取組等が弱くなった。
- ➡ 住民の自主的・主体的な取組のため、地域の自治組織の機能が重要である。
- ・これまで、ややもすると行政主導となりがちであった反省を踏まえ、住民・団体等との協働の取組が進められてきているが、それぞれが連携した活動に繋がっていることは少ない。
- ➡ 行政は、交流機会を増やすなど、地域の住民・団体等同士の間での連携や対話を一層進め、企画・実行・検証の各段階における参画の仕組みを整備し、より密接な関係を構築する必要がある。

(2) 県の取組の現状と課題

- ・県は、市町の事業、住民等の市町域での取組に補助金、情報提供等の側面的支援を行うとともに、複数市町に跨る生活創造圏において、市町や民間活動を支援してきている。
- ➡ 市町の行政体制強化に伴い、これまでの役割を見直していくことが求められる。
- ・地域の住民・団体等との協働事業に取り組む際に、関係する市町との調整が十分になされていないケースも見受けられた。
- ➡ 今後は、関係市町との連携を密に事業に取り組むことが求められる。
- ・県は、これまで、個々の施策目的を達成することを重視し、部局ごとに縦割りで取り組んできたため、市町が進める総合的な地域づくりに対し、効果が限定される場合が多かった。
- ➡ 今後は、市町が行う地域づくりへの効果を勘案した上で、施策を実施していくことが求められる。

3 これからの地域づくりの考え方

- ・「地域主権の社会」の実現に向けて、県が提唱する「新しい時代の公」の考え方に基づき、行政主導でなく、行政と地域の住民等が密接な関係を築きながら、補完性の原理に基づく役割分担を基本にしつつ、地域が主体となって取組を展開すべきである。
- ・地域が持つ力を最大限に引き出し、課題解決や目標達成に向けて、大きな効果を挙げるため、地域の多様な主体が参画し、課題・目標を共有し、役割と責任を担い、戦略的に取り組む「パートナーシップ」を形成し、多様な主体の力や特性を活かしていくべきである。
- ・パートナーシップによる戦略的な取組を通じ、自立・持続する地域社会の構築に繋げていくことが大切である。

4 今後の地域づくりにおける県と市町の役割分担

(市町域より狭い地域)

- ・住民等の主体的な活動を踏まえ、近接性、応答性の観点から市町が対応することを基本とする。

(市町域あるいは、複数市町に跨る広域)

- ・基本的には、市町（広域においては連携した複数市町）が対応するが、専門性、広域性の観点から、必要に応じて県が補完・支援する。

5 今後の地域づくりにおける県・市町の取り組むべき方向

(1) 市町の取り組むべき方向

(市町域より狭い地域での取組)

- ・地域が主体となった取組が促進されるよう、住民自治の拡充支援、住民参画の仕組みづくり等の環境整備や情報提供などの支援を行う。
- ・パートナーシップの一員として、地域の課題解決、目標達成に取り組む。

(複数の市町に跨る広域での取組)

- ・関係市町の連携により、主体的に取り組む。

(2) 県の取り組むべき方向

(県土づくりの取組方向)

- ・主体的に施策の方向性を示し、重点的に取り組むとともに、こうした施策を支える環境整備も進める。取組の際は、市町等が行う地域づくりへの効果も勘案し、関連する県事業・補助金等の活用を含め、総合的な取組に配慮する。

(市町域、あるいはより狭い地域における取組に対する支援のあり方)

- ・住民自治の拡充支援のための市町の取組に対し、必要な助言やサポートを行う。
- ・多様な主体による枠組み（パートナーシップ）づくりに向けた市町の取組に対し、必要な助言やサポートを行う。
- ・県の施策目的にも合致するパートナーシップによる取組を支援し、補完的役割を担い、パートナーシップの一員として主体的役割も担う。

(複数の市町に跨る広域での取組に対する支援のあり方)

- ・市町同士の連携を制約しないことに留意しつつ、市町では解決が困難な取組の補完や地域間連携支援のための社会資本整備などを通じて、連携を促進する。

地域を取り巻く情勢の変化、今後の地域づくりの方向性

人口減少社会の到来

地域の衰退、崩壊の恐れ

活力ある地域を持続していく
ために

豊かさの価値観の転換

「ものの豊かさから心の豊かさへ」
「量から質へ」

地域の発意による多様な地域
資源を活かした地域社会の
再生・創造への取組

循環

「地域の多様な主体が参画し、課題・目標を
共有し、明確な役割と責任を担った戦略的
な地域社会の再生・創造への取組」
(パートナーシップによる取組)

多様な主体の持つ力
多様な地域資源を活用する視点
「新しい時代の公」のガバナンス

相乗(シナジー)効果!



地域づくりの大きな力に!

地域課題の解決

新たな地域社会の再生・創造の原動力

「地域主権の社会」の
構築を目指す

市町村合併
の進展

「新しい時代の
公」の担い手登場

地域の多様な主体が参画し、役割や責任
を明確にした上で、主体的に取り組む
新たな地域づくりへ

「新しい時代の公」の取組

自立・持続する
地域社会の
構築へ

循環

資料

地域づくりにおける多様な主体が参画するための仕組み、市町・県の支援のあり方(例示)

地域の課題解決や目標達成のための主体的な地域づくりの取組

より大きな効果を生む仕組みへ

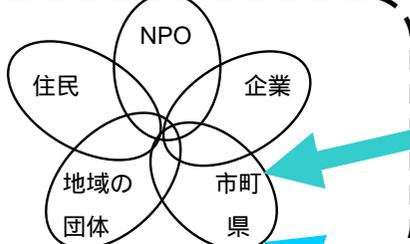
地域の多様な主体が参画し、明確な役割分担と責任により主体的に取り組む地域づくり

「パートナーシップ」の形成

「パートナーシップ」による地域社会の再生・創造への実践的取組

「パートナーシップ」が、地域の特性や資源を活用し、課題解決や将来の目標に向かって、主体的に進める地域づくりの実践的取組

組織



資金



市町等

地域づくり

(市町域、あるいはより狭い地域での取組)
地域の住民等が主体となった取組を促進するとともに、パートナーシップの一員としての役割を担う。
(複数市町に跨る広域での取組)
関係市町と連携し、取り組む。

地域の多様な主体が参画して取り組む地域づくりを促進するための環境整備

- (1) 多様な主体による「パートナーシップ」形成に向けた機運醸成等
(例) 講習会、検討会等開催
- (2) それぞれの地域にふさわしい仕組みや環境整備を進める
(取組例): 住民自治組織等の育成、市民活動支援センターの設置
- (3) 住民参画の行政の推進
(取組例): 住民自治基本条例の制定、住民参画の計画づくり

地域の課題解決や目標達成のための取組

多様な主体とパートナーシップを構築し、主体的に取り組む。その際には、目標や優先度を共有し、より高い効果の見込まれる取組を優先する。

県事業

国・県補助事業

「市町等」は、市町域の取組では「市町」、複数の市町に跨る広域での取組では、「連携した関係市町」を示す。

県

県土づくり

取組の対象や事業の効果が、全県域あるいは県境を越えて広範囲に及ぶような施策について、主体的に方向性を示し、より重点的に取り組むとともに、こうした施策を支える環境整備を進める。

地域づくりのサポート

市町等サポート体制(アドバイザー機能等)強化

- (1) 地域の多様な主体による「パートナーシップ」形成に向けた市町の取組をサポート
- (2) 地域の自立を支援する市町の取組をサポート

アドバイザー、コーディネーター等、高度な専門性を有する人材の派遣や情報提供等を行う。

「パートナーシップ」による地域社会の再生・創造に向けた実践的取組への総合的対応

中山間地域や中心市街地の再生・活性化等、「県土づくり」においても緊急性の高い政策課題について、関連する県事業・補助金等を活用するなど、総合的に対応。

地域づくりの効果に資するという視点が必要

サポートの要請

相談助言協力

資料

参 考 資 料

県と市町村の新しい関係づくり協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本協議会は、県と市町村の新しい関係づくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、市町村合併や地方分権の流れを踏まえ、県と市町村のそれぞれの役割の明確化や適正化を図るとともに、県と市町村が真に対等・協力の関係を築くことを目的とする。

(協議事項)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を協議する。

- (1) 連携・協力に関するあり方の検討と見直し
- (2) 権限移譲に関するあり方の検討と見直し
- (3) 三位一体改革への対応並びに県単独補助金及び市町村負担金のあり方の検討と見直し
- (4) 調査及び資料提出などの事務処理又は法制度に関するあり方の検討と見直し
- (5) その他本協議会の目的達成のため必要な事項の情報共有及び検討

第2章 組織

(協議会の構成)

第4条 本協議会は、別表の者をもって構成する。

(役員)

第5条 本協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名

(役員を選任)

第6条 役員は、総会において選任する。

(役員職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(事務局)

第8条 本協議会の事務局は、三重県地域振興部地方分権室、三重県市長会及び三重県町村会に置く。

第3章 会議

(会議)

第9条 会議は、総会及び運営調整会議とする。ただし、必要に応じて検討部会を設置することができる。

- 2 会議、会議録及び会議に提出した文書は公開とする。
- 3 会議の運営に関しては、公平かつ公正な協議の推進に努めなければならない。

(総会)

第10条 総会は、会長が招集する。

(総会の決定事項)

第11条 総会は、次に掲げる事項について決定する。

- (1)第3条の規定による協議事項の対応方針
- (2)前号の規定に定めるもののほか、本協議会の運営に関する重要事項で、会長が必要と認める事項

(議長)

第12条 総会の議長は、会長が指名する者とし、議事は会長が総会に諮り決定する。

(定足数)

第13条 総会は、構成員（またはその代理人）の半数以上の者が出席しなければ、開会することができない。

(運営調整会議)

第14条 具体的な協議事項の決定、検討部会設置の決定又は第11条の規定による総会の決定事項の事前の意見調整のため、必要に応じて運営調整会議を開催することができる。

- 2 運営調整会議は、三重県地域振興部、各県民局企画調整部及び市町村の地方分権に係る職員で構成する。
- 3 運営調整会議は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 運営調整会議は、会長の指示により三重県地域振興部地方分権室が招集する。

(検討部会)

第15条 第14条第1項の規定により設置が決定したときは、検討部会を置く。

- 2 検討部会の運営に関し必要な事項は、別途定める。

第4章 経費等

(経費)

第16条 会議にかかる経費は、三重県、三重県市長会及び三重県町村会の三者が負担し、その負担割合は、三者が協議し決定する。

(雑則)

第17条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成16年2月18日から施行する。

(失効)

第2条 この規約は、平成18年3月31日限り、その効力を失う。

附則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成16年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成16年6月9日から施行する。

附則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成16年10月1日から施行する。

附則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成16年11月1日から施行する。

附則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成17年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成18年1月10日から施行する。

別 表 (第4条関係)

県と市町村の新しい関係づくり協議会名簿

役職名		役職名	
会 長	三重県知事		三重県出納長
副会長	伊賀市長		総合企画局長
	菰野町長		総務局長
	三重県副知事		防災危機管理局长
			生活部長
委 員 (市町)	津市長	委 員 (県)	健康福祉部長
	四日市市長		環境森林部長
	伊勢市長		農水商工部長
	松阪市長		地域振興部長
	桑名市長		県土整備部長
	鈴鹿市長		県土整備部理事
	名張市長		企業庁長
	尾鷲市長		病院事業庁長
	亀山市長		教 育 長
	鳥羽市長		北勢県民局長
	熊野市長		津地方県民局長
	いなべ市長		松阪地方県民局長
	志摩市長		南勢志摩県民局長
	木曾岬町長		伊賀県民局長
	東員町長		紀北県民局長
	朝日町長		紀南県民局長
	川越町長		
	多気町長		
	明和町長		
	大台町長		
	玉城町長		
	度会町長		
	大紀町長		
	南伊勢町長		
	紀北町長		
	御浜町長		
	紀宝町長		

検討部会の運営に関する規程

(趣旨)

第1条 県と市町村の新しい関係づくり協議会（以下「協議会」という。）規約第15条第2項の規定により、検討部会の運営に関し必要な事項を次のとおり定める。

(所掌事項)

第2条 検討部会は、協議会規約第3条の規定による協議事項のうち、運営調整会議で決定した事項を専門的に協議又は調整する。

(組織)

第3条 検討部会は、県の関係室長及び市町村の関係課長で構成する。

2 検討部会に部会長及び副部会長を置く。

3 検討部会の部会長及び副部会長は、検討部会を組織する者の互選により、県及び市町村の職員からそれぞれ1名を選任する。

4 検討部会は、助言者として学識経験者を招聘することができる。

5 検討部会は、必要に応じてワーキンググループを設置することができる。

(部会長及び副部会長の職務)

第4条 部会長は、検討部会を代表し、会務を総理する。

2 部会長は、協議事項について県及び市町村の意見を十分聴き取るとともに調整に努めなければならない。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(検討部会等の開催)

第5条 検討部会は、部会長が招集する。

2 検討部会は、必要に応じて検討部会の運営に関する規程第3条の規定による構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(協議計画書の作成)

第6条 検討部会は、会長から指示を受けた事項について、別紙様式1により「協議計画書」を作成しなければならない。

(協議経過報告書の作成)

第7条 検討部会は、前条の規定による「協議計画書」に沿って協議を行うとともに、別紙様式2により「協議経過報告書」を協議の都度作成しなければならない。

(協議経過及び結果の報告)

第8条 検討部会は、第6条及び第7条の規定による「協議計画書」及び「協議経過報告書」を添えて、協議経過及び結果を直近に開催する協議会総会に報告しなければならない。

附則

(施行期日)

この規程は、平成16年2月18日から施行する。

附則

(施行期日)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

検討部会協議計画書

協議テーマ	
検討事項	
具体的な協議スケジュール	
メンバー	

検討部会協議経過報告書

日時・場所	
参加者	
議題	
意見の概要	
決まったこと	
その他	
次回開催日・場所	
作成者	